

区の現況、社会経済環境の変化と 新計画に向けた課題

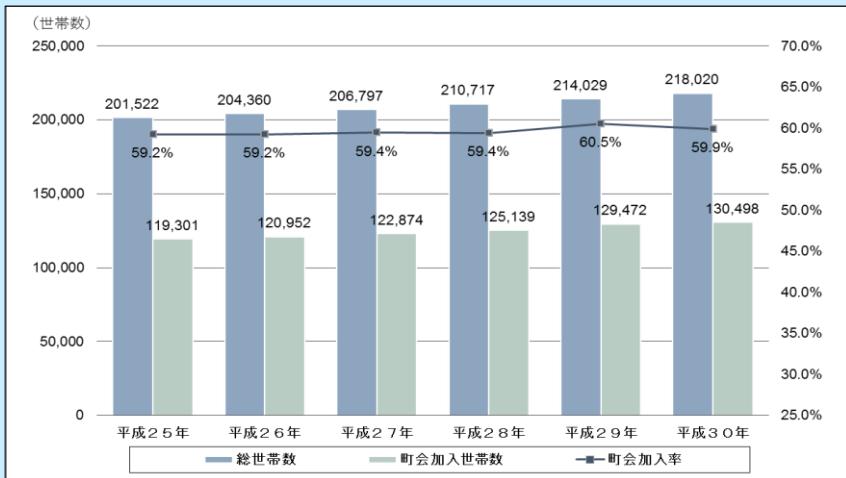
平成31年3月
品川区企画部

都市像 1-1 区民活動が活発な地域社会を築く

区の現況

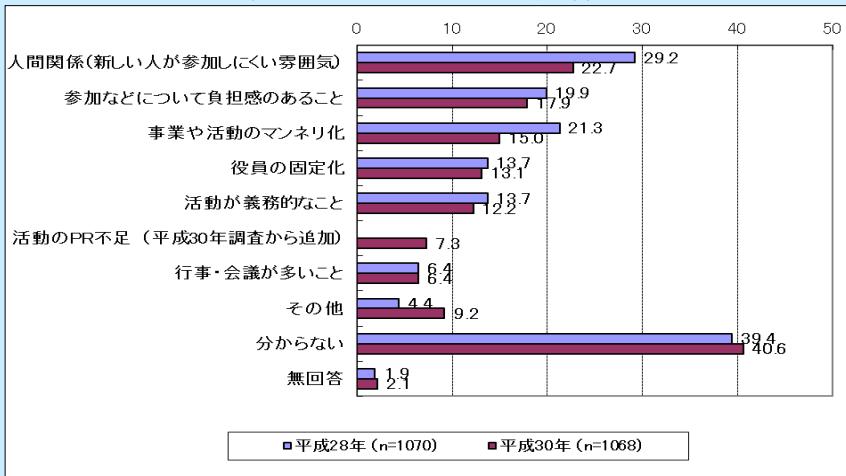
- ①地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する
- ・町会・自治会の加入率は約60% (図表1-1-1) である。
 - ・平成28年4月「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」(特別区初)を施行し、活動を促進している。
 - ・区内に主たる事務所を置くNPO法人数は特別区内で11位(平成30年11月20日時点) (図表1-1-3)。NPO法人の多くが人材や資金確保、広報等の情報発信において課題を抱えている。
 - ・平成22年度、しながわCSR推進協議会を設立。企業の社会貢献活動の促進を図り、会員企業も増加傾向にある(図表1-1-4)。
 - ・しながわ大学連携推進協議会を設立。平成30年度現在、6大学が加入し、連携を促進している。
- ②コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る
- ・区民集会所については、平成29年度の利用件数は平成23年度と比較して概ね増加傾向にあり、利用率も半数以上の施設で増加傾向にある(図表1-1-5)。
 - ・町会・自治会会館の建設、改築、修繕、耐震改修などに対し補助を実施している。

図表1-1-1 品川区内の町会・自治会加入率の推移



資料) 品川区資料より作成

図表1-1-2 町会・自治会活動の課題

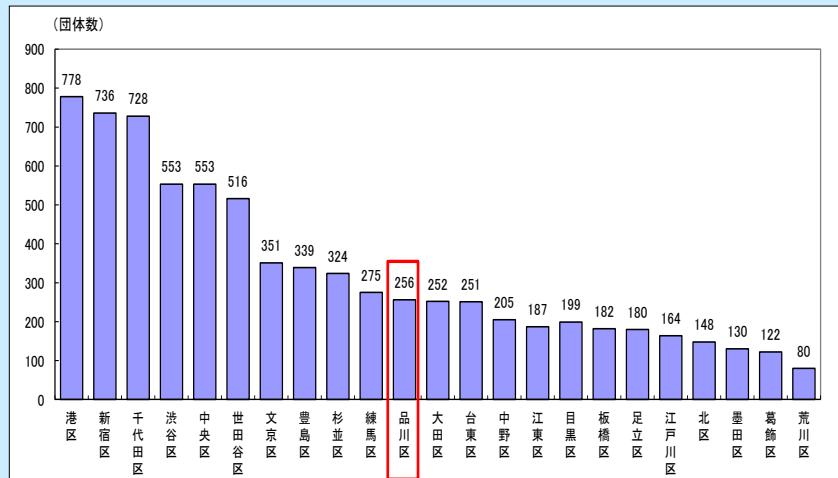


資料) 品川区「第23回品川区世論調査」より作成

社会経済環境の変化

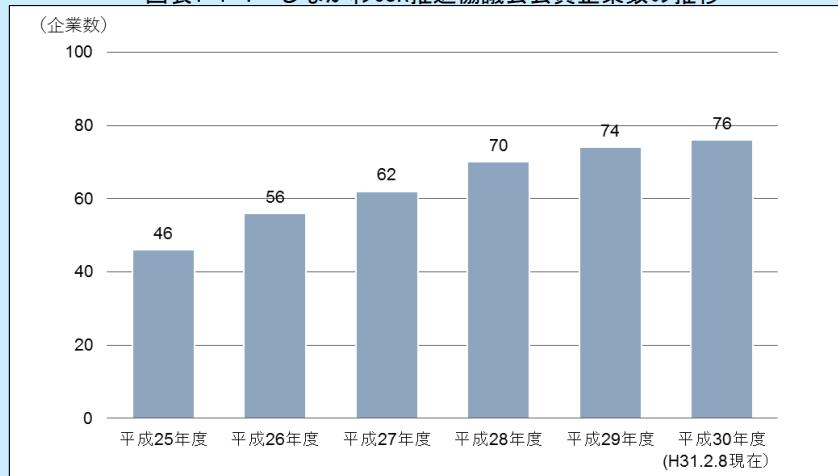
- ①地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する
- ・町会・自治会の担い手の高齢化や人材不足が進んでいる。
 - ・国が設置した「共助社会づくり懇談会」では、共助社会づくりの担い手として、地域住民や町会・自治会、NPO等の既存の地域の担い手に加えて、企業や金融機関、教育機関が重要な役割を担い、相互に連携することが重要であると指摘されている。
- ②コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る
- ・コミュニティ施設については、老朽化対策を進めるにあたり、財政負担の軽減・平準化の検討とともに、総合的な観点からみたコミュニティ拠点としてのあるべき機能・役割の検討が求められている。

図表1-1-3 区内に主たる事務所を置く認証NPO法人数(特別区比較)



資料) 東京都「NPO法人ポータルサイト」< <http://www.npo.metro.tokyo.jp/>> (2018年11月20日時点)より作成

図表1-1-4 しながわCSR推進協議会会員企業数の推移



資料) 品川区資料より作成

新計画に向けた課題

- ①地域課題を解決する自発的・自主的な活動を支援する
- ・担い手の高齢化・人材不足への対応と町会・自治会加入率向上に向け、活動支援の充実を図るとともに、地域住民のニーズを的確に把握する必要がある。
 - ・町会・自治会の負担軽減に向け、行政への協力業務のあり方を見直す必要がある。
 - ・町会・自治会活動と福祉分野・防災分野との連携をより一層促進していく必要がある。
 - ・地域団体・NPO等への設立当初の支援策は充実してきたが、団体がより発展し自主的に活動をしていくための、成長段階に応じた支援が必要である。
 - ・地域の課題解決に向け、区民活動と企業の社会貢献活動、大学等の教育・研究機能のより一層の協力関係を構築する必要がある。
- ②コミュニティ活動を支える拠点機能の充実・活用を図る
- ・多様で弾力性のあるコミュニティ拠点の充実を進めるとともに、施設の老朽化対策における財政負担の軽減・平準化のため、適切かつ計画的に管理・運営を行う必要がある。

図表1-1-5 区民集会所の利用状況

	平成23年度		平成29年度		
	利用件数	利用率	利用件数	利用率	
地区	品川第一	1,682	62.3%	1,875	64.6%
	品川第二	1,764	63.7%	1,975	66.8%
	大崎第一	4,005	70.2%	4,351	73.5%
	大崎第二	2,109	79.6%	2,472	84.8%
	東大井	3,273	49.7%	1,941	41.2%
	大井第二	1,830	69.0%	1,904	71.2%
	大井第三	1,259	46.9%	1,218	54.7%
	荏原第一	2,094	76.2%	2,167	73.2%
	荏原第二	1,773	66.1%	2,133	73.4%
	荏原第三	1,509	57.9%	2,659	67.5%
	荏原西	233	12.3%	-	-
	荏原第四	1,829	72.2%	228	55.9%
	荏原第五	3,037	63.9%	4,143	79.7%
	八潮	4,342	50.3%	4,352	51.1%
	平塚橋	2,114	43.1%	-	-
	荏原区民	3,529	62.1%	3,463	59.6%
	計	36,382	59.1%	34,881	64.6%

注釈) 過年度と比較して減少している値を赤字で示している。
資料) 品川区資料より作成

都市像 1-2 産業の活性化を図る

区の現況

①地域産業の創業と経営を支援する

- ・平成28年の事業所数は、平成21年と比較すると減少している(図表1-2-1)。また、開業率をみると直近の平成26~28年では過年度と比較して減少傾向にある(図表1-2-2)。
- ・平成22年度に区内4施設目となる創業支援施設(武蔵小山創業支援センター)を開設。
- ・平成27年度に企業間の交流・連携による新産業・ビジネス創出を目的とした品川産業支援交流施設「SHIP」を開設。
- ・平成28年度に事業承継支援事業を開始。

②多様な就業を支援する

- ・平成24年度「品川区就業センター」を開設。
- ・平成27年度より、企業に人材アシストマネージャーを派遣し、求人活動に係る助言など人材確保支援を行っている。

③産業の高度化を支援する

- ・ビジネスカリストの派遣、新製品・新技術開発支援、ソフトウェア開発費助成、知的財産権取得支援等の充実を図っている。
- ・都立産業技術高等専門学校、産業技術大学院大学、都立産業技術研究センター等との連携を推進。

④区民生活を豊かにする商店街を支援する

- ・商店街振興組合数は20組合程度であり、過去5年間ほぼ横ばい、卸売業・小売業は減少傾向にある(図表1-2-6)。
- ・商店街のイベント事業や環境整備に対し活性化推進事業助成を行うとともに、商店街活動を担う後継者育成のための出張講座に係る経費の助成を行い、商店街のにぎわい創出および基盤整備を図っている。
- ・小規模商店街の活力向上のため、生活密着型小規模商店街元気づくりモデル地区を選定し、活動支援の充実を図っている。

社会経済環境の変化

①地域産業の創業と経営を支援する

- ・「2018年版中小企業白書」では、平成29年度の中小企業の動向として、企業収益は過去最高水準となり、生産年齢人口が減少する中でも就業者数が増加するなど、所得・雇用面で経済の好循環が見られるとしている。
- ・一方で、人手不足、労働生産性の伸び悩み、後継者不足等を背景とした先行き不透明感といった課題が挙げられており、経営者の高齢化や人材不足の深刻化などの構造的な課題への対応が求められている。

②多様な就業を支援する

- ・平成30年6月に働き方改革関連法が成立するなど、誰もが多様かつ柔軟な働き方ができることで労働力を維持し、生産性の向上につなげることが求められている。

③産業の高度化を支援する

- ・第4次産業革命(IoT、AI、ビッグデータ、ロボット)ともいわれる情報通信技術の進展による大きな産業構造の変化に対応し、新たな技術の活用による社会的課題の解決や潜在的なニーズの掘り起し、新たな製品やサービスを創出することが求められている。

④区民生活を豊かにする商店街を支援する

- ・構造的な課題として商店街の人手不足や高齢化等があることから、将来の社会に求められる商店街のあり方について検討を進めることが求められている。

新計画に向けた課題

①地域産業の創業と経営を支援する

- ・地域産業の新たな担い手を創出するため、区内での創業の機運醸成を図る必要がある。
- ・創業準備期から創業期、その後の事業展開など、成長段階ごとの各企業のニーズに合った継続的な支援が必要である。
- ・中小企業が事業継続していくための支援の充実や、人材不足の解消に向けた人材確保支援の充実が必要である。

②多様な就業を支援する

- ・若年者への就業支援、今後増加が見込まれる高齢者や働く女性への活躍支援、海外人材の活用等を進めるため、品川区就業センターと関係機関とのさらなる連携が必要である。
- ・民間企業の働き方改革を推進し、ライフスタイルに応じて働き、能力を發揮できる環境を整備することが必要である。

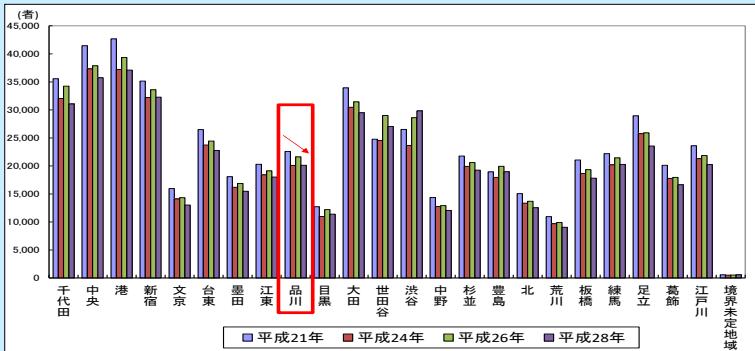
③産業の高度化を支援する

- ・保有技術の高度化による他社との差別化など、競争力の強化を図るための支援のほか、新たな技術開発や製品・サービス開発を促進するための企業間連携、産学官連携等の支援の充実を図る必要がある。
- ・AIやIoTなど新たな情報通信技術を活用したビジネス創出に取り組む情報通信事業者への支援の充実を図る必要がある(図表1-2-3, 5)。

④区民生活を豊かにする商店街を支援する

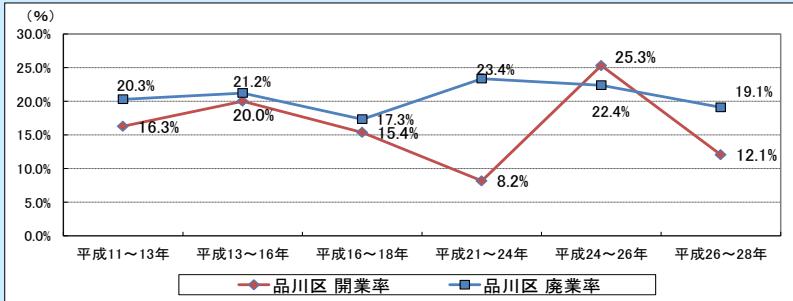
- ・商店街役員、店舗店主の高齢化や後継者不足解消にむけた、さらなる活動支援の充実が必要である。
- ・各商店街の特性を踏まえ、観光分野や地域コミュニティ分野との連携を行い、区民の生活インフラである商店街の新たな発展に取り組む必要がある。

図表1-2-1 品川区およびその他特別区における事業所数



資料) 経済産業省「経済センサス(平成21年、平成24年、平成26年、平成28年)」より作成

図表1-2-2 品川区における開業率および廃業率



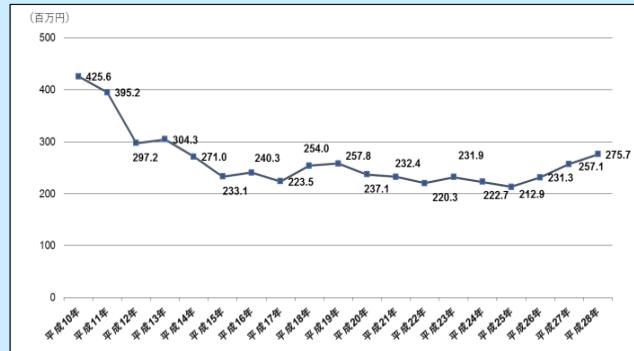
注釈) 開業率=調査期内に新規に開設された事業所数/調査期首に存在していた事業所数
 廃業率=調査期内に廃業した事業所数/調査期首に存在していた事業所数
 資料) 経済産業省「経済センサス(平成21年、平成24年、平成26年、平成28年)」、経済産業省「事業所・企業統計調査(平成11年、平成13年、平成16年、平成18年)」より作成

図表1-2-3 品川区の情報通信業の事業所数・従業者数の推移



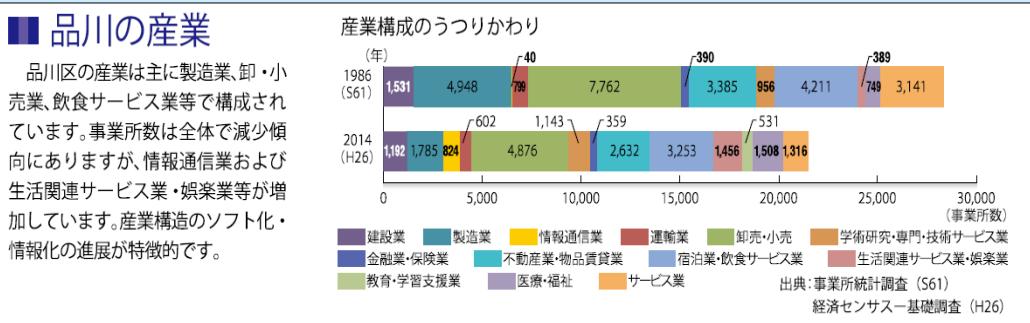
資料) 経済産業省「経済センサス(平成21年、平成24年、平成26年)」より作成

図表1-2-4 品川区の一事業所当たり製造品出荷額の推移



資料) 経済産業省「工業統計調査」、平成23年・平成27年は経済センサス(活動調査)より作成

図表1-2-5 品川の産業



資料) 品川区「品川区勢要覧2018年版」より

図表1-2-6 特別区における卸売業・小売業数

	平成21年	平成24年	平成26年	平成28年
千代田区	8,159	7,866	8,246	7,810
中央区	11,828	11,156	11,271	10,781
港区	8,478	7,781	8,225	7,904
新宿区	6,474	6,215	6,416	6,339
文京区	3,693	3,294	3,255	3,122
台東区	9,165	8,269	8,420	7,982
墨田区	4,944	4,413	4,517	4,197
江東区	5,243	4,774	4,855	4,682
品川区	5,110	4,679	4,876	4,692
目黒区	3,289	2,913	3,120	2,920
大田区	7,833	7,044	6,982	6,733
世田谷区	6,912	6,712	7,253	6,744
渋谷区	6,846	6,279	7,316	7,466
中野区	3,207	2,869	2,805	2,638
杉並区	5,117	4,655	4,598	4,356
豊島区	4,609	4,378	4,673	4,498
北区	3,755	3,287	3,166	2,947
荒川区	2,750	2,454	2,420	2,241
板橋区	4,890	4,356	4,322	4,049
練馬区	5,229	4,773	4,783	4,438
葛飾区	6,981	6,283	6,172	5,782
足立区	4,681	4,183	4,031	3,785
江戸川区	5,413	4,867	4,894	4,547
区部総数	134,606	123,500	126,616	120,653

資料) 経済産業省「経済センサス(平成21年、平成24年、平成26年、平成28年)」より作成

都市像 1-3 都市型観光を推進する

区の現況

- 平成27年度「品川区都市型観光プラン」を策定。恵まれた水辺環境を中心に、活気ある商店街、点在する歴史資源、発達した交通網、盛んな文化芸術・スポーツ活動を活かした都市型観光を推進している。
- ①まちの魅力を創出する**
 - 平成28年度、サンリオの人気キャラクター「シナモロール」がしながわ観光大使に就任、官民連携してのブランディングを実施している。
 - 多言語パンフレット作製、外国人向け旅行サイト記事掲載、海外プロガー招聘等、海外向け観光PRに取り組んでいる。
 - 平成30年度、明治維新150周年に係るイベントを高知県と連携し実施。旧東海道沿線の歴史をまとめたパネル展示や坂本龍馬を取り上げたアニメ動画を作成した。
- ②観光まちづくりを推進する**
 - 平成28年度、品川区観光振興協議会を設立。
 - 訪日外国人の快適な滞在に向け、主要スポットにおけるWi-Fi整備、観光マブック・おもてなしブックの作成、観光案内板の設置・付替え、トイレ整備など、受入体制の充実を図った。
 - 平成29年度、地域資源活性化事業補助金制度を設け、地域が主体となり、民間事業者や他自治体とともに開催するイベントを支援し、地域の賑わい創出を促進。
 - 9～10月の開催イベントを連携し「しながわ観光フェア」として大々的にPR、イベント規模を拡大し回遊性を高めた。

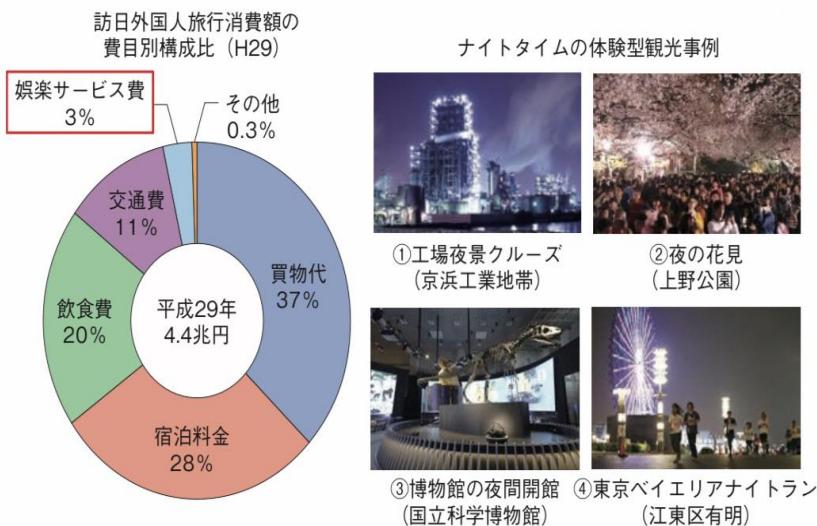
社会経済環境の変化

- 国は「明日の日本を支える観光ビジョン」を策定し、2020年までに訪日外国人旅行者数を4,000万人にすることを目標としている。
- 平成30年の訪日外国人客は約3,119万人、消費額約4.5兆円。
- 訪日外国人旅行者の消費額のうち、娯楽・サービスは3%に留まり、娯楽やナイトライフエコノミーなどの体験型「コト消費」の推進が求められている(図表1-3-1)。
- 訪日外国人増加により、地域や商店街が活性化する一方で、交通機関の混雑や言語・文化・慣習の違いによるトラブルなど様々な弊害も発生し始めている。
- 2027年リニア中央新幹線開通、羽田空港アクセス線開業や羽田空港機能強化、北陸新幹線延伸、クルーズ船寄港など交通利便性のさらなる向上による区への来訪者の増加が予想されている。

新計画に向けた課題

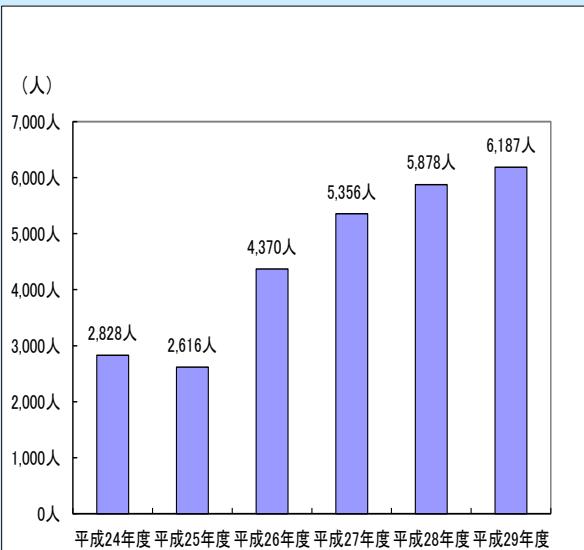
- ①まちの魅力を創出する (観光コンテンツの充実と情報発信)**
 - 水辺や商店街・飲食店を核とした都市滞在・回遊型の観光資源の更なる整備とさらなる賑わいの創出に向けた検討が必要である。
 - 東京2020オリンピック・パラリンピックの機運上昇とともに、周辺施設(大井競馬場、しながわ水族館、商店街)の認知度、集客向上に向けた検討が必要である。
 - インバウンド需要として注目されているナイトライフ観光の充実を検討する必要がある。
 - 高知県や坂井市、近隣自治体などとの連携による相乗効果のあるプロモーションを検討する必要がある。
- ②観光まちづくりを推進する (しながわ観光を支える仕組み・環境・体制の強化)**
 - 区からの情報発信や観光協会のホームページのほか、国内外に向けた有効なPR媒体や手法を検討する必要がある(図表1-3-2)。
 - 空港、鉄道、バス、船舶、シェアサイクルなど多様な交通手段を線でつなげた観光ルートの構築を検討する必要がある。
 - 訪日外国人旅行者の増加に向け、宿泊事業者と連携したインバウンド対策を検討する必要がある(図表1-3-3)。
 - 外国人観光客に対するマナー啓発、文化や風習の相互提供による理解促進が必要である。

図表1-3-1 訪日外国人旅行消費額の費目別構成比



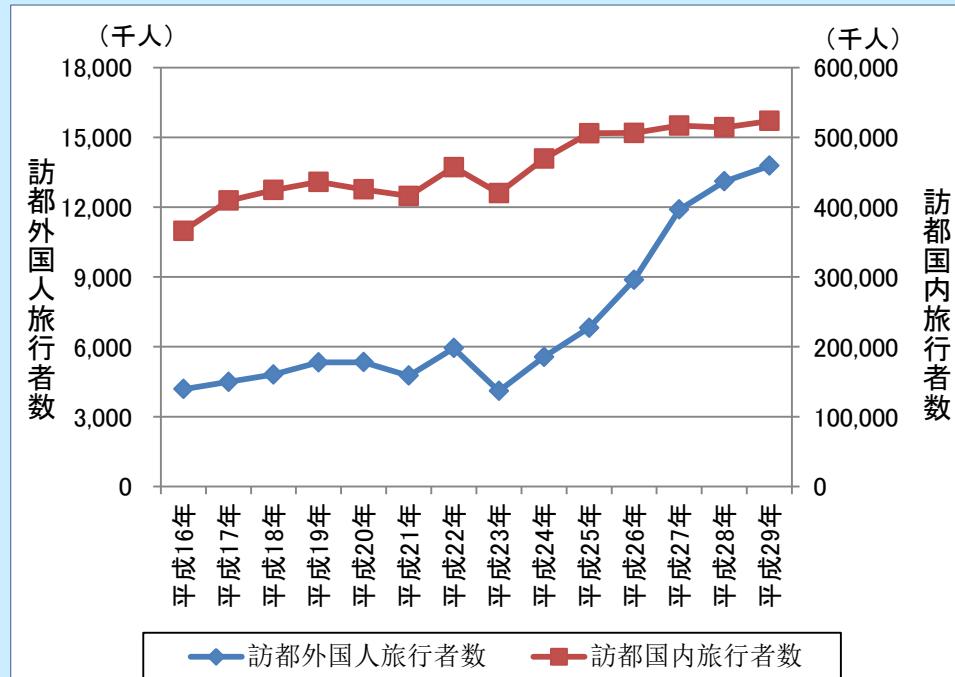
資料：費目構成比は、「訪日外国人消費動向調査」(観光庁)を基に国土交通省都市局作成
体験型観光事例は、次の各者からの提供資料を基に国土交通省都市局作成
①一般社団法人川崎市観光協会、②上野観光連盟、③国立科学博物館、④スポーツニッポン新聞社東京事業部

図表1-3-2 しながわPLAZA (観光案内所・しながわ観光協会事務局)利用状況



資料)品川区資料より作成

図表1-3-3 訪都旅行者数の推移



資料)東京都「平成29年訪都旅行者数等実態調査」より作成

資料)国土交通省「平成29年度首都圏整備に関する年次報告」より

都市像 1-4 伝統と文化の継承と発展を図る

区の現況

①区民の文化芸術活動を支援する

- ・平成22年「品川区文化芸術・スポーツ振興ビジョン」を策定し、取組みを推進している。
- ・区民が気軽に参加し、芸術に触れ親しむ機会として、「品川区民芸術祭」を平成22年より開催。平成22年度8,940人であった参加者数がH30年度18,608人に倍増している。
- ・平成30年度、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、文化芸術事業をより一層充実していくことを目的とした「品川区文化芸術振興協議会」を設置。

②伝統文化の継承を支援する

- ・文化財の指定による保存に取り組んでおり、指定文化財数は142件。
- ・品川歴史館を運営し、歴史や文化の発信に取り組んでいる。
- ・品川歴史館の観覧者数はほぼ横ばい。利用者数は平成28年度は一時的に減少したが、他の年度ではほぼ横ばいである(図表1-4-3)。
- ・平成26年度「品川区史2014」の刊行をし、品川区史を活用した学びの場の提供を図っている。

社会経済環境の変化

①区民の文化芸術活動を支援する

- ・都では、平成27年「東京文化ビジョン」を策定し、世界的な芸術文化都市としてのプレゼンス向上を目標に掲げ、様々な芸術文化施策を展開している。
- ・平成29年度「文化芸術基本法」が改正された。
- ・平成29年度「文化経済戦略」(内閣官房・文化庁)において、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野における文化振興との連携など総合的な文化政策の展開が国の基本方針として位置づけられた(図表1-4-1)。

②伝統文化の継承を支援する

- ・平成30年6月、文化財保護法が改正され、文化財の「保存」はもとより、「活用」についても重点を置いた内容となっている。

新計画に向けた課題

①区民の文化芸術活動を支援する

- ・品川区文化芸術振興協議会や多様な主体(商店街、NPO、学生、ボランティア、企業、高齢者、障害者等)の事業展開を促進する必要がある(図表1-4-2)。
- ・地域のアーティストや自主的な活動団体などを発掘・支援し、次世代の担い手を育成していくことが必要である。
- ・国や都の動向を踏まえ、観光・産業・福祉など他分野と連携した事業を行うとともに、他自治体との連携や映画等のメディア芸術などの新しい事業を取り入れていくことも検討し、文化・芸術振興につなげていくことが必要である。

②伝統文化の継承を支援する

- ・伝統産業の担い手が減少しており、伝統の技を絶やすことなく次世代に引き継いでいく必要がある。
- ・文化財を適切に保護しながらも、地域資源として観光・産業・まちづくりなど他分野との連携を検討する必要がある。

図表1-4-1 文化経済戦略の全体像



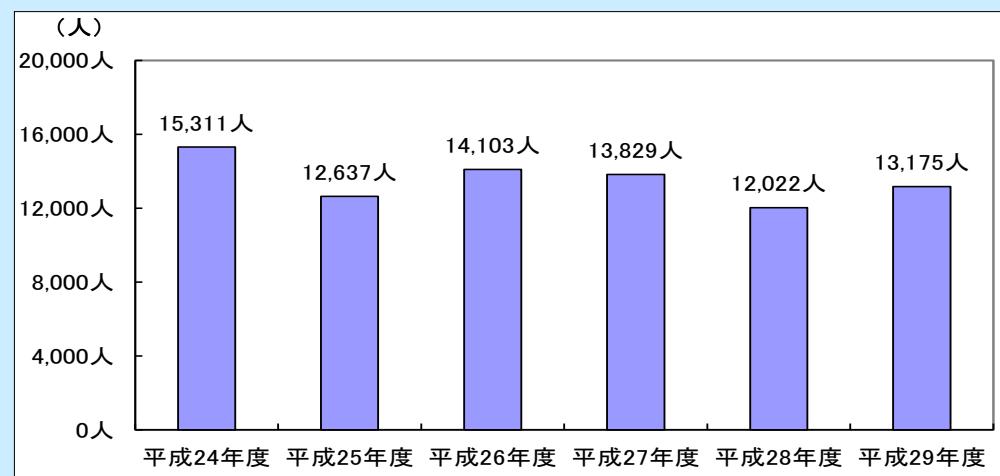
資料)文化庁「文化経済戦略の全体像」より

図表1-4-2 文化芸術・スポーツ活動支援事業

項目	内容
◆目的	(1)区内の文化芸術資源・情報を共有し、関係団体相互の連携を促進する。また、東京2020大会に向け、幅広いジャンルの文化芸術事業を展開し、区民が気軽に文化芸術に触れ親しむ機会を創出する。 (2)文化芸術およびスポーツ活動における功労者等を顕彰することで、区民等の自主的な文化芸術活動およびスポーツ活動を促進する。
◆事業内容	(1)品川区文化芸術振興協議会を開催し、区内関係団体との連携を強化する。 (2)伝統芸能である「能楽」を気軽に鑑賞できる機会を提供するために「品川薪能」を開催する。 (3)区民参加型のプログラムとして区民管弦楽団と公募区民合唱団による組曲「しながわ物語」(作曲:小川寛興氏)演奏会を開催する。 (4)品川区の独自事業であるしながわ文化プログラムを推進し、文化の面で2020年に向けた機運醸成を図るため、事業を行う団体に対し、助成を行う。 (5)文化芸術基本法の改正による、他分野と連携した総合的な文化芸術施策の一環として、既存の観光イベントや区内企業とのコラボ事業を開催する。 (6)横断幕・懸垂幕を掲出し全国的な規模の大会等に出場した場合において、地域や学校等の祝賀ムードを盛り上げるとともに、功績を広く区民に周知する。

資料)品川区資料より作成

図表1-4-3 品川歴史館の観覧者数



資料)品川区資料より作成

参考 トピックス

「宮崎市 太陽の広場のストリートピアノ」
宮崎市中心市街地にある広場を人々が集うことができる新たなスポットにしようと、地元商店街や大学、NPO法人らで結成した実行委員会が廃棄されていたピアノをストリートピアノとして誰でも自由に弾くことができるように設置した。地域の人、通りがかる人、様々な人が折に触れて演奏している。(NHKドキュメント72時間「宮崎 路上ピアノが奏でる音は」より)



都市像 1-5 生涯学習・スポーツを振興する

区の現況

①多様な活動を支援する

・特別区部の中でも文化会館・文化センターの延利用者数は多い傾向にある。

②生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

・子どもから高齢者や障害者など、誰もが身近にスポーツを楽しめるよう、各地域に地域スポーツクラブを設置。
・東京2020大会に向け、区内実施競技の周知や事前キャンプの誘致推進、区独自ボランティアの登録拡大、区民アイデアによる機運醸成事業などを行っている。
・パラリンピック競技ブラインドサッカーの認知度向上に向け、世界初となる国際大会ワールドグランプリを開催した。
・区内開催・応援競技の3競技応援キャラクターを、平成28年に一般公募し、審査・投票を経て決定した。

③生涯学習・スポーツの環境を充実する

・文化学習施設整備（五反田文化センター・五反田図書館改築、区民活動交流施設開設、荏原図書館改修）や、スポーツ施設整備（総合体育館、戸越体育館改修、天王洲公園・しながわ中央公園人工芝張替、八潮北公園フットサルコート場新設、スケートボード場新設）など環境の充実を図った(図表1-5-1)。

④図書館機能を充実する

・大崎駅西口図書取次施設（平成30年2月）、品川区目黒行政サービスコーナー（平成30年4月）を開設し、図書取次機能を拡大した。
・大崎図書館移転（平成30年6月）、大崎図書館分館の開館（平成31年1月）により機能充実を図った(図表1-5-3)。
・平成27年度から地区館に指定管理者制度の導入、中央図書館である品川図書館の窓口等の委託業務を拡大し、開館日・開館時間の拡充を行い、利用者サービスの充実を図った。

社会経済環境の変化

①多様な活動を支援する

②生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

・平成30年「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（中央教育審議会）において、人生100年時代を迎え、「生涯学習社会」の実現による、人づくり・つながりづくり・地域づくりの方向が示された。

③生涯学習・スポーツの環境を充実する

・平成29年「第2期スポーツ基本計画」が策定され、(1)スポーツを「する」「みる」「ささえる」それぞれで参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実、(2)スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現、などが方針として掲げられた。

④図書館機能を充実する

・情報通信技術の普及により中高生のスマートフォン保有率が増加するなど、子どもを取り巻く読書環境が変化してきている。
・平成30年、国の「第4次子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、読書習慣の形成に向け、発達段階ごとの効果的な取組の推進や読書への関心を高める取り組み、情報環境の変化による影響の実態把握・分析が掲げられた。
・第23回品川区世論調査の結果では、1カ月の読書量は「ほとんど読まない」が半数以上、「1～2冊」が2割台半ばと低い水準となっている。

新計画に向けた課題

①多様な活動を支援する

・障害の有無や性別・年齢に関わらず、誰もが参加しやすい生涯学習講座や地域でスポーツに取り組める環境づくりが必要である(図表1-5-2)。
・学習・スポーツに気軽に参加し、仲間づくり・居場所づくりにつながる工夫が必要である。

②生涯学習・スポーツによるまちの活性化を推進する

・東京2020大会を契機とした、その後につながる施策や地域の魅力として残すべきレガシーの検討が必要である。
・東京2020大会ボランティアを、将来の地域の担い手につなげる施策の検討が必要である。
・学習やスポーツに参加することで、地域の中でつながりを作り、地域に活かすことができる仕掛けづくりが必要である。
・地域課題の解決を視野に入れた学習が進むよう、福祉・防災・子育て・健康など様々な主体との連携が必要である。

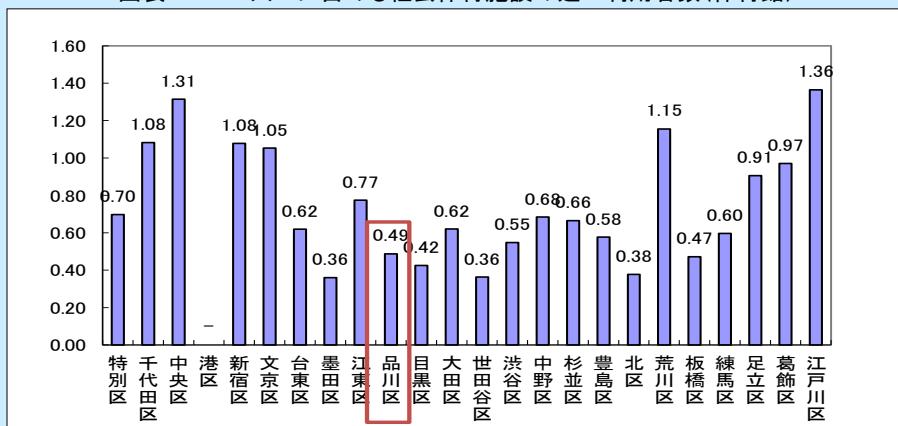
③生涯学習・スポーツの環境を充実する

・「参加する」スポーツと「みる」スポーツを施設ごとに明確に区別し、双方を充実していく必要がある。
・オンラインやコミュニティFMなどによる時間・場所の制約なく学ぶことができる機会の充実が必要である。

④図書館機能を充実する

・地域と連携し、的確に情報を提供し、地域の課題解決につながる人の交流・つながりの生まれる場としての取り組みの充実が必要である。
・地域の知の拠点、子どもや高齢者などの学習の場として、地域・家庭・学校をはじめ、子育てや福祉分野とも連携した読書活動の拡大など、社会貢献や地域の発展に向けた取り組みが必要である。

図表1-5-1 人口に占める社会体育施設の延べ利用者数(体育館)

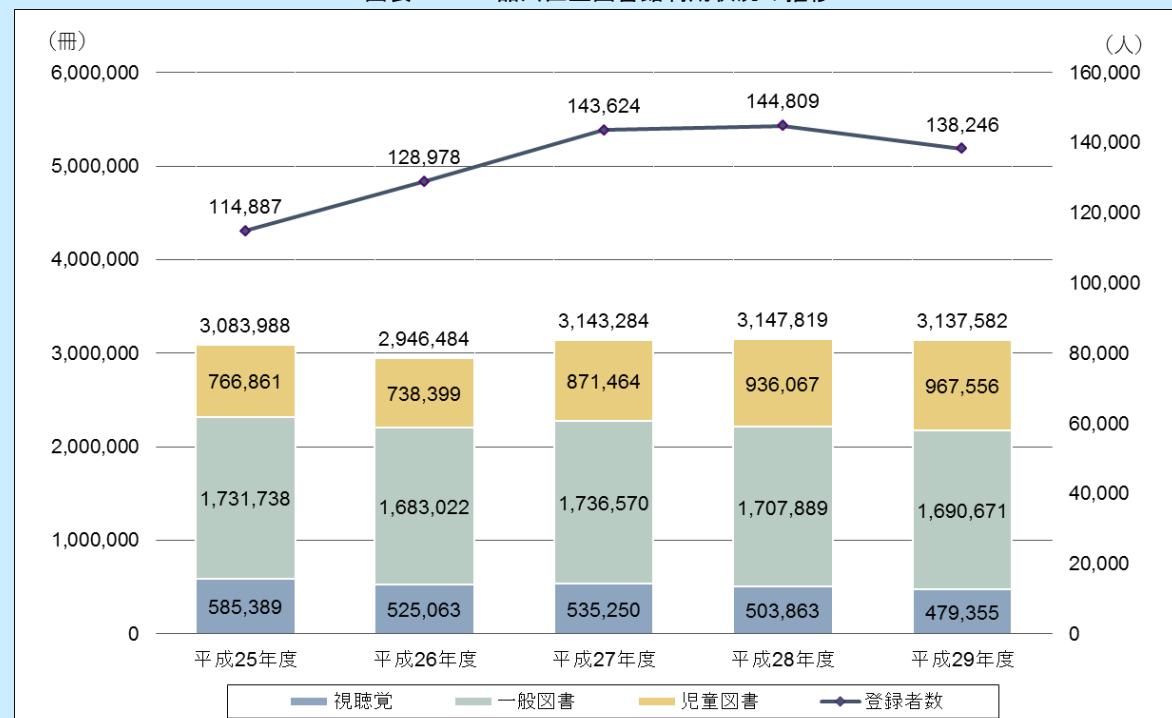


図表1-5-2 スポーツ関係事業実施状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
スポーツ交流事業	1,627	1,661	1,632	924	1,115	1,110
地域スポーツ教室	4,432	3,601	4,875	3,516	3,088	3,240
スポーツ大会	869	851	681	1,268	1,374	1,247
各種スポーツ教室	2,699	2,980	3,276	8,810	9,015	7,408
いきいきウォーキング	1,096	529	938	581	873	657
スポーツ推進委員会杯	860	801	744	793	793	816
ユニバーサルスポーツフェスタ	-	-	-	-	119	176
障害者水泳大会	-	-	35	34	36	40

注釈) スポーツ大会、各種スポーツ教室は、平成27年度より「荏原日地域スポーツクラブ」委託実施した分も含む。
資料) 品川区資料より作成

図表1-5-3 品川区立図書館利用状況の推移



資料) 品川区「平成29年度品川区立図書館事業年報」より作成

都市像 1-6 国際交流を推進する

区の現況

①外国人に開かれた地域社会をつくる

- ・外国人人口は、近年増加傾向にあり、平成31年1月時点で13,042人に達し、過去最高を記録した(図表1-6-1~3)。
- ・外国人の暮らしの支援事業として、案内の多言語化や相談事業の実施、日本語教室の充実を図った。
- ・職員に対する研修を通して、国際都市・品川区を目指した庁内体制の整備を図った。
- ・商店会の国際化対応支援(英語・中国語少し通じます商店街プロジェクト)や外国人おもてなし語学ボランティア等の事業を通じて、地域における気運の醸成を図った。
- ・区内外国公館や区内大学との連携強化を図った。

②多様な国際交流を推進する

- ・平成30年度末時点での姉妹・友好都市(ポートランド市、ジュネーヴ市、オークランド市)との交流者数は三都市で3,752名(引率者含)となり、継続的な交流機会の創出を図っている(図表1-6-4)。
- ・各種イベントへの参加や意見交換会を実施するなど、区内の大使館・領事館や外国人支援団体などと区民との交流を図っている。

社会経済環境の変化

①外国人に開かれた地域社会をつくる

- ・平成30年12月の入国管理法の改正により、新たな外国人人材の受入れに向けた在留資格「特定技能」が創設された。
- ・国の設置した「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策検討会」の取りまとめでは、外国人人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組みとともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進するとしている。
- ・在住外国人の増加や多国籍化が進むことが予想されるなか、多様なニーズに対応した多文化共生の地域づくりが求められている。

②多様な国際交流を推進する

- ・国は、増加する外国人との交流促進を進めており、都でも東京2020大会を契機として学校教育等における異文化理解と国際交流の推進に取り組んでいる。これらの取り組みなどによる国際交流の機運醸成とともに、区民や地域団体、区内民間企業の自主的な国際交流の推進が求められている。

新計画に向けた課題

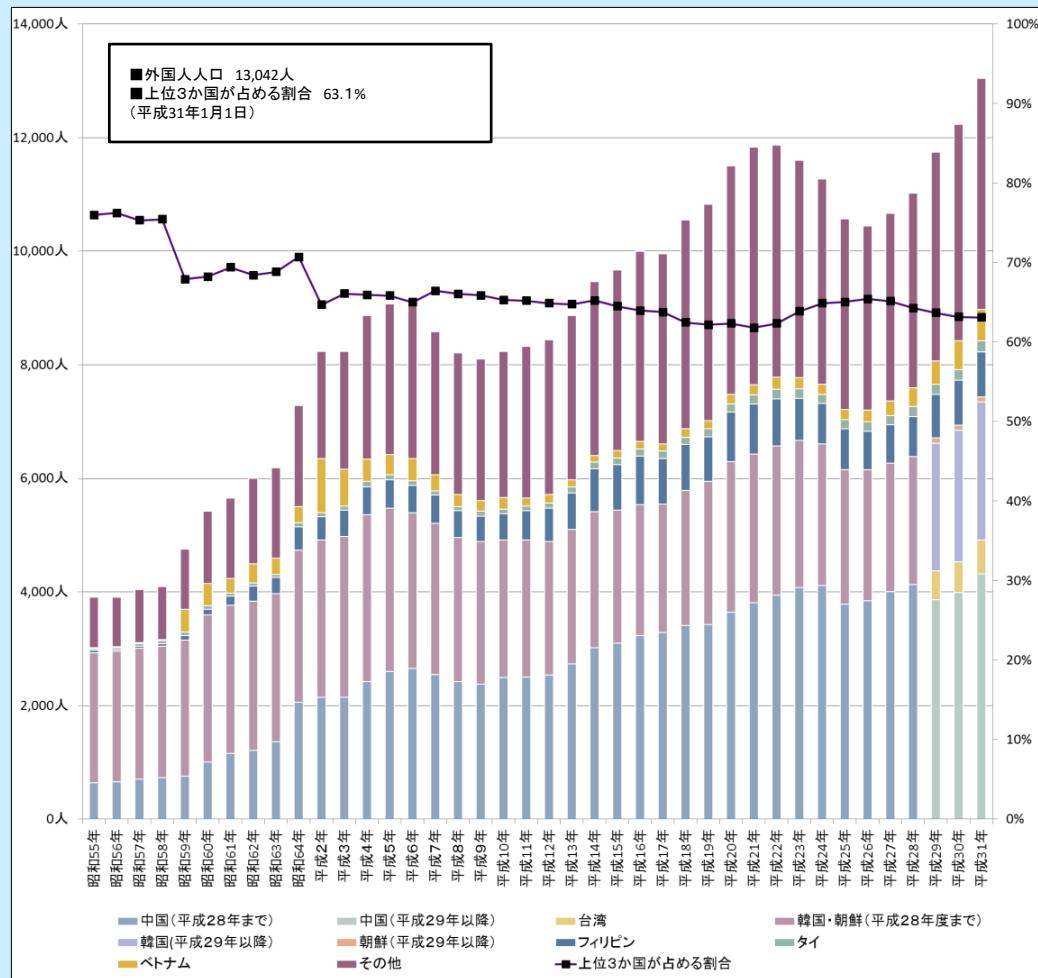
①外国人に開かれた地域社会をつくる

- ・区の情報・案内等の多言語化のさらなる推進と、日本語教室など既存サービスの外国人住民へのより一層の周知が必要である。
- ・外国人住民の防災、子育て、医療、福祉などに対するニーズの的確な把握と「生活者としての外国人」に対する支援メニューの検討が必要である。
- ・外国人支援団体・国際交流団体、区内の大学、外国公館との連携・協力体制をより一層構築していく必要がある。
- ・外国人住民を支援対象として画一的に捉えるのではなく、地域コミュニティの一員として、活躍機会の創出を検討する必要がある。

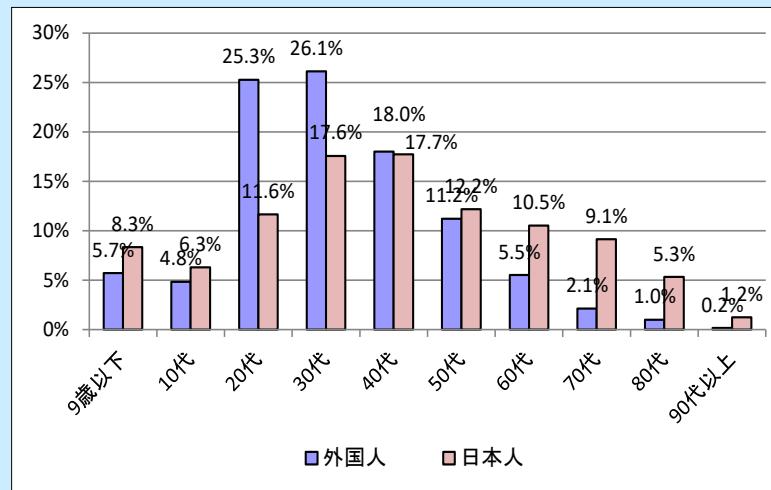
②多様な国際交流を推進する

- ・町会・自治会や商店街など、地域の多様な場面における国際交流を促進し、相互理解を深める必要がある。
- ・区内の外国人支援団体・国際交流団体の活動に関する実態把握をさらに進め、ニーズに応じた支援等を通じて団体と連携した取り組みを強化していく必要がある。

図表1-6-1 品川区における外国人人口の推移(左軸)及び国籍別上位3か国が占める割合の推移(右軸)

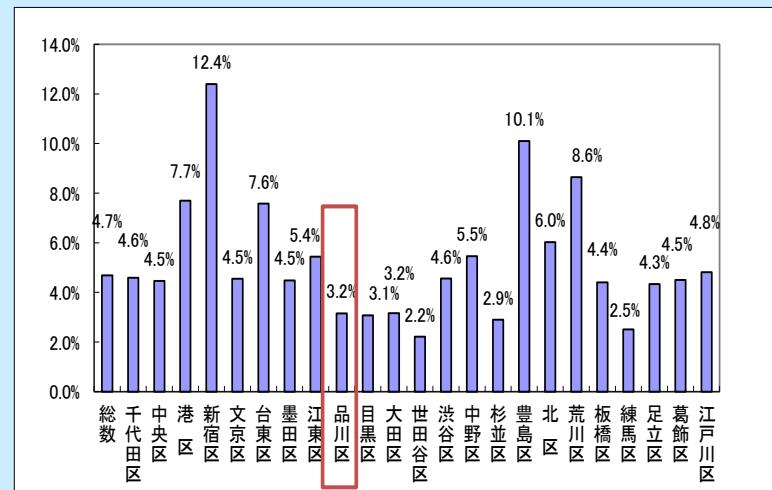


図表1-6-2 品川区における年齢別外国人人口割合(平成30年1月時点)



資料)東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口/平成30年1月」より作成

図表1-6-3 特別区における外国人人口割合(平成30年1月時点)



資料)東京都「住民基本台帳による東京都の世帯と人口/平成30年1月」より作成

図表1-6-4 品川区における姉妹・友好都市との交流事業参加者数

	ポートランド			ジュネーヴ			オークランド		
	派遣	受入	計	派遣	受入	計	派遣	受入	計
平成26年度	12	0	12	0	18	18	34	17	51
平成27年度	0	0	0	18	0	18	34	0	34
平成28年度	0	0	0	0	19	19	34	19	53
平成29年度	14	0	14	19	0	19	34	0	34
平成30年度	16	18	34	0	17	17	33	18	51

資料)品川区資料より作成

資料)東京都「東京都の外国人人口(各年1月1日)」より作成

都市像2-1 子育て、親育ちを支援する

区の現況

①親と子がともに学び・育つ環境をつくる

- ・出生数、合計特殊出生率ともに増加・上昇傾向にあり、平成29年の出生数は3,714人、合計特殊出生率は特別区平均(1.20)をやや上回る1.23となっている(図表2-1-1)。
- ・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援のため、品川ネウボラネットワーク事業を展開している。

②子育て力のある地域社会をつくる

- ・子育てについて身近で気軽に相談できる場の提供として、児童センターに子育てネウボラ相談員を配置し、好評を博している。
- ・区に寄せられる児童相談のうち、児童虐待に関する相談件数が増加傾向にある(図表2-1-2)。
- ・品川区子ども・子育て支援事業計画に基づく各種事業などの子育て支援サービスの充実や、要保護児童対策協議会による関係機関との情報共有・連携強化などを図っている。

③子育て支援・教育機能を拡充・強化する

- ・平成22年度から平成30年度までに6,991人の保育園児等の受け入れ枠を拡大。平成30年4月には、保育需要を充足する保育サービス量を供給し、待機児童数は19人まで減少した(図表2-1-3)。
- ・認証、小規模など多様なタイプの保育所の開設支援等を通じた総合的な待機児童対策を推進するとともに、休日保育や病児保育、在宅子育て支援サービスなど多様な保育ニーズに対応した事業展開を図っている(図表2-1-4)。

社会経済環境の変化

- ・国では、フィンランドの「ネウボラ」を参考に、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の構築を目指している。

①親と子がともに学び・育つ環境をつくる

- ・核家族化・地域社会のつながりの希薄化により、子育てへの負担感や不安感、孤立感をもつ親が増加しており、親としての知識やスキルを得る機会や親同士の交流、身近で気軽に相談ができる場の提供などの支援が求められている。

②子育て力のある地域社会をつくる

- ・平成28年の児童福祉法の改正により、児童相談所設置自治体が拡大され、特別区も児童相談所の設置が可能となった。
- ・基礎自治体として、地域の子どもの健やかな育ちを守るための体制強化が求められている。

③子育て支援・教育機能を拡充・強化する

- ・乳幼児人口の増加と就労形態の多様化に伴い、入園申込率が上昇しており、保育園の開設支援等が求められている。
- ・平成30年4月より新たな幼稚園教育要領、保育所保育指針等が施行され、子どもがどの施設でも必要な教育を受けられるよう幼児教育に係る内容の整合が図られた。区でも、幼稚園と保育園に共通の乳幼児教育プログラムを作成するなど、幼児教育と保育の質の向上を図ることが求められている。

新計画に向けた課題

①親と子がともに学び・育つ環境をつくる

- ・年少人口や孤立感をもつ親の増加により、育児に対し不安を抱える家庭や、多子世帯で高い育児負担を抱える家庭の増加などが見込まれるため、子育て家庭に対する支援の拡充とネウボラネットワークのさらなる充実が必要である。
- ・地域の子育てネットワークとの繋がりを促進する仕組みの検討が必要である。

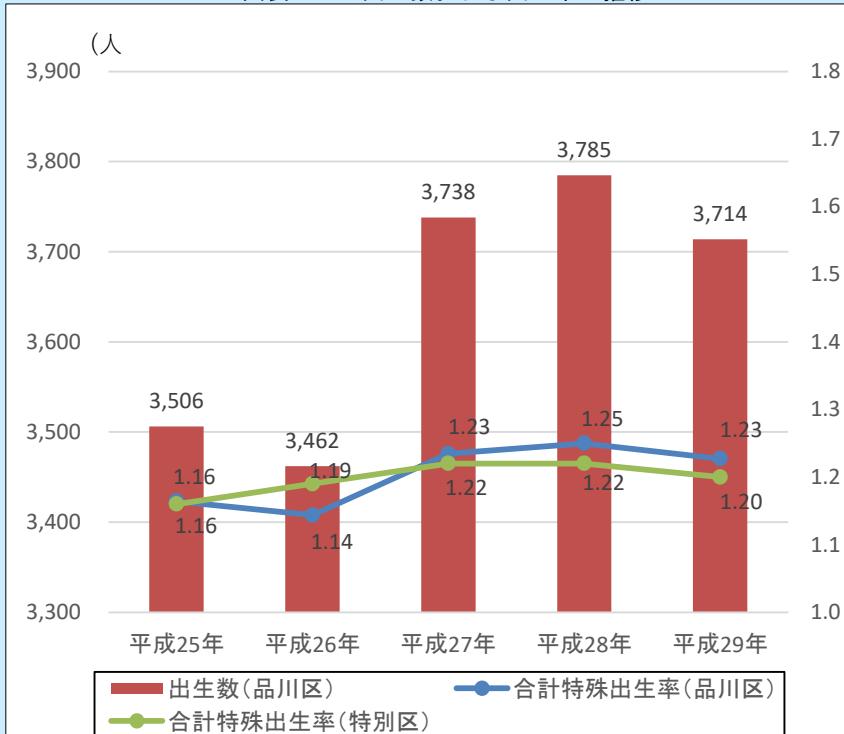
②子育て力のある地域社会をつくる

- ・子育てを支える地域社会の結びつきや子どもへの目配りが希薄になりがちな社会状況において、多世代や多様な主体の参加を促し、子育て力のある地域社会を推進する必要がある。
- ・児童相談所の区移管を見据え対応者の専門性の向上、体制強化を図るなど、区民に身近な場所での相談・支援体制の強化を図る必要がある。
- ・困難を抱えた子どもと家庭を支援するため、区が設置する児童相談所、子ども家庭支援センターと関係機関との情報共有・連携強化のあり方についての検討が必要である。

③子育て支援・教育機能を拡充・強化する

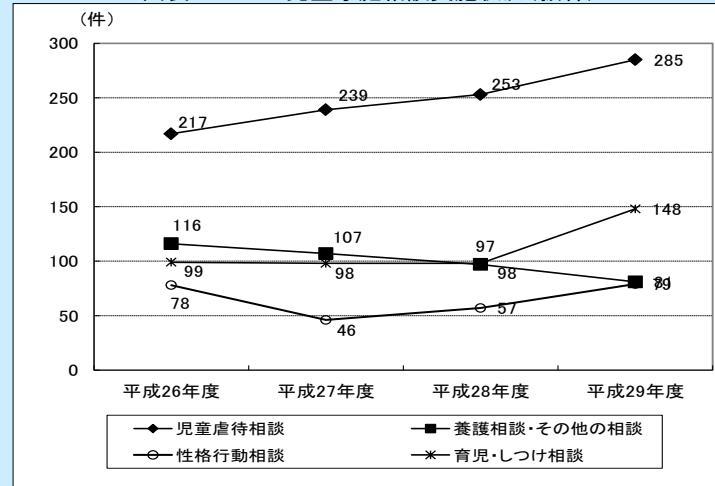
- ・女性活躍や働き方改革のための施策が推進される中で、子育て支援・教育機能に関して、個々の家庭のライフスタイルやワークスタイルに応じた多様な支援の拡充が求められており、保育利用枠の拡大とともに、地域における包括的な子育て支援施策の充実が必要となっている。
- ・需要の増大に対し、保育の質の維持向上のため人材育成を充実することが必要である。

図表2-1-1 出生数および出生率の推移



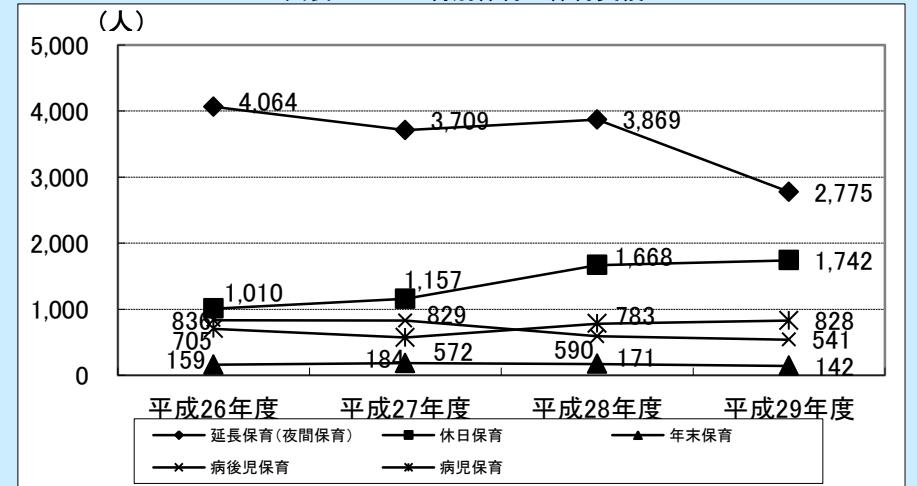
注釈1) 区市町村別の合計特殊出生率については、翌年1月1日現在の住民基本台帳をもとに、東京都福祉保健局が独自に算出している。
 注釈2) 区市町村別の率算出に用いた人口は、東京都総務局統計部「住民基本台帳による東京都の世帯と人口(日本人人口)(各年1月1日現在)」による。
 資料) 東京都福祉保健局「人口動態統計」より作成

図表2-1-2 児童家庭相談実施状況(抜粋)



資料) 品川区資料より作成

図表2-1-4 特別保育の保育実績



資料) 品川区資料より作成

図表2-1-3 品川区の保育サービス利用の推移

年度(平成)	0~5歳児の人口(A)	認可保育園申込み者数	定員(B)	区民利用者計(C)	定員率(B)/(A)	利用率(C)/(A)	待機児童数
30	20,734	3,489	11,152	10,388	53.8%	50.1%	19
29	20,315	3,444	9,615	9,537	47.3%	46.9%	219
28	19,708	3,281	8,735	8,834	44.3%	44.8%	178
27	18,874	2,799	7,649	7,991	40.5%	42.3%	215
26	18,359	2,483	7,279	7,503	39.6%	40.9%	128

資料) 品川区資料より作成

都市像 2-2 学校教育の充実を図る

区の現況

①学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

- ・全国に先駆け小中一貫教育を推進。平成25年度までに6校の施設一体型小中一貫校を開校し、平成28年4月に義務教育学校へ移行した(図表2-2-1)。
- ・小学校1年生から「英語科」を実施している。
- ・区独自採用教員の計画的な採用、育成を図っている。
- ・平成28年4月「品川区いじめ防止対策推進条例」施行。
- ・特別支援教育について、関係機関等と連携しながら個々のニーズに応じた支援を行っている。

②地域の教育力の活用を図る

- ・平成30年度に全校展開した品川コミュニティ・スクールでは、地域人材による学校支援を通して地域との協働が進展し、教育活動が充実した(図表2-2-4)。
- ・平成28年度にすまいるスクールの開所時間を19時まで延長するなど、子どもを見守り育てる体制を強化(図表2-2-2)。

③良好な教育環境をつくる

- ・全区立学校・幼稚園の耐震化を完了した。
- ・学校改築については、建物の老朽度、就学人口動向、地域バランス等を踏まえ、計画的に推進している。
- ・平成30年3月、学事制度審議会答申を受け、学区域や学校選択制について新たな制度設計に取り組んでいる。

社会経済環境の変化

①学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

- ・全国の小中一貫教育の取組が評価され、平成27年に国が義務教育学校を法制度化。
- ・国では、学習指導要領の改訂を受け、主体的で対話的な深い学びを通して、よりよい社会づくりの担い手となる資質・能力の育成を目指している。
- ・特別な支援を要する児童・生徒が年々増加し、個々の教育的ニーズの把握と適切な支援が求められている(図表2-2-3)。

②地域の教育力の活用を図る

- ・国は、学校が地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育て「地域とともにある学校づくり」を推進している。

③良好な教育環境をつくる

- ・教員の長時間労働が社会問題となっており、全国の学校において様々な教員の働き方改革が進められている。
- ・国は「教育の情報化加速化プラン」に基づき、教育の情報化に係る取り組みを進めており、業務の効率化と教育の質の向上の観点から、ソフト・ハード両面からの教育のICT化が求められている。

新計画に向けた課題

①学力の向上と人間性の育成を図る教育を推進する

- ・小学校・中学校・義務教育学校の3校種の持ち味を生かしつつ、改訂した品川区立学校教育要領に基づく区独自教材を作成するなど、特色ある一貫教育の充実が必要である。
- ・グローバル化、人工知能の進化への対応等多様な教育的ニーズに応じた体制構築とカリキュラムの充実が必要である。
- ・特別支援教育の対象児童・生徒が増加する中、多様な教育的ニーズに対応できるよう充実を図る必要がある。

②地域の教育力の活用を図る

- ・地域との連携による学校教育の充実をさらに進めるとともに、地域の活性化につながるよう、効果的に事業を推進していく必要がある。

③良好な教育環境をつくる

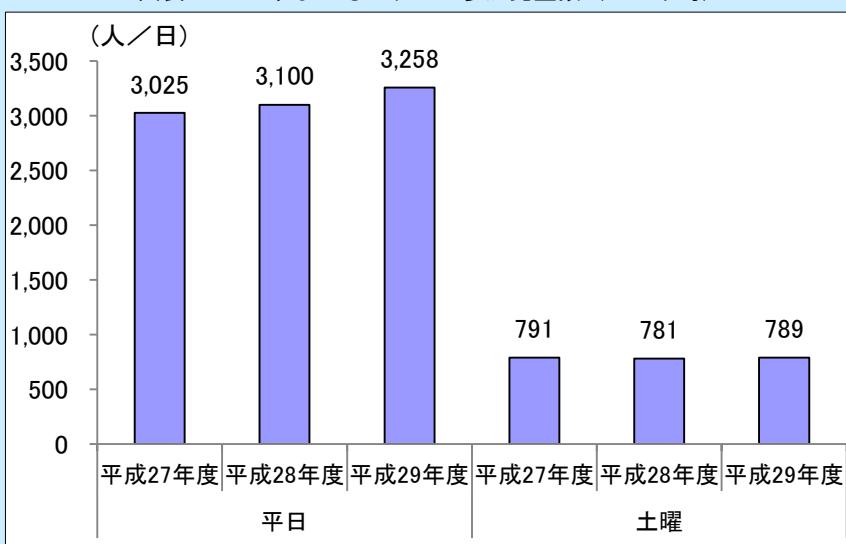
- ・学校改築について、引き続き老朽度、就学人口動向、地域バランス等を踏まえた計画的な推進が必要である。
- ・学校の適正配置については、就学人口の動向や学校規模に応じ、対応策の検討が必要である。
- ・情報活用能力の向上を図るため、授業展開に応じて必要な時にICT機器を利用できる環境整備が必要である。

図表2-2-1 小中一貫校の開校状況

- ・平成18年4月 「日野学園」開校
- ・平成19年4月 「伊藤学園」開校
- ・平成20年4月 「八潮学園」開校
- ・平成22年4月 「荏原平塚学園」開校
- ・平成23年4月 「品川学園」開校
- ・平成25年4月 「豊葉の杜学園」開校
- ※平成28年4月 義務教育学校へ移行

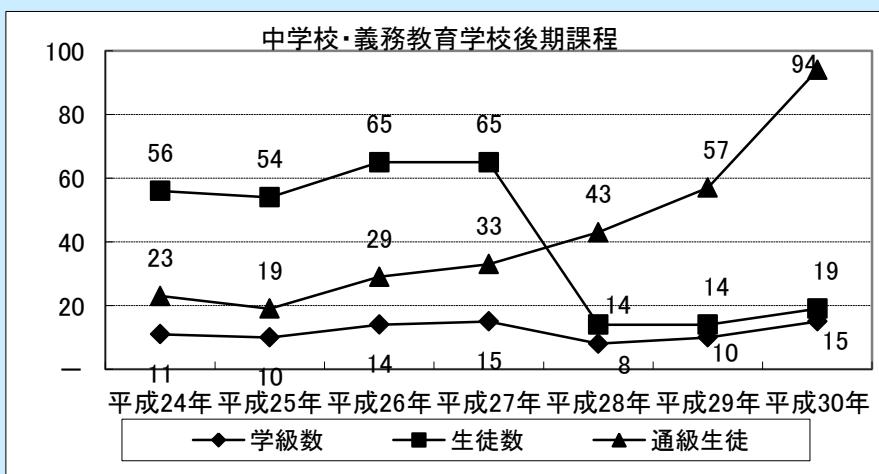
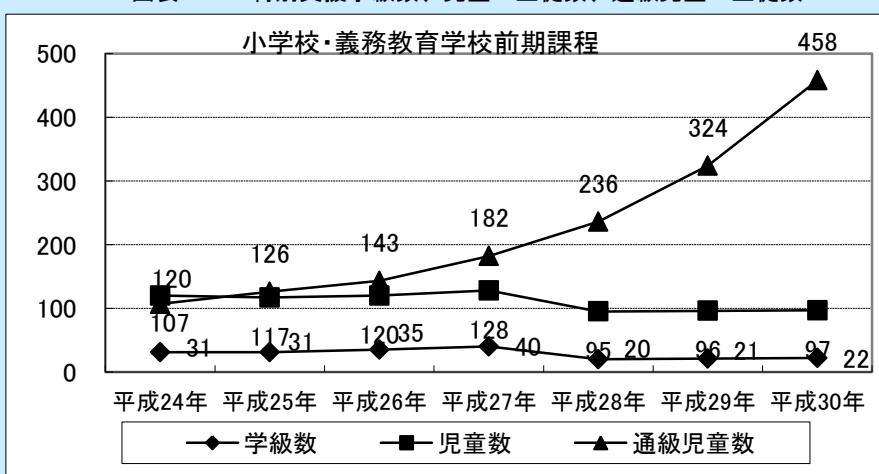
資料) 品川区資料より作成

図表2-2-2 すまいるスクール参加児童数(1日平均)



資料) 品川区資料より作成

図表2-2-3 特別支援学級数、児童・生徒数、通級児童・生徒数



図表2-2-4 品川コミュニティ・スクール



資料)「品川区の教育」より作成

注釈1) 各年ともに5月1日現在。
 注釈2) 学級数欄のうち情緒障害等は、平成27年度までは通級指導学級を含む。平成28年度から設置された特別支援教室は学級数に含まれない。また、通級生数等欄のうち情緒障害等は、平成27年度までは通級生数、平成28年度からは特別支援教室で授業の一部を受ける児童の数。
 資料) 東京都教育委員会「公立学校統計調査報告書」より作成。

都市像 2-3 次代を担う青少年を育成する

区の現況

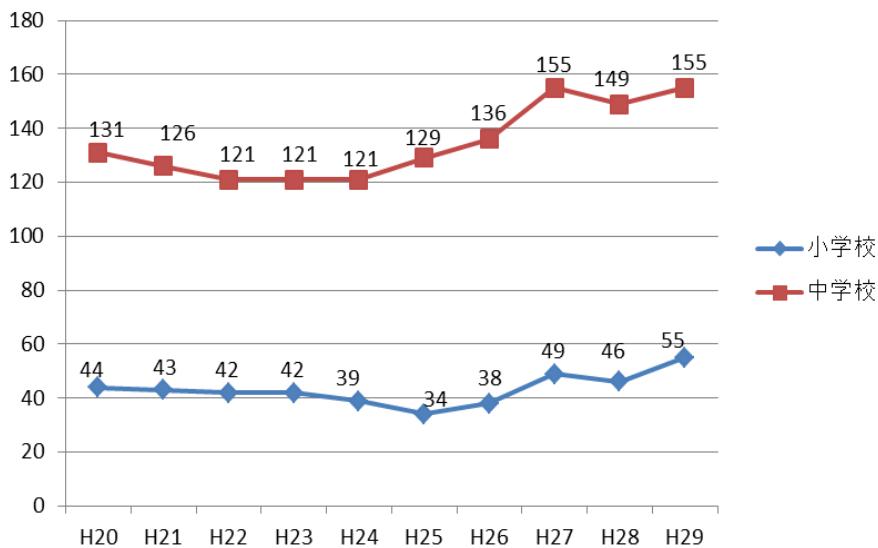
①青少年の自立を促し社会性を育む

- ・家庭や地域とともに、すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようにするため、平成30年3月に「品川区子ども・若者計画」を策定。
- ・不登校・高校中退・ニート・ひきこもりなど、さまざまな「生きづらさ」を持つ子ども・若者のための居場所や、本人・家族の総合相談窓口として、平成28年5月に「子ども若者応援フリースペース」事業開始、平成30年7月に拠点を構え本格始動を開始した(図2-3-1, 2, 3)。
- ・青少年ボランティアグループ「しながわ役立ち隊」や児童センターを拠点とした「中高生ボランティア」による活発な活動が行われている。

②家庭・学校・地域の連携を推進する

- ・地域、家庭と連携しながら青少年育成活動を推進するとともに、青少年育成の担い手の研修等を行っている。
- ・ジュニア・リーダー教室は新規・継続希望者が多く会場を増設するなど、人気となっている(図2-3-4)。
- ・思春期のこころの健康については、精神科専門医による相談や家族教室等を通じて問題解決につながってきている。

図表2-3-1 品川区立学校不登校者数(過去10年)



注)平成28年度から義務教育学校6校が設置されているが、前期課程は小学校の数に、後期課程は中学校の数に含めている。

資料)品川区資料より作成

社会経済環境の変化

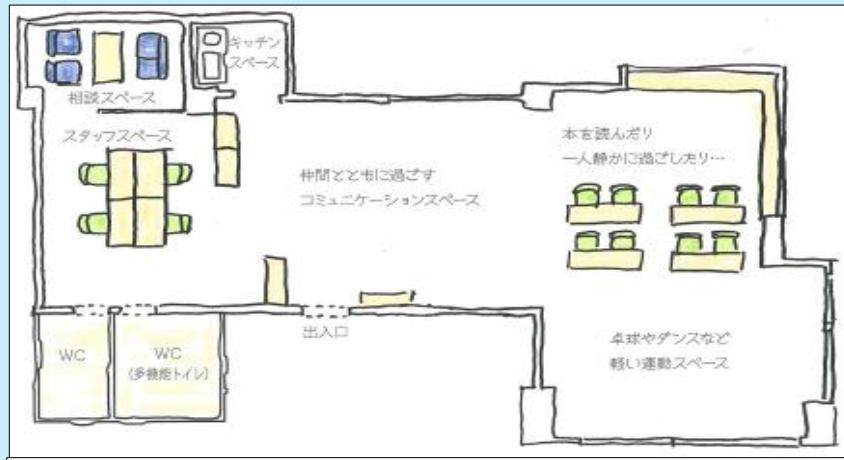
①青少年の自立を促し社会性を育む

- ・国は「子供・若者育成支援推進大綱」に基づき、全ての子ども・若者の健やかな育成、困難を有する子ども・若者やその家族の支援等を推進している。

②家庭・学校・地域の連携を推進する

- ・国は、家庭、学校、地域が連携した、子どもへの豊かな体験活動などの取り組みを推進している。都においても、家庭・地域の教育力を向上させていくことを目指している。
- ・携帯電話、スマートフォン等の普及により、インターネット環境からの有害情報についての対応強化が求められている。

図表2-3-2 子ども若者応援フリースペース平面図



子ども若者応援フリースペース実績
(平成30年7月～平成31年1月末現在)
新規登録者数150人、利用延べ人数1,787人

資料)品川区資料より作成

新計画に向けた課題

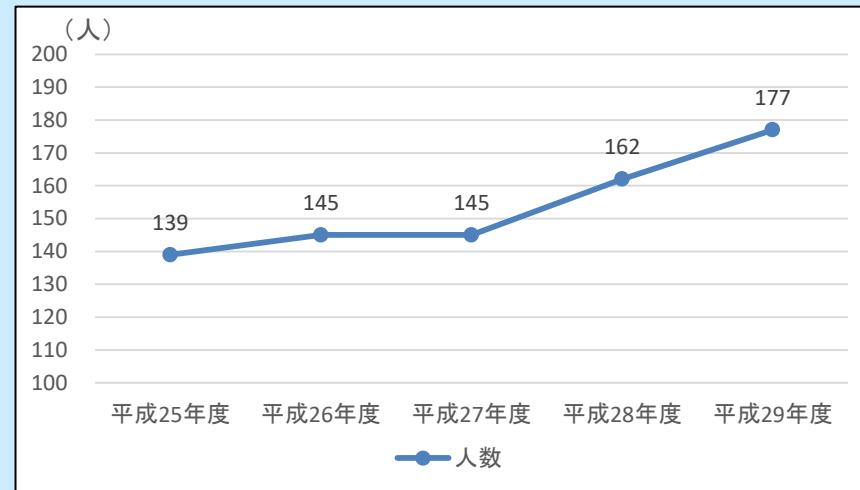
①青少年の自立を促し社会性を育む

- ・中学校段階での不登校者の増加傾向が見られることから、困難を有する本人および家族への支援の充実が必要である。
- ・子ども・若者に対し年齢層で途切れることなく継続的な支援を行う「縦のネットワーク」と、子ども・若者を取りまく様々な関係機関・団体が有機的に連携する「横のネットワーク」を機能させる必要がある。

②家庭・学校・地域の連携を推進する

- ・家庭、学校、地域が連携し、多様な年齢・立場の人との交流の機会を充実していくことが求められており、そのための連携体制の構築が必要である。
- ・地域の担い手づくり、青少年活動の担い手づくりの観点からは、青少年期のボランティア活動等から地域で活躍する人材育成につなげる方策を検討する必要がある。
- ・思春期における心身の健康づくりに必要な正しい知識と意識がもてるよう家庭、学校、地域が連携した仕組みの構築が必要である。

図表2-3-4 ジュニアリーダー教室参加者数の推移



資料)品川区資料より作成

図表2-3-3 ひきこもりに関する 区・国・都の比較

項目	品川区	内閣府	東京都
件名	品川区ライフスタイルに関するアンケート調査報告書	若者の生活に関する調査報告書	平成19年度若年者自立支援調査研究報告書
調査年度	平成28年度	平成27年度	平成19年度
発表年度	平成29年5月	平成28年9月	平成20年5月
対象年齢	15～39歳	15～39歳	15～34歳
標本数	1,500	5,000	3,000
ひきこもり推計数(人)	1,500 (出現率1.18%)	541,000 (出現率1.57%)	25,000 (出現率0.72%)

資料)品川区資料より作成

都市像2-4 平和で人権が尊重される社会をつくる

区の現況

①非核・平和意識を普及する

・中学生広島平和使節派遣や青少年長崎平和使節派遣のほか、「しながわ平和の花壇」の設置など、非核・平和意識の普及・啓発を図っている。

②人権尊重意識を向上させる

・「講演と映画のつどい」の実施による啓発活動、懸垂幕の掲出、啓発物品の配布による周知など、人権尊重意識の向上に取り組んでいる。

③男女共同参画社会を推進する

・平成31年3月、「マイセルフ品川プラン（男女共同参画計画第5次、配偶者暴力対策基本計画、女性活躍推進計画）」を策定する。

・配偶者暴力の相談では、被害者の95%が女性であり、年代は30代、40代の割合が高く、6割を超えている。暴力の形態としては精神的暴力が最も高い(図表2-4-1, 2)。

・男女共同参画に係る課題が多様化しており、社会情勢に合わせたテーマで講座を開催するなど、啓発事業を着実に実施している(図表2-4-3, 4)。

社会経済環境の変化

①非核・平和意識を普及する

・国は、障害者差別解消法（平成28年4月施行）に基づき、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮による障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指している。

・国は、ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月施行）に基づき、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動防止に向けた様々な啓発・広報活動に取り組んでいる。

・国は、部落差別解消推進法（平成28年12月施行）に基づき、部落差別の相談体制の充実、必要な教育および啓発を行うよう努めることとした。

③男女共同参画社会を推進する

・国は、女性活躍推進法（平成27年9月施行）に基づき、国や地方公共団体、事業主に女性の活躍状況の把握・課題分析、行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報公開等を義務付けた。

・都は、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を平成30年10月に制定、誰もが認め合う共生社会を実現し、多様性と人権が尊重された都市を目指している。

・多様な生き方への配慮と、誰もが自分らしく生きられる社会に向け、パートナーシップ制度（渋谷・世田谷・中野など）を導入する動きが広がっている。

新計画に向けた課題

①非核・平和意識を普及する

・戦後70年が経過し、戦争に対する意識の風化が危惧されることから、区民が身近に非核平和を意識する機会を作ることが必要である。

②人権尊重意識を向上させる

・部落差別（同和問題）等について、引き続き相談体制の充実等が必要である。

・ヘイトスピーチへの対策、性的マイノリティへの配慮等、人権に係る新たな課題への実態把握・対応が必要である。

・虐待やDV対策等にかかる関係機関が増加する中、さらなる連携強化が必要である。

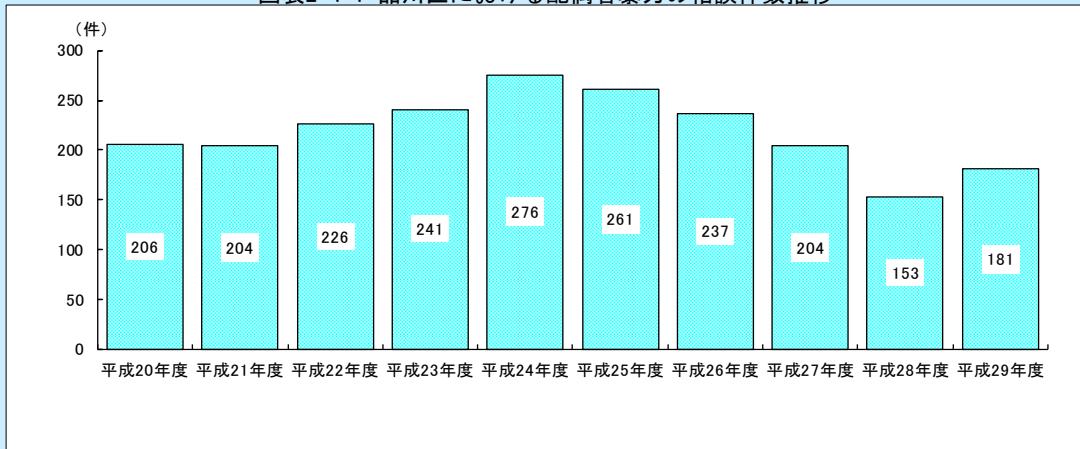
③男女共同参画社会を推進する

・女性・子どものみならず、あらゆる暴力被害を未然に防止するため、社会状況に応じた啓発や学校現場における教育等の対策が必要である。

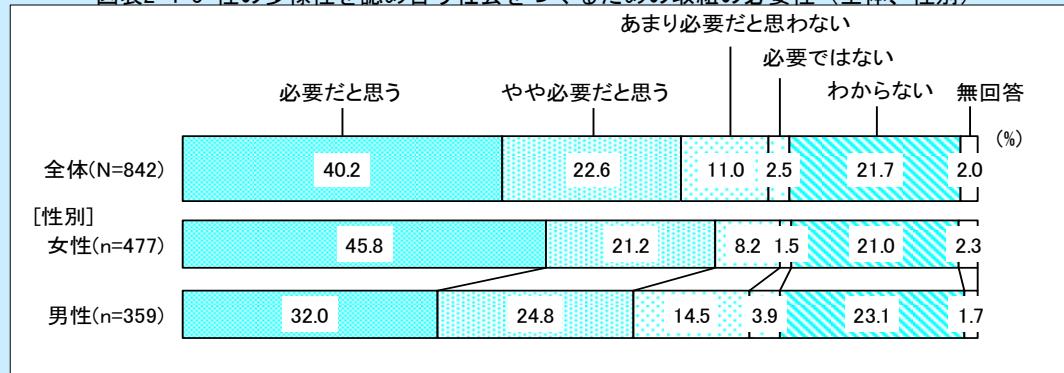
・女性が様々な分野で能力を発揮し、活躍できるよう職場・家庭・地域での意識改革と環境整備の促進、支援に取り組む必要がある。

・男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス、配偶者暴力などについて、区民へのさらなる周知啓発が必要である。

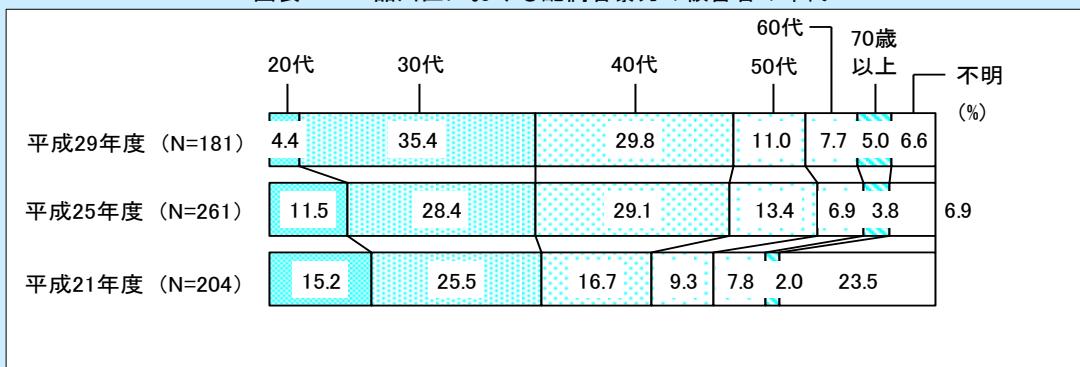
図表2-4-1 品川区における配偶者暴力の相談件数推移



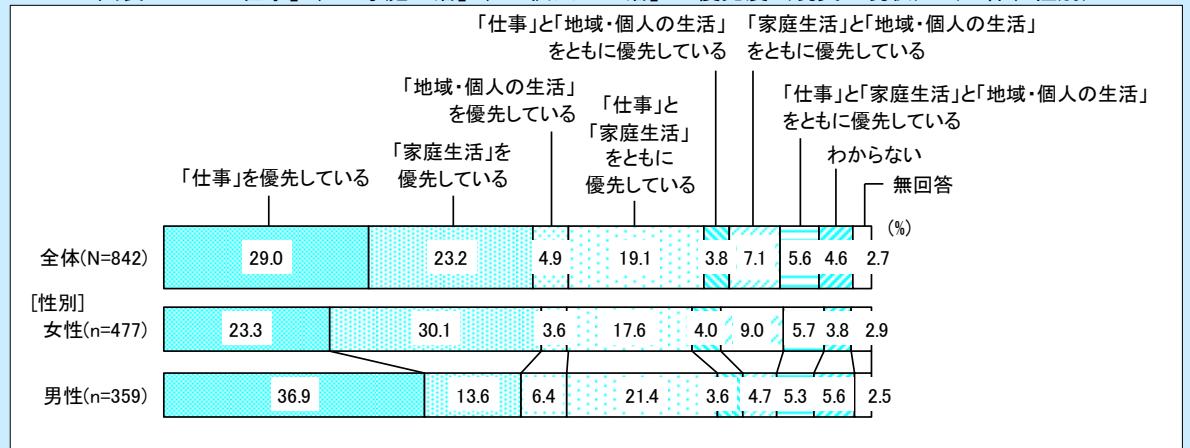
図表2-4-3 性の多様性を認め合う社会をつくるための取組の必要性（全体、性別）



図表2-4-2 品川区における配偶者暴力の被害者の年代



図表2-4-4 「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」の優先度（現実・現状）（全体、性別）



都市像 3-1 区民の健康づくりを推進する

区の現況

①区民の健康づくりを支援する

- ・健康寿命延伸に向け、平成27年度に「しながわ健康プラン21」を策定。生活習慣病対策の充実を図り、区民の健康づくりを促進、支援している(図表3-1-1, 3)。
- ・気軽に楽しく参加できる健康づくりの機会の充実が図られたことで、健康センター利用者数が増加傾向。
- ・子どもの食事や歯の健康に関する不安を軽減するため、各種教室の充実を図っている。

②疾病等対策を充実する

- ・区民の生活習慣病による死亡率は近年やや低下傾向にあり、総合的な死亡率は他区と比較しても低い水準にある(図表3-1-2)。
- ・生活習慣病の予防に向けた検診受診の促進や、乳がん検診実施機関の拡充など疾病対策の充実を図り、検診受診率の向上など一定の成果があがっているが、健康診断全体の受診率は特別区平均を下回っている(図表3-1-4)。

③地域の医療体制を充実する

- ・品川区の病院や一般診療所の病床数は増加傾向にあり、人口あたりの病床数も病院は増加傾向にあるが、特別区平均と比較するとやや下回る水準に留まっている(図表3-1-5)。

社会経済環境の変化

①区民の健康づくりを支援する

- ・国や都は、高齢化の進展および疾病構造の変化を踏まえ、生活習慣病の予防、生活機能の維持および向上等により健康寿命の延伸を実現するための取り組みを進めている。また、あらゆる世代の健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康格差の縮小を実現するとしている。
- ・多様な生活スタイルにより、孤食や低栄養など食の課題が増加していることから、各ライフステージごとの取り組みが求められている。

②疾病等対策を充実する

- ・健康診断全体の受診率の向上に向けた啓発活動を進めるとともに、生活習慣病リスクの高い方への受診勧奨や、重症化対策等が求められている。
- ・めまぐるしい社会環境の変化によりストレスが増加していることなどから、こころの健康づくりの充実が求められている。
- ・誰ひとり自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、地域レベルでの実践的な自殺対策の取り組みが求められている。

③地域の医療体制を充実する

- ・国は、都道府県に在宅医療に係る取り組み強化を含めた地域医療体制の充実を求めており、都では、「東京都地域医療構想」を策定し、区市町村との密接な連携のもと、将来にわたり発展する医療提供体制やシステム構築、人材の確保・育成を図るとしている。

新計画に向けた課題

①区民の健康づくりを支援する

- ・すべての区民がいつまでも生き生きと社会に参加できるよう、区民の健康づくりを促進、支援することが必要である。
- ・健康寿命の延伸に向けて、引き続き、健康に対する意識を高め、区民一人ひとりの主体的な健康づくりへの取り組みを支援する必要がある。

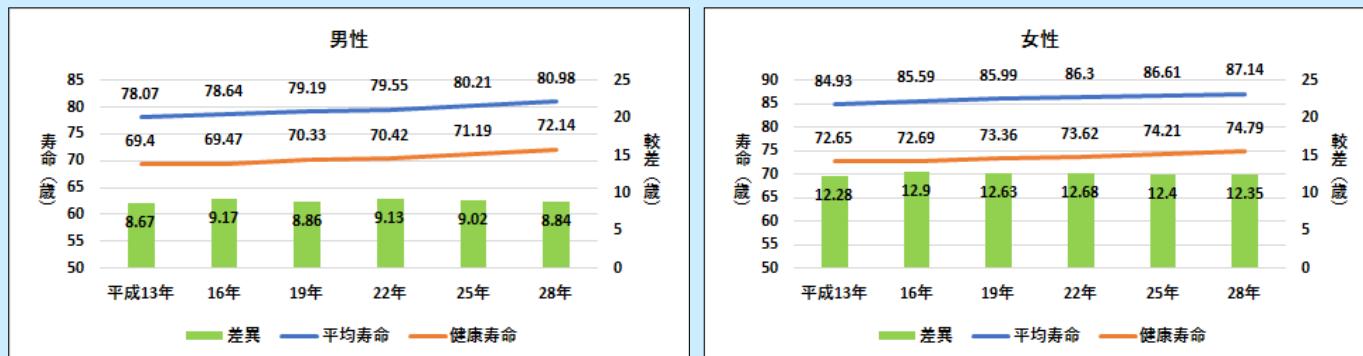
②疾病等対策を充実する

- ・早期発見・早期治療に資する精度の高いがん検診を着実に実施するとともに、受動喫煙対策や禁煙外来助成などの予防施策を進めていく必要がある。
- ・がんになっても安心して暮らせるよう、がんに関する施策に総合的に取り組んでいく必要がある。
- ・生活習慣病のリスクの高い方への受診勧奨等をするといった重症化予防事業を充実させていく必要がある。
- ・こころの健康づくりについて、知識の普及・啓発と関係機関との連携の強化など一層進んだ取り組みが必要である。
- ・自殺対策基本法に定められた市区町村基本計画を策定し、総合的に自殺対策に取り組む必要がある。

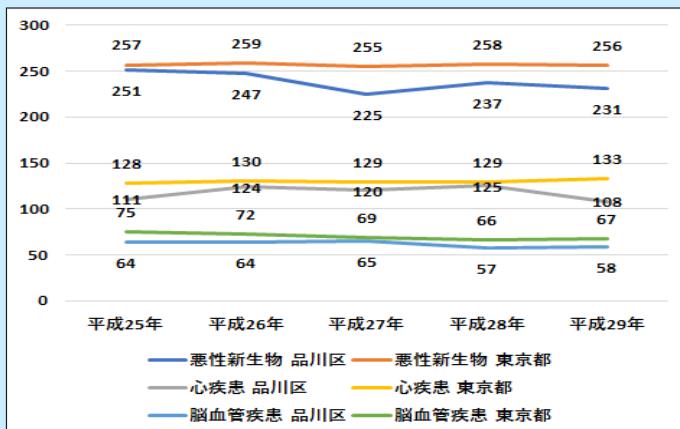
③地域の医療体制を充実する

- ・区民ニーズに即した地域医療の充実を図るため、かかりつけ医制度の一層の充実などに取り組むことが必要である。
- ・休日・夜間診療や救急医療も含めた地域医療体制強化に向けて、区内医療関係者とのさらなる連携強化が必要である。
- ・在宅療養を推進するため、地域の医療資源の把握、関係機関の情報共有、相談体制の充実などを進めていく必要がある。

図表3-1-1 平均寿命と健康寿命の差



図表3-1-2 死因別死亡率



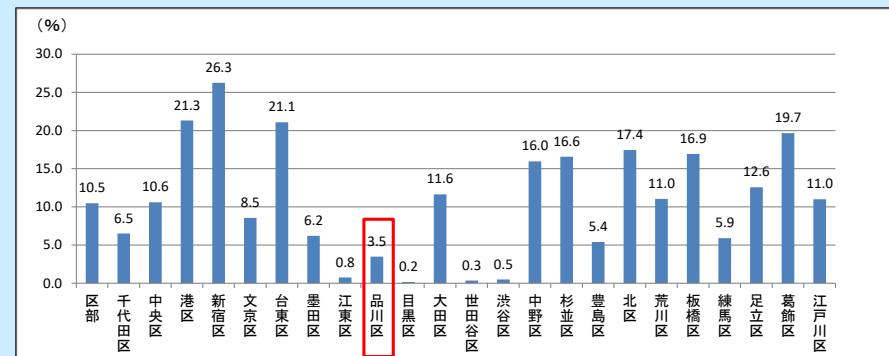
資料) 東京都「人口動態統計」、品川区資料より作成

図表3-1-3 健康塾(高齢者向け)の参加者の推移



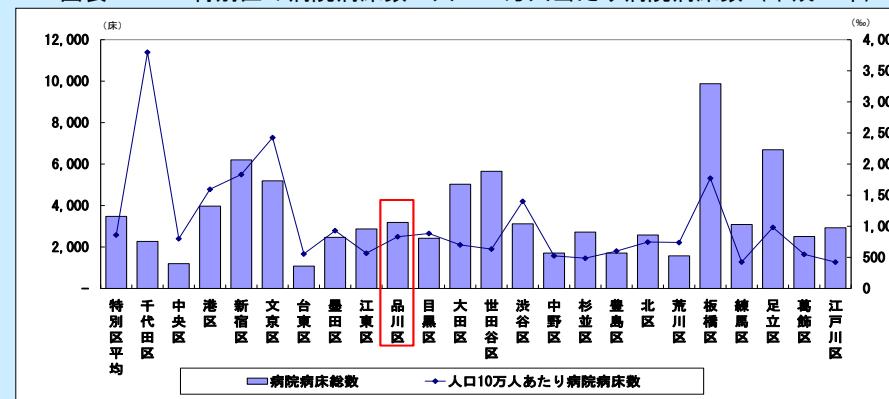
資料) 品川区資料より作成

図表3-1-4 特別区の区が実施した健康診断延べ受診率(平成28年度)



資料) 厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告(地域保健編)市区町村表」、総務省「住民基本台帳人口・世帯数」より作成

図表3-1-5 特別区の病院病床数・人口10万人あたり病院病床数(平成28年)



資料) 東京都「東京都の医療施設」、総務省「住民基本台帳人口」より作成

都市像 3-2 高齢者福祉の充実を図る

区の現況

①高齢者の多様な社会参加を促進する

- ・高齢者人口は年々増加(図表3-2-1)しており、高齢者の社会参加促進に向け、地域貢献ポイント事業の充実を図っており、登録者も年々増加している。
- ・高齢者多世代交流支援施設等(ゆうゆうプラザ)を4施設開設、高齢者の活動の場の拡充を図っている(図表3-2-2)。

②地域における在宅生活を支援する

- ・地域包括ケアシステムの推進に向け、在宅介護支援センターの事業や小規模多機能型居宅介護サービスの充実を図った(図表3-2-2)。
- ・認知症高齢者は増加傾向にあり、認知症の正しい理解の促進や認知症本人や家族への支援を実施している(図表3-2-3, 4)。

③多様な介護予防事業を推進する

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の体系化を図り、介護事業者や有償ボランティアなど多様な主体による介護予防事業の充実を図るとともに、利用者の状態にあったサービスの提供を行っている。

④多様な入所・入居系施設を整備する

- ・多様な入所・入居系施設を着実に整備し、住み慣れた地域での生活の継続を推進している(図表3-2-2)。

⑤質の高い介護保険事業を運営する

- ・施設職員によるセルフチェック表に基づき、情報共有・検証を行うサービス向上研究会を実施している。
- ・平成25年度に全国で初めて要介護度改善ケア奨励事業を実施し、サービスの質の維持・向上に努めている。

社会経済環境の変化

①高齢者の多様な社会参加を促進する

- ・都では、「東京ホームタウンプロジェクト」の一貫として、シニア世代の経験を活かした地域活動やNPOへの参加の促進・支援を行っている。

②地域における在宅生活を支援する

- ・高齢者が総人口の2割を超え、今後も支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みの充実が求められている。
- ・2030年(平成42年)には、65歳以上人口に占める認知症高齢者の割合が2割に達すると見込まれており、認知症予防および認知症高齢者支援の更なる推進が求められている。

③多様な介護予防事業を推進する

- ・区市町村は地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画できるよう、介護予防サービスを充実させることが求められている。

④多様な入所・入居系施設を整備する

- ・施設整備にあたっては、多様なニーズに応じた施設の設置や、地域バランスに応じた適切な用地の確保が求められている。

⑤質の高い介護保険事業を運営する

- ・国は、介護保険の安定性を確保するため、介護保険事業を担う人材の確保に係る取り組みを進めている。都においても、東京都社会福祉協議会による介護保険事業に係る人材育成に取り組んでいる。

新計画に向けた課題

①高齢者の多様な社会参加を促進する

- ・高齢者がいきいきと暮らせるよう、健康維持と人材活用の観点から、高齢者の多様な社会参加の促進を図るため、ボランティア情報の発信の拡充や、活動場所のさらなる充実が必要である。

②地域における在宅生活を支援する

- ・地域包括ケアシステムの更なる推進のため、介護と医療の連携強化や、家族の介護負担の軽減を支援する取り組みの強化が必要である。
- ・デイサービスでの軽度認知症高齢者の受入れや身近な地域での相談体制など様々な支援を充実する必要がある。

③多様な介護予防事業を推進する

- ・多様化する介護予防ニーズに対応するため、サービスの充実を図るとともに、ボランティアをはじめとする様々な担い手によるサービスの構築を検討していく必要がある。

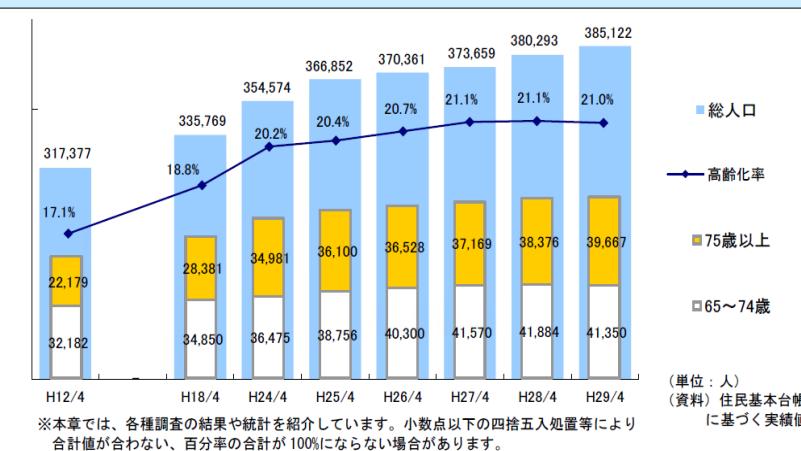
④多様な入所・入居系施設を整備する

- ・認知症高齢者グループホームや地域密着型特別養護老人ホームのほか、地域包括ケアシステムの中核サービスとなる看護小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの充実が必要である。

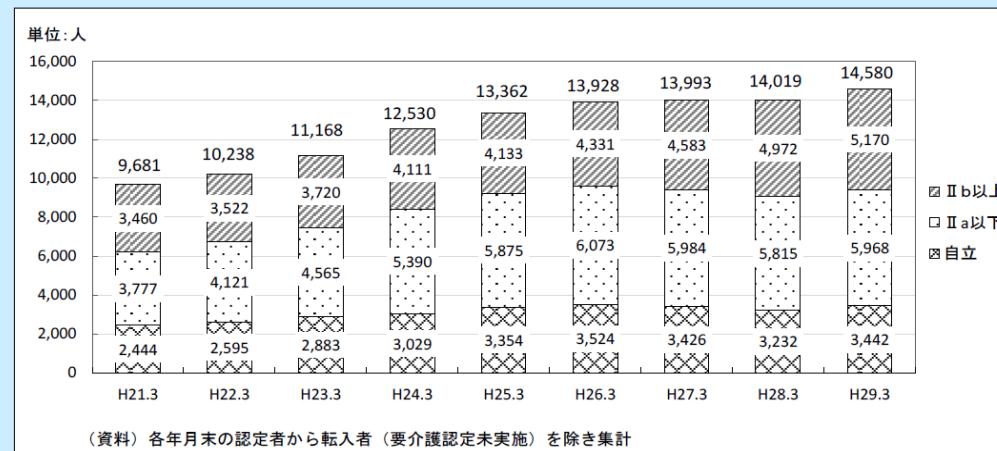
⑤質の高い介護保険事業を運営する

- ・品川介護福祉専門学校や品川福祉カレッジの機能を活かし、初任者研修、スキルアップ研修等の充実を図り、福祉人材の確保・育成を進めていく必要がある。また、介護関連データ分析により、自立に向けた介護を進めていく必要がある。

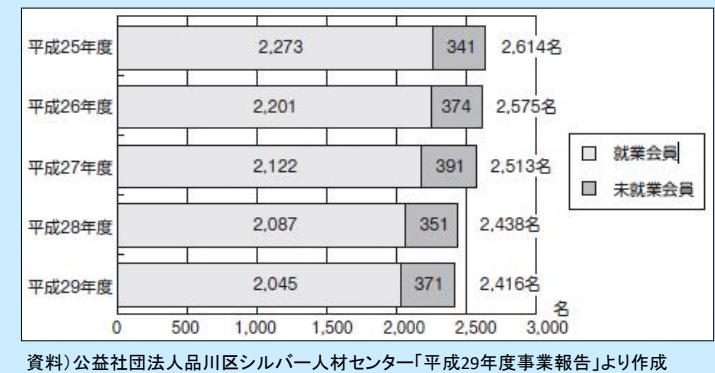
図表3-2-1 品川区の総人口、高齢者数、高齢化率の推移



図表3-2-3 品川区の認知症高齢者の推移



図表3-2-5 品川区シルバー人材センターの各年度別就業実人員の推移



資料) 品川区「第7期品川区介護保険事業計画」より作成

資料) 品川区「第7期品川区介護保険事業計画」より作成

図表3-2-2 高齢者福祉関係施設の推移

各年度3月末時点	20年度		21年度		22年度		23年度		24年度		25年度		26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	定員数	施設数																				
特別養護老人ホーム	572	7	572	7	572	7	653	8	653	8	653	8	682	9	682	9	782	10	884	11	884	11
認知症高齢者グループホーム	69	5	78	6	78	6	96	7	114	8	141	9	213	12	222	13	222	13	240	14	240	14
小規模多機能型居宅介護	20	1	45	2	45	2	69	3	94	4	152	6	177	7	177	7	177	7	202	8	231	9
看護小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	1	29	1	29	1	58	2	58	2
高齢者多世代交流施設等(ゆうゆうプラザ)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	400	2	420	3	490	4
サービス付高齢者向け住宅	42	1	42	1	42	1	57	2	147	3	147	3	168	4	168	4	168	4	168	4	168	4

資料) 品川区「品川区の福祉」より作成

図表3-2-4 認知症サポーター養成講座受講者数(人)

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1,038	1,314	2,476	1,509	2,217

資料) 品川区「品川区の福祉」より作成

都市像 3-3 障害者福祉の充実を図る

区の現況

- ①障害者の相談支援体制を整備する**
 - ・地域拠点相談支援センターでの相談の充実や障害者福祉を担う人材の育成、関係機関の連携支援など、障害者の相談支援体制の充実を図っている。
- ②地域での自立した生活を支援する**
 - ・地域での生活支援に向け、障害者地域活動支援センターや障害者自立訓練センターを整備し、支援体制の充実を図った。
 - ・区内で暮らす単身の知的・精神障害者へ生活の困りごとに対する支援や見守り支援を行い地域生活をサポートしている。
 - ・在宅の重症心身障害者が、家族とともに地域の中で暮らすことができるよう、通所事業を実施している。
 - ・障害児者総合支援施設の開設（平成31年10月）、児童発達支援センターの機能強化など療育支援体制の充実を図った。
- ③障害者を支える地域をつくる**
 - ・障害者理解の促進に向け、障害者差別解消法ハンドブックを作成し、周知を図るとともに、品川区障害者週間記念のつどいを開催するなどの啓発活動を行っている。
 - ・成年後見制度利用促進、しながわ見守りホットラインによる虐待防止など障害者を支える地域社会づくりを行っている。
- ④障害者の社会参加を促進する**
 - ・障害者の就労支援のための訓練から就労支援、就労後のジョブコーチ支援、就労定着まで一体的に行っている。
 - ・障害者地域活動支援センター等を通じて、多様な社会参加活動の支援を行っている。

社会経済環境の変化

- ①障害者の相談支援体制を整備する**
 - ・障害者やその介護者の高齢化、障害の重度化・重複化という問題が顕在化しているため、障害特性や生活環境に配慮した相談支援体制の整備が求められている。
- ②地域での自立した生活を支援する**
 - ・障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、地域生活への移行、地域生活の継続支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備が求められている。
 - ・障害者の高齢化、重度化の傾向があり、医療的ケアを行う施設の充実が必要であり、また、地域で継続して生活するためのグループホームなどの施設の整備が求められている。
 - ・発育や発達に関する相談が多様化しており、児童発達支援事業所の整備や成人期の支援、ニーズに合わせた支援体制の充実が求められている（図表3-3-3）。
- ③障害者を支える地域をつくる**
 - ・平成28年に障害者差別解消法が施行され、人格と個性を尊重しながら、共に生きる社会の実現が求められている。
 - ・障害者理解を進め、社会的障壁を取り除くために、必要かつ合理的な配慮を行うことが求められている。
- ④障害者の社会参加を促進する**
 - ・民間企業における障害者雇用数は増加しているものの、雇用率は未だ低水準となっており、就労の場の確保および定着に向けた支援が求められている。

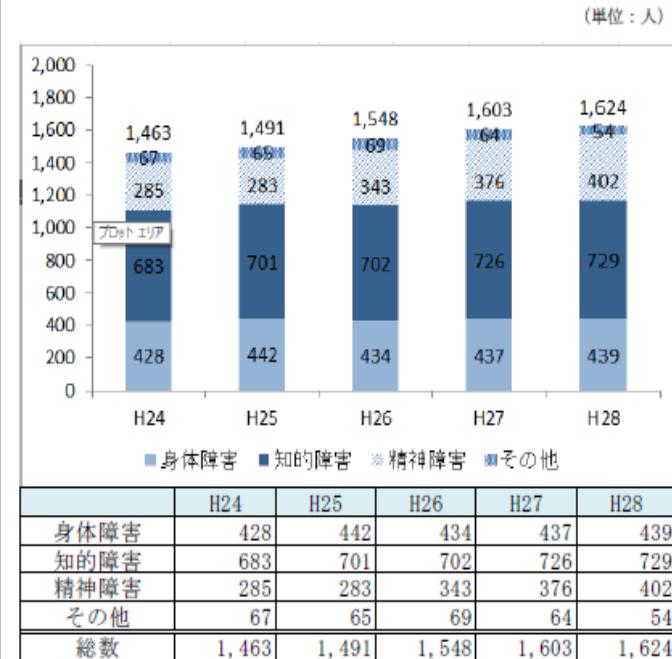
新計画に向けた課題

- ①障害者の相談支援体制を整備する**
 - ・障害者に寄り添った相談支援に向けて、地域拠点相談支援センターを中心としたネットワークづくりと、地域全体で予防的な支援も含めた包括的な相談支援の強化が必要である。
 - ・相談支援事業所を増設し、各々の障害特性に合わせた相談支援の強化が必要である。
- ②地域での自立した生活を支援する**
 - ・障害者が地域で安心して生活できるよう、知的・精神の地域生活サポート事業を充実させるなど、障害福祉サービスの提供体制を整備する必要がある。
 - ・障害者の高齢化や重度化、医療的ケアなど、障害者の状況の変化にも対応できるように、障害福祉サービスの提供体制の充実が必要である。
 - ・地域移行・地域定着を促進するとともに、基盤整備を行い、保健・医療・福祉等の連携による障害特性に応じたきめ細かな支援体制の構築を進める必要がある。
 - ・障害児の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう、児童発達支援センターを軸に障害児支援の提供体制の確保を進める必要がある。
- ③障害者を支える地域をつくる**
 - ・障害者への差別解消に向けた啓発や理解促進の施策強化が必要である。
 - ・地域で障害者を支えるため、成年後見制度の周知啓発を進めるとともに、障害特性を理解した担い手の育成を推進する必要がある。
- ④障害者の社会参加を促進する**
 - ・福祉的就労から一般就労への移行支援、定着支援に向けた取組の強化を行い、自立と社会参加を一層促進する取り組みが必要である。

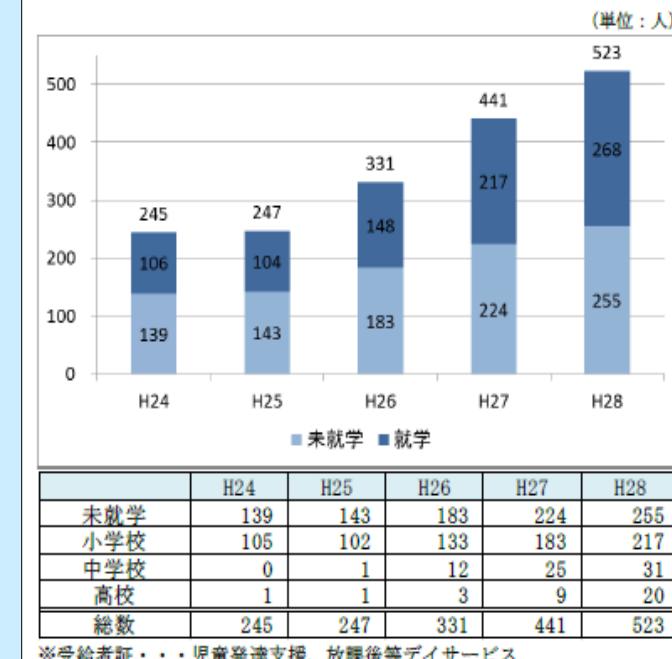
図表3-3-1 特別区の障害者手帳所持者数(平成29年度末時点)



図表3-3-2 障害福祉サービス受給者証発行者数の推移



図表3-3-3 受給者証18歳未満発行者数の推移



資料) 特別区協議会「特別区の統計」より作成

資料) 品川区「第5期品川区障害福祉計画 第1期品川区障害児福祉計画」より作成

資料) 品川区「第5期品川区障害福祉計画 第1期品川区障害児福祉計画」より作成

都市像3-4 地域福祉を推進する

区の現況

①地域での助け合い、支え合いを促進する

- ・ 支え愛・ほっとステーションの全地域センター13カ所への展開をはじめ、ボランティア団体や地域の人々との協働による支え合いの促進、支援を行っている。
- ・ 民生委員等と連携し、町会・自治会や民間企業によるひとり暮らし高齢者等の見守り活動を促進している。

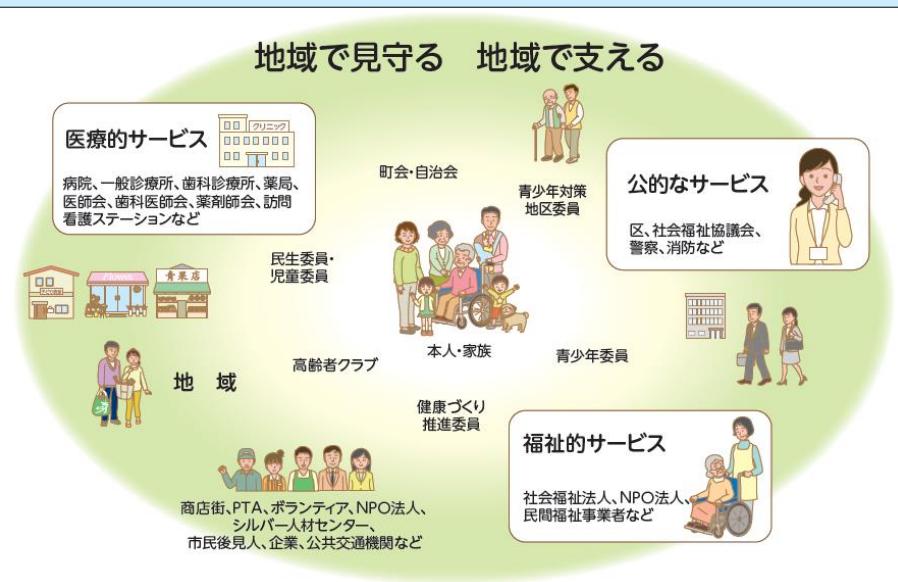
②すべての人にやさしいまちづくりを推進する

- ・ 東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機とし、ユニバーサルデザインの普及啓発や、駅ホーム柵整備助成など、駅および駅周辺、道路などのバリアフリー化を推進している(図表3-4-2)。

③生活の安定を支援する

- ・ 暮らし・しごと応援センターを設置し、生活と就労に関する相談体制を構築するなど、低所得者に対する自立支援や就労支援を推進している。
- ・ ひとり親家庭を含め、支援対象者のニーズの多様化に対応するため、子どもの未来応援プロジェクトを立ち上げ、支援策の検討・充実を行っている。また子ども食堂の推進など、きめ細かい支援を行っている。
- ・ 虐待防止ネットワークの強化に取り組み、区民からの通報・相談に対応できる体制の強化や、関係者間の適切な情報共有・連携を図っている。
- ・ 成年後見制度の利用促進を図るとともに、区長申立て等の充実を図っている。

図表3-4-1 地域共生社会のイメージ



資料) 品川区「第3期品川区地域福祉計画(素案)」より作成

社会経済環境の変化

①地域での助け合い、支え合いを促進する

- ・ ひとり暮らし高齢者や障害者、子育て・家族の介護など手助けを必要とする人たちに加え、ダブルケアなど複合的な課題を抱える人たちが増加している。
- ・ 生活スタイルや価値観の多様化により、地域のつながりが希薄化しており、社会的孤立も増えている。
- ・ 地域の支え合い体制の担い手の不足や高齢化が課題となっており、新たな担い手の確保・育成が求められている。

②すべての人にやさしいまちづくりを推進する

- ・ 国は、東京2020大会を契機にバリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりを推進すると同時に、大会後の高齢化社会に向けて、すべての人にやさしいユニバーサル社会の進展を目指しており、区でも取り組みの強化が求められている。
- ・ 高齢者、障害者、外国人などの情報が届きづらい人が安心して生活できるよう、誰もが情報を容易に入手できる環境整備が求められている。

③生活の安定を支援する

- ・ 生活保護受給者数、保護率ともに横ばいの傾向が続いているものの、高齢者単身世帯の占める割合が増加していることから、生活保護に至る前段階での生活困窮者を対象とした、相談支援の体制の充実が求められている(図表3-4-3)。
- ・ 地域のつながりの希薄化等により、家庭内の様子が見えにくくなり、子育てや介護の負担増に起因する虐待や、認知症や障害等に起因する権利侵害に対し、虐待防止・権利擁護の強化が求められている。

図表3-4-2 品川区におけるバリアフリー計画の概要

■計画の内容

旅客施設等を含んだエリアを重点整備地区として設定し、地区ごとに生活関連施設及び施設同士を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化の取り組み(特定事業等)について示している。

■対象エリア

*「大井町駅周辺地区バリアフリー計画」(平成27年3月策定)

大井町駅を中心とした半径700m(徒歩10分圏内)を目安に、生活関連施設ならびに生活関連経路を含む区域を「重点整備地区」に設定

*「旗の台駅周辺地区バリアフリー計画」(平成29年7月策定)

旗の台駅を中心とした半径700m(徒歩10分圏内)を目安に、生活関連施設ならびに生活関連経路を含む区域を「重点整備地区」に設定

資料) 品川区HP「品川区大井町駅・旗の台駅周辺地区バリアフリー計画・特定事業計画」より作成

新計画に向けた課題

①地域での助け合い、支え合いを促進する

- ・ 区や専門機関の横断的な連携により適切な支援につなぐため、高齢者、障害者、子どもという対象者ごとでの対応だけでなく、包括的な相談支援体制を構築していく必要がある。(図表3-4-1)
- ・ 地域の中で支援が必要な人を「我が事」として捉え、関わられるような意識づくりや地域づくりを進める必要がある。
- ・ 地域活動やボランティア活動の担い手の輪が広がるような機会や場の提供・周知などにより、新たな担い手の確保・育成を図る必要がある。

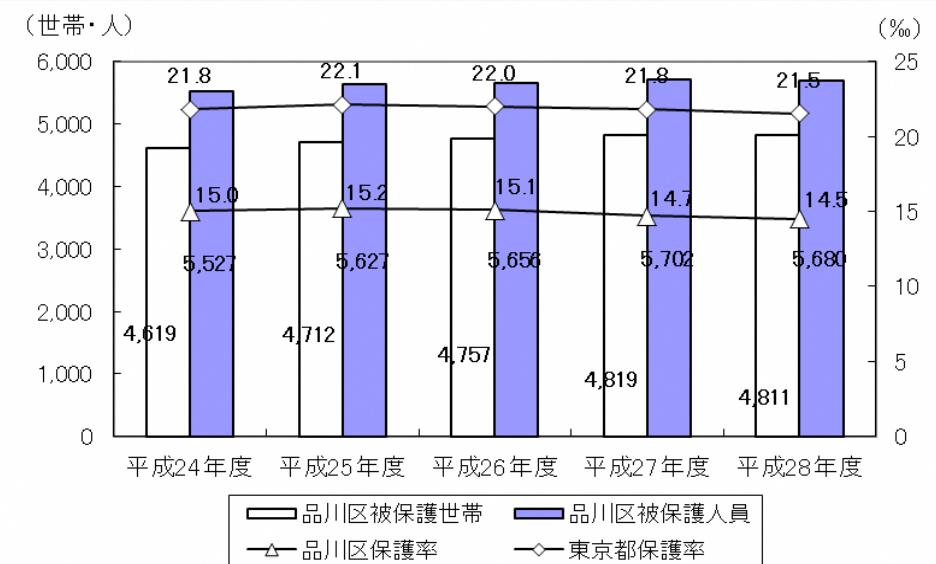
②すべての人にやさしいまちづくりを推進する

- ・ 歩道の段差解消・誘導ブロックの設置など、ハード面での公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化などを進めるとともに、意識啓発や情報提供の充実などソフト面での取り組みを総合的に進めていく必要がある。
- ・ すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めていくために、地域住民や高齢者、障害者、民間事業者などの意見を反映し、連携・協力のもと整備を計画的に進めていく必要がある。

③生活の安定を支援する

- ・ 暮らし・しごと応援センターにおける相談体制の一層の充実を図るとともに、就労支援や子どもの学習支援など、多様化する課題への対応を関係機関等との連携により、充実させていく必要がある。
- ・ 虐待防止・発生予防・早期発見のため、高齢者、障害者、子どもなどの関係機関の情報共有・連携体制の構築を進めていく必要がある。
- ・ 適切な支援のため、成年後見制度の周知啓発を進めていくとともに、担い手の育成を推進する必要がある。

図表3-4-3 品川区の被保護世帯・人員の推移



注釈) 保護率算定の基礎人口は、「東京都の人口(推計)」(毎年10月1日)総務局。ただし、平成27年度は「国勢調査結果」。

資料) 東京都「福祉・衛生統計年報」より作成

都市像4-1 水とみどりの豊かな都市をつくる

区の現況

①水と親しむことのできるまちをつくる

- ・水辺のにぎわい創出の検討を進めるとともに、親水スポット・遊歩道の整備や舟運社会実験等をおこなっている。
- ・目黒川、立会川等における浚渫や高濃度酸素溶解水の放流等の水質改善に取り組んでいる(図表4-1-1)。

②区民のみどりづくりを支援する

- ・生垣助成や屋上緑化助成等を実施し、区民の緑化活動を支援している。
- ・区の緑被率はほぼ横ばい。みどり率は微増傾向(図表4-1-2)。
- ・みどりと花のボランティアの団体登録は173団体。

③公共のみどりを増やす

- ・みどりのみちの整備について、ハッ山通り・元なぎさ通りについて、I区間(1,300m)のうち、950mの整備工事を実施。

④区民とともに公園を育てる

- ・公園面積は増加傾向だが、人口増加により区民一人あたりの公園面積は減少、23区比較で平均を下回っている。(図表4-1-3, 4)
- ・「子どもたちのアイデアを活かした公園づくり」事業で5園の整備を完了した。
- ・既存の公園・児童遊園等について、改修や修繕、バリアフリー化を行った。

社会経済環境の変化

- ・平成27年の大都市戦略(国交省 大都市戦略検討委員会)において、都市公園においても地域ニーズに的確に対応し、高齢者の健康増進、子育て支援などの観点からの利活用を一層促進することなどが求められている。
- ・平成29年の都市公園法改正において、多様で柔軟な都市公園の活用による地域の活性化をめざすことが示された。
- ・全国的には都市公園面積は上昇傾向を示しているが、欧米諸国の主要都市と比べると整備水準は依然として低い(平成29年「首都圏整備に関する年次報告」より)。
- ・都では、都立公園のパークマネジメントにかかる方針を改定し、都市の魅力向上や生物多様性、防災などの観点から都立公園の改善・運営を図るとしている。

新計画に向けた課題

①水と親しむことのできるまちをつくる

- ・河川の水質改善を継続的に進めるとともに、水辺空間をより積極的に活用していくため、水辺・舟運の環境整備や観光拠点の形成を区民や事業者等と連携し、推進していく必要がある。

②区民のみどりづくりを支援する

- ・積極的にみどりを創出していくため、民有地における緑地の確保、緑化の推進について、啓発強化やより効果的な誘導策の検討が必要である。
- ・ボランティア団体の高齢化に対応するため、多様な世代・主体の取り込みが必要である。

③公共のみどりを増やす

- ・計画的なみどりの道の整備促進と、まちづくり事業と連携したオープンスペースの確保と緑化の促進が必要である。

④区民とともに公園を育てる

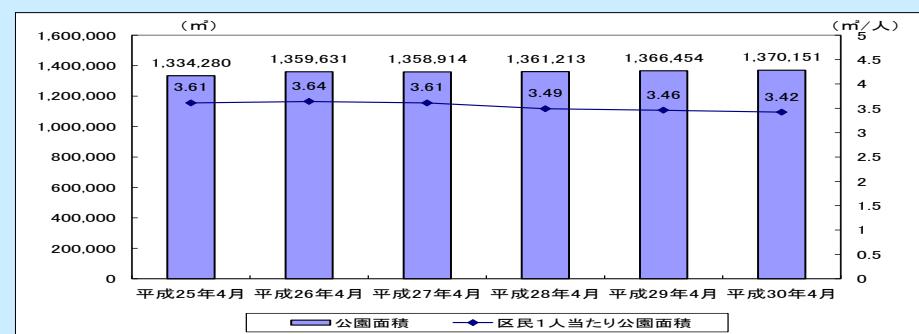
- ・公園の新規設置等による公園面積の充実が必要である。
- ・まちの魅力向上、防災、健康づくり、子育てなど様々な側面で公園が新たな機能を発揮できるよう、地域のニーズをとらえ、民間活力も視野に入れ、地域の特色にあった公園の整備や管理を検討する必要がある。
- ・公園・児童遊園の改修等を長寿命化計画に基づき進めるとともに、整備・管理を多様な手法を用いて進める必要がある。

図表4-1-1 立会川および目黒川の水質改善の取り組み

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
立会川 河川清掃作業数	42	57	62	50	46	59
目黒川 浚渫量 (m)	300	300	260	150	150	155

資料) 品川区資料より作成

図表4-1-3 品川区の公園面積・一人あたり公園面積の推移



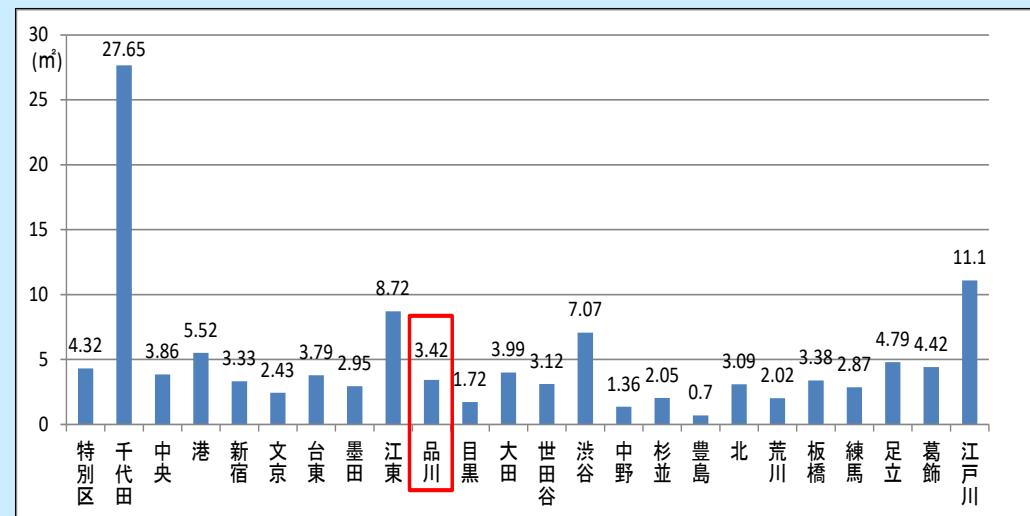
注釈) 公園面積には都市公園のほか都市公園以外の公園(自然ふれあい公園、海上公園、区市町村立公園、国民公園など等)を含む
資料) 公益財団法人特別区協議会「特別区の統計」より作成

図表4-1-2 品川区のみどり率の経年変化



注釈) みどり率とはある地域の「緑被地」に「公園内の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面が占める割合」を加えた面積が、その地域全体の面積に占める割合をいう
資料) 品川区「みどりの実態調査(概要版)」(平成26年7月)より

図表4-1-4 一人あたり公園面積の特別区の比較(平成30年4月1日現在)



注釈) 公園面積には都市公園のほか都市公園以外の公園(自然ふれあい公園、海上公園、区市町村立公園、国民公園など等)を含む
資料) 公益財団法人特別区協議会「特別区の統計」より作成

都市像4-2 やすらぎとにぎわいの都市景観を形成する

区の現況

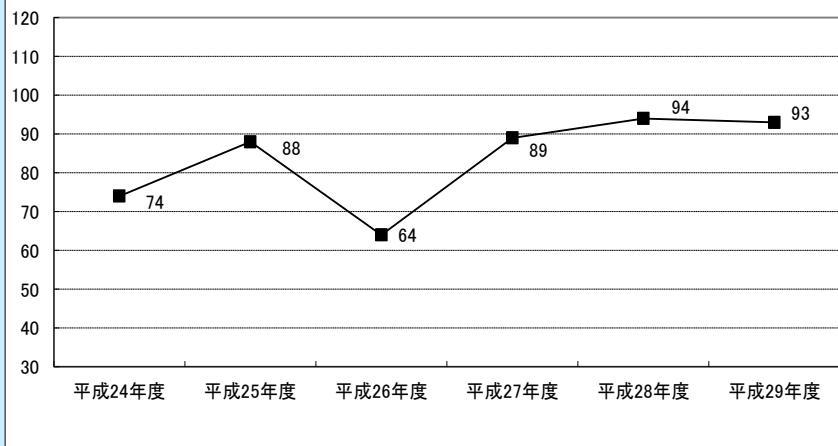
①魅力的な個性ある都市景観を創出する

- ・平成22年度に景観行政団体となり、品川区景観計画を策定、平成23年度から運用を開始した。
- ・品川区景観計画に基づき、建築行為等に際して意匠形態などの届出義務等を定めており、届出件数は増加傾向にある(図表4-2-1)。
- ・旧東海道品川宿地区において、景観アドバイザー窓口(図表4-2-2)および景観会議を毎月定期的で開催している。
- ・北品川地区(総延長1,035m)および戸越銀座地区(総延長1,180m)の商店街無電柱化を行った。

②身近な地域景観を整備する

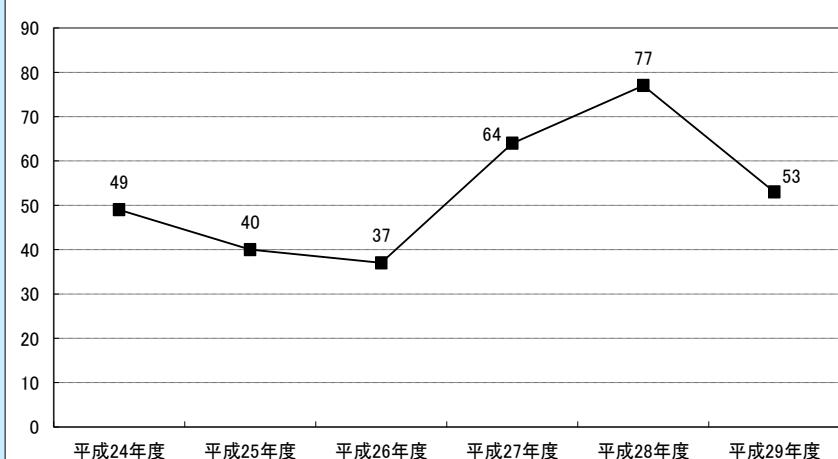
- ・旧東海道品川宿地区では、まちづくりと連携した景観形成に取り組んでいる(図表4-2-3)。
- ・景観重点地区について、2地区目として大崎駅周辺地区の重点地区化を行い、平成28年9月から運用を開始。3地区目として重点地区化を行った武蔵小山駅周辺地区は、平成30年6月から運用を開始した。
- ・鉄道高架下の壁面美化事業(39ヶ所)を整備済、旧東海道品川宿地区では修景事業(26件)を実施した。

図表4-2-1 景観計画に基づく届出件数(件)



資料)品川区資料より作成

図表4-2-2 旧東海道品川宿地区における景観アドバイザーの相談件数(件)



資料)品川区資料より作成

社会経済環境の変化

①魅力的な個性ある都市景観を創出する

- ・国では、「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」において、広域景観の形成のための景観行政団体間等の連携の仕方や、事前協議のあり方、景観を資産として捉えることによる地域価値の向上、景観マネジメントのあり方などについて取りまとめている。
- ・都では、東京都景観計画や景観法に基づいた景観形成とともに、まちづくりと連携した景観形成に取り組んでいる。

②身近な地域景観を整備する

- ・区内には、歴史的背景がある地区や、臨海部に位置する魅力的な景観資源を持つ地区が数多く存在するため、地域住民にその魅力を理解してもらい、その特性を活かした景観政策を積極的に展開していくことが求められている。
- ・水辺の利活用について、区における有効な地域資源として着目され、観光・商店街等の施策と連携したまちづくりの推進が期待されている(図表4-2-4)。

図表4-2-3 旧東海道のまちづくり

旧東海道品川宿周辺



資料)品川区ホームページより

新計画に向けた課題

①魅力的な個性ある都市景観を創出する

- ・景観計画に基づいた景観形成に引き続き取り組むとともに、外観改修などについて無届けで着工するケースがあるため、さらなる周知・啓発が必要である。
- ・近隣自治体との連携による良好な景観形成や、景観による地域価値の向上といった景観形成施策を行うとともに、地域住民の協力を得る観点から、景観政策の効果について、幅広く区民に共有していく仕組みの構築が必要である。

②身近な地域景観を整備する

- ・まちなにぎわい創出に向けて、観光施策や商店街施策と連携した景観まちづくりを進める必要がある。
- ・今後区民の自主的なまちづくり活動の支援や身近な景観形成活動の支援など、景観まちづくりを進める仕組みの構築が必要である。
- ・天王洲アイル、勝島など独自のまちづくりの気運に対して、重点地区化により品川区の水辺地区の街並み誘導を行っていくことも視野に入れていく必要がある。

図表4-2-4 水辺の利活用

天王洲運河



勝島運河



資料)品川区ホームページより

都市像4-3 環境再生のまちをめざす

区の現況

①低炭素社会への取り組みを推進する

- ・平成30年3月、第二次品川区環境計画等を統合・改訂し、品川区環境基本計画、品川区職員環境行動計画を策定。
- ・区有施設のLED化は平成34年度末までに、街路灯・公園灯のLED化は平成31年度末までの完了を予定している。
- ・平成23年度から太陽光発電設置システム助成を開始した。

②循環型社会への取り組みを推進する

- ・ごみ収集量および資源回収量は減少傾向(図表4-3-1, 2)。
- ・適正排出やごみの減量等を図るための廃棄物の排出指導件数は大幅に増加している。
- ・日常のごみ出しが困難な高齢者等世帯を対象に、ごみ等の個別収集を実施しており、実施件数も増加している。
- ・区民による自主的な資源の集団回収を行う団体数は増加傾向にあり、資源回収量についても一定の実績を上げている。

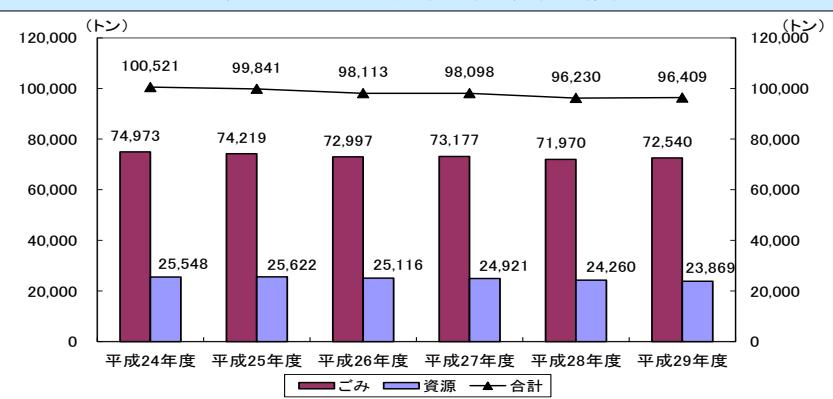
③環境再生活動を促進する

- ・平成29年度に実施した環境に関する区民アンケート結果では、多くの方が「みどりや生き物とのふれあいは重要」と回答している(図表4-3-3)。

④生活環境対策を推進する

- ・アスベスト対策について助成を継続的に実施している。
- ・土壌汚染対策について事業者向け講習会を開催している。
- ・平成28年度にカラス・外来種総合窓口を設置した。
- ・外来種(主にハクビシン)の目撃情報が、増加傾向にある。

図表4-3-1 ごみ・資源収集量実績の推移



資料) 品川区資料より作成

図表4-3-2 資源集団回収量の推移



資料) 品川区資料より作成

社会経済環境の変化

①低炭素社会への取り組みを推進する

- ・国の温室効果ガスの排出量は平成25年度をピークに減少傾向にある。長期的には、平成62年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとしている。
- ・都では、温室効果ガス排出量を平成42年までに平成12年比で30%削減する目標を設定している。

②循環型社会への取り組みを推進する

- ・世界的な人口増による資源の制約や、廃プラスチックによる海洋汚染等、廃棄物の処理や資源リサイクルを取り巻く状況の変化への柔軟な対応が求められている。

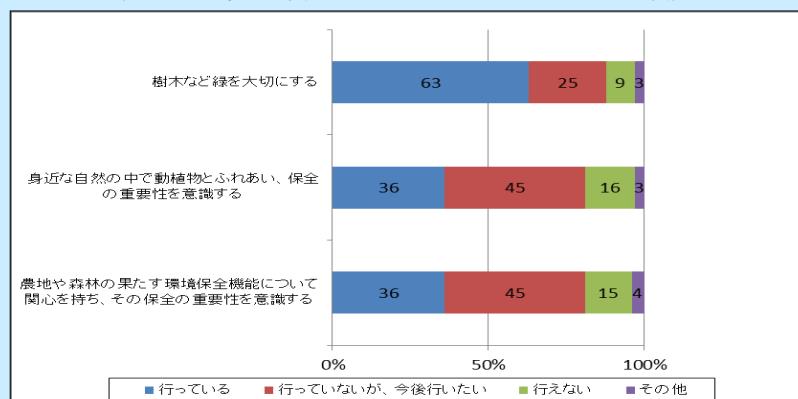
③環境再生活動を促進する

- ・区民、事業者が環境再生への意識を持ち、自然再生への活動に参加しやすくなるような支援・啓発が求められている。

④生活環境対策を推進する

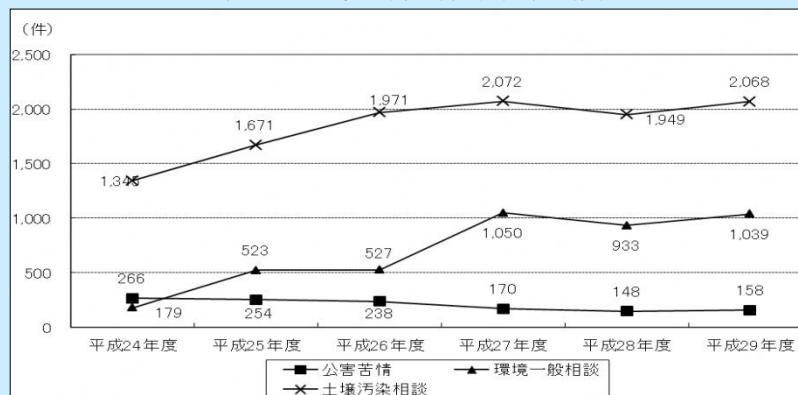
- ・国では、愛知目標の実現に向けて取組をより一層加速させるため、「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を平成28年11月に公表した。
- ・都では、平成28年に東京都環境基本計画を策定し、緑の量を確保する取組に加え、生物多様性の危機に対応するため、緑の質を高める視点も重視した新たな緑施策を展開することとしている。
- ・都では一部の外来種について防除実施計画を作成している。

図表4-3-3 環境に関する区民アンケート(平成29年度実施)



資料) 品川区「品川区環境基本計画資料」(平成29年3月)より

図表4-3-4 環境相談等実績件数の推移



資料) 品川区資料より作成

新計画に向けた課題

①低炭素社会への取り組みを推進する

- ・区全体での温室効果ガス排出量の削減に向け、環境計画のさらなる周知・啓発と、区民・事業者との連携を深めて事業を推進していくことが必要である(図表4-3-5, 6)。

②循環型社会への取り組みを推進する

- ・資源回収事業について、回収品目の整理等も含め、さらなる事業充実について検討する必要がある。
- ・ごみの発生総量を減らすため、区民および事業者に対し、発生抑制について積極的に働きかけていく必要がある。
- ・事業者に対する支援・指導により事業系ごみの適正処理を進める必要がある。

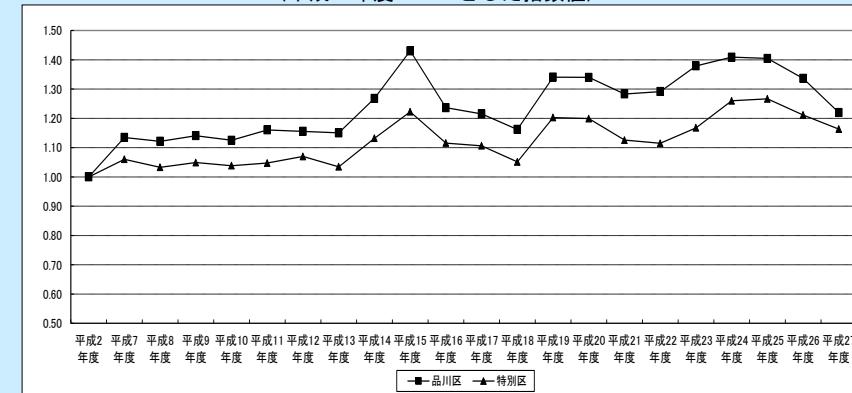
③環境再生活動を促進する

- ・動植物の生育の保全、自然環境の再生について、地域のボランティア活動等が行われており、今後の活動支援への検討が必要である。

④生活環境対策を推進する

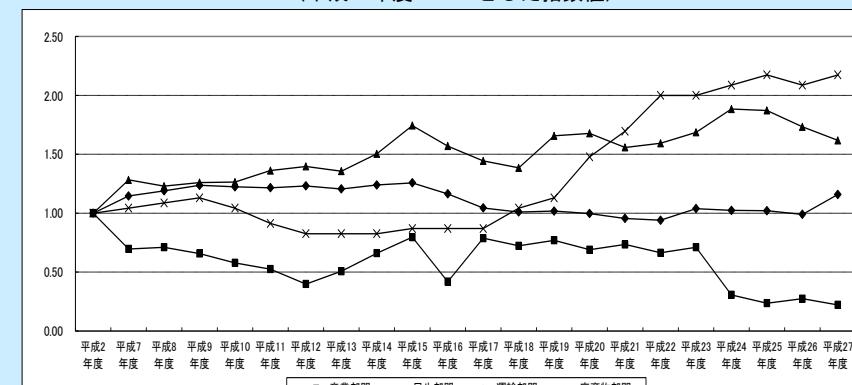
- ・地域環境や土壌汚染等に関する相談件数は依然として多く、典型7公害以外の身近な環境問題や有害化学物質などの環境問題に対応していくことが必要である(図表4-3-4)。
- ・外来種(ハクビシン等)対策について、より効果的な対応の検討が必要である。

図表4-3-5 品川区および特別区における温室効果ガス排出量の推移(平成2年度=1.00とした指数値)



資料) オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」(平成30年)より作成

図表4-3-6 品川区における部門別温室効果ガス排出量の推移(平成2年度=1.00とした指数値)



資料) オール東京62市区町村共同事業みどり東京・温暖化防止プロジェクト「特別区の温室効果ガス排出量」(平成30年)より作成

都市像4-4 環境コミュニケーションを充実する

区の現況

①環境意識の向上を図る

・区民の環境意識向上を図るため、環境学習講座を毎年度30講座程度開催している。

②環境保全に向けてパートナーシップを育てる

・区民が環境について楽しみながら学べる「しながわECOフェスティバル」を、各種団体と連携し開催しており、来場者数は増加している(図表4-4-1, 2)。

・事業者に対する環境経営セミナーの開催や、エコアクション21認証取得支援を実施している(図表4-4-3, 4)。

③環境にやさしいライフスタイルを促進する

・地域での打ち水運動やしながわ家庭エコチャレンジ等の事業を通じて、地球にやさしいライフスタイルへの啓発に取り組んでいる(図表4-4-5)。

・SHINAGAWA “もったいない”プロジェクトでは、区内飲食店との協働やフードドライブを実施し、食品ロスの削減を目指している。

社会経済環境の変化

①環境意識の向上を図る

・都では、小中学校を対象に「環境教育カリキュラム」を作成するとともに、大学生向けには「ECO-TOPプログラム」制度を構築し、多層的な環境教育による人材育成を進めている。

②環境保全に向けてパートナーシップを育てる

・協働による環境保全への取り組みを推進するため、多様な主体を巻き込んだ環境教育の枠組みを構築するとともに、多様な世代に向けた環境教育を推進し、担い手となる人材を育成することが求められている。

③環境にやさしいライフスタイルを促進する

・地域団体や商店街等との協力体制を強化し、環境行動へのきっかけづくりや取り組みを推進することが求められている。

新計画に向けた課題

①環境意識の向上を図る

・講座の内容によっては年齢層や応募数に偏りが見受けられるため、講座の周知方法や内容等、工夫を行う必要がある。
 ・情報発信を行う上で、環境記者の登録人数、記事の掲載数に課題があるため、担い手の拡大や記事の掲載に向けた工夫が必要である。
 ・環境啓発・教育の推進のため、環境を体感して学ぶことができる体験型環境学習施設について検討を進める必要がある。

②環境保全に向けてパートナーシップを育てる

・体験型環境学習施設の建設を契機として、環境政策を協働で推進するためのパートナーシップの構築と、協働相手となる組織・団体の育成の取り組みの充実が必要である。

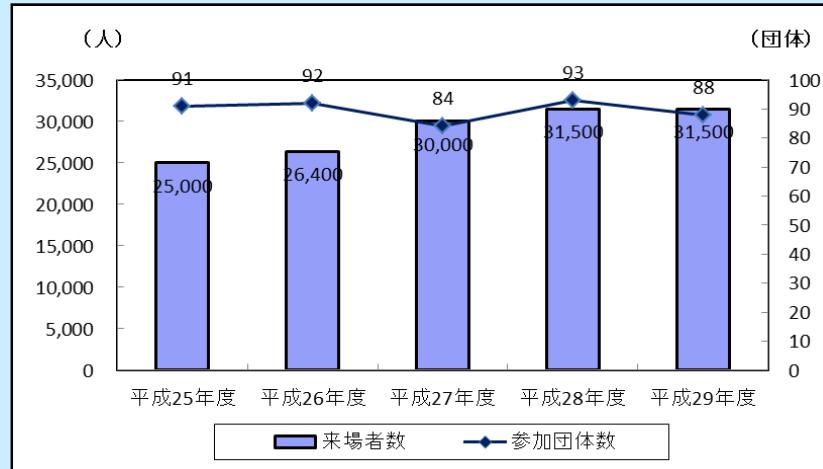
③環境にやさしいライフスタイルを促進する

・各事業への参加者拡大に向けて、周知・啓発活動の強化が必要である。

【環境コミュニケーションとは？】

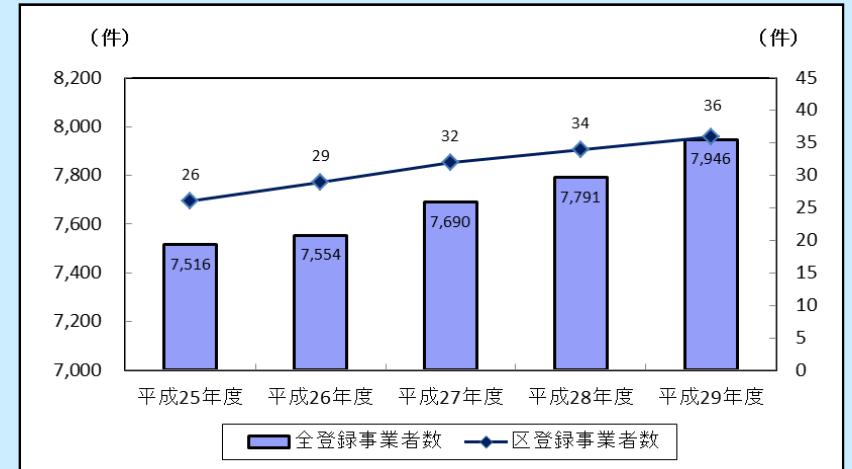
国の環境基本計画では「持続可能な社会の構築に向けて、個人、行政、企業、民間非営利団体といった各主体間のパートナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を一方的に提供するだけでなく、利害関係者の意見を聴き、討議することにより、お互いの理解と納得を深めること。」という意味で用いられている。

図表4-4-2 しながわECOフェスティバル開催実績



資料) 品川区資料より作成

図表4-4-4 エコアクション21認証・登録制度実施状況



資料) エコアクション21中央事務局HPおよび品川区資料より作成

図表4-4-1 しながわECOフェスティバル



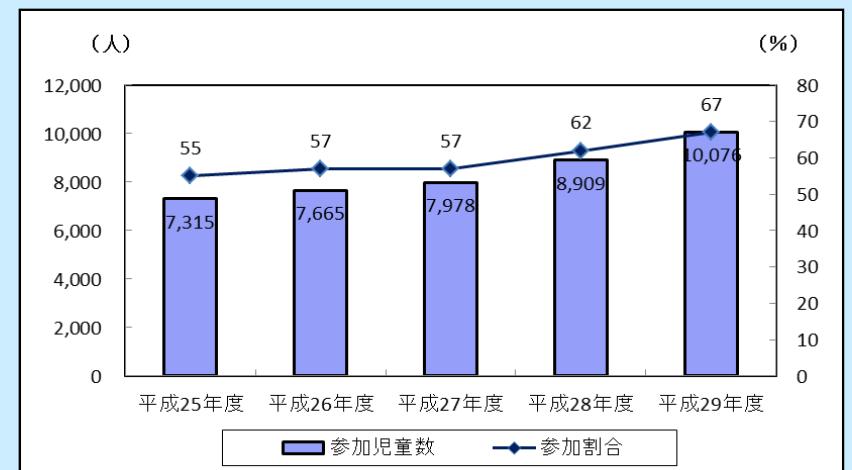
資料) 品川区ホームページより

図表4-4-3 環境情報活動センター講座実績



資料) 品川区資料より作成

図表4-4-5 しながわ家庭エコチャレンジ実施実績



資料) 品川区資料より作成

都市像5-1 災害に強いまちをつくる

区の現況

①災害対策を総合的に推進する

- ・平成29年度、熊本地震等の教訓を踏まえ品川区地域防災計画を修正。
- ・防災会議などを開催し、防災対策を推進するとともに連携を強化。
- ・災害時の人材・物資確保に向け、他自治体や民間事業者等との災害時協定の締結を推進。
- ・災害時の救助、復旧、復興を円滑に行うため災害復旧特別会計を創設。

②市街地の防災性・安全性を高める

- ・木密地域不燃化10年プロジェクトに係る事業(図表5-1-1,2)、木造住宅耐震化支援、耐震化アドバイザーの派遣等、市街地の安全性向上に係る取り組みを推進。
- ・不燃化特区に指定されている地域の不燃領域率はほぼ延焼が生じない水準とされる70%に未達。
- ・臨時ヘリポートや防災備蓄倉庫、災害用トイレを備えたしながわ中央公園を整備するとともに、防災広場等を40箇所整備。
- ・都市型水害の被害を早期に軽減するため、下水道排水施設や雨水流出抑制施設等の整備を推進。

③地域の防災力を強化する

- ・しながわ防災体験館、しながわ防災学校による体験・研修、防災区民組織への資機材配備、学校における防災教育、総合防災訓練(図表5-1-4)、区内一斉防災訓練(図表5-1-5)など、防災意識の向上と災害から生き残る知識・技能の習得を促進。
- ・災害時避難誘導ワークショップの開催や要配慮者(旧称:災害時要援護者)の個別計画の作成支援を実施し、避難体制を強化。

④応急活動体制を強化する

- ・区の災害対策本部態勢を見直すとともに職員の対応マニュアルを修正し、本部態勢を強化。
- ・避難所ごとの運営マニュアルの更新を支援するとともに物資の分散備蓄体制を見直し、避難体制を強化。
- ・発災時の情報収集および発信手段の強化。
- ・災害医療連携会議の設置、医療救護所マニュアルの策定、運営体制整備など医療機関との連携体制の強化。
- ・主要駅周辺の事業者による帰宅困難者対策協議会を設立し、滞留者支援ルールを作成・訓練を実施し、帰宅困難者対策を確立。

社会経済環境の変化

①災害対策を総合的に推進する

- ・平成25年に「首都直下地震対策特別措置法」成立、災害対策基本法」改正された。
- ・平成27年に「水防法」、平成29年には「土砂災害防止法」が改正され、要配慮者利用施設の避難確保などへの対応が求められている。

②市街地の防災性・安全性を高める

- ・平成28年、南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部にて、行政・住民・企業の全ての主体が災害リスクに関する知識と心構えを共有し、洪水・地震・土砂災害等の様々な災害に備える「防災意識社会」への転換が謳われた。

③地域の防災力を強化する

- ・近年の災害を通じ「自助」「共助」の役割の重要性が高まってきている。

④応急活動体制を強化する

- ・国は「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を定め、受援体制構築のための取り組みを推進している。
- ・高齢者人口の増加に伴い、福祉避難所の充実が求められている。
- ・平成30年「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」(内閣府)が公表され、情報共有等、多様な主体間での連携・協働が求められている。
- ・訪日外国人観光客、在留・就労外国人の増加が見込まれるなか、災害時の情報や防災・気象情報の多言語化の必要性が高まっている。

新計画に向けた課題

①災害対策を総合的に推進する

- ・品川区地域防災計画を定期的に更新するとともに、震災復興計画等の各種計画を随時更新する必要がある。
- ・通信・交通・インフラ事業者等の防災関係機関との連携を強化する必要がある。
- ・関連法令改正に基づき、要配慮者利用施設の避難確保体制の構築等、対策の充実を図る必要がある。
- ・災害時の支援を円滑に受けるための受援態勢を強化する必要がある。
- ・事業者が有する専門技術・資機材等、多様な分野での災害時協力協定の締結を推進する必要がある。

②市街地の防災性・安全性を高める

- ・不燃化特区は、不燃領域率を早急に改善することが必要である。
- ・耐震化アドバイザー派遣をはじめ、防水板の設置助成、がけ・擁壁の改修工事費助成、感震ブレーカー設置補助、ブロック塀等の安全化工事費助成などについて、様々な機会を捉えた情報発信と普及啓発が必要である。

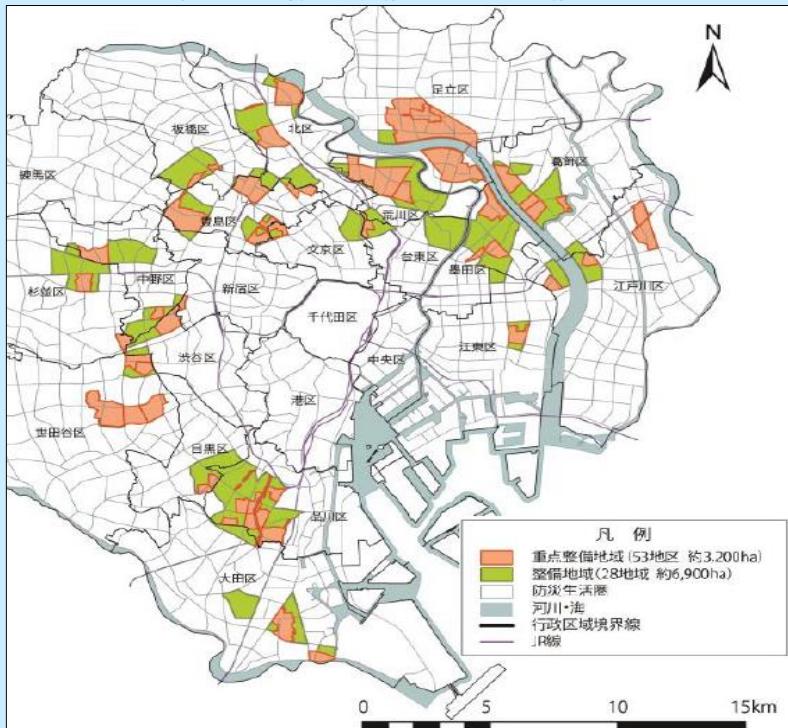
③地域の防災力を強化する

- ・「自助」「共助」の強化のため、様々な手法により防災訓練や各種啓発を強化する必要がある。
- ・防災区民組織以外のコミュニティを地域の防災力に取り入れる必要がある。
- ・研修・訓練の参加者の固定化・高齢化に対し、若年層を取り込む工夫が必要である。

④応急活動体制を強化する

- ・ドローンやAIなどの新たな技術を活用し、発災時における情報収集および発信手段の強化を図る必要がある。
- ・物資を確実に避難者に届けるため、備蓄体制および物流体制を強化する必要がある。
- ・り災証明書発行など生活再建対策を強化する必要がある。
- ・一時滞在施設の確保や女性・外国人への配慮など帰宅困難者対策をより一層促進する必要がある。

図表5-1-1 都内の整備地域・重点整備地域



資料) 東京都『防災都市づくり推進計画』(平成28年3月)より

図表5-1-2 品川区内の重点整備地域(不燃化推進特定整備地区)

地域名称	面積 (ha)
東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区	29.4
補助29号線沿道地区(品川区)	26.5
豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区	63.6
旗の台四丁目・中延五丁目地区	19.3
戸越二・四・五・六丁目地区	39.2
西品川二・三丁目地区	27.7
大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区	68.1
放射2号線沿道地区	7.9
補助28号線沿道地区	3.8

資料) 東京都『防災都市づくり推進計画』(平成28年3月)より作成

図表5-1-3 防火・防災組織等

防災区民組織	消防団(定数)	区民消防隊	ミニポンプ隊	街頭消火器
201組織	700人	66隊	183隊	6,185本

避難行動要支援者の安全確保
 避難誘導ワークショップの実施: 延239町会・自治会 延265回実施
 名簿登録者: 202町会・自治会 4,517人

資料) 品川区資料より作成(平成30年1月1日現在)

図表5-1-4 総合防災訓練の参加者数および参加地区数の推移

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	16,129人	15,192人	11,772人	13,073人	5,643人
参加地区数	12地区	13地区	10地区	12地区	5地区

注釈) 平成29年度は雨天等のため7地区が中止
 資料) 品川区資料より作成

図表5-1-5 区内一斉防災訓練の参加者数および参加避難所数

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
参加者数	2,818人	中止	10,016人	5,369人	18,027人
参加避難所数	21避難所	中止	32避難所	40避難所	43避難所

注釈) ・平成26年度は東京都知事選挙のため中止。
 ・平成27・29年度は学校登校日のため、児童・生徒を含む。
 ・区民避難所数は全52箇所
 資料) 品川区資料より作成

都市像5-2 魅力的で住みよい市街地を整備する

区の現況

①地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

- ・住宅地区が約8割、工業地区が約1割を占め、特別区の平均よりも工業地区の占める割合が高い(図表5-2-1)。
- ・概算容積率は198.1%と、特別区の平均159.7%よりも高く、現在も増加基調で、地域特性に応じた土地の有効利用が進んでいる。
- ・地域の課題解決に向け、大崎駅周辺地区、天王洲地区、大井町駅周辺地区、東品川四丁目地区、西大井地区等で法定再開発事業等の手法を活用し、都市基盤施設を整備した。
- ・武蔵小山駅周辺や戸越公園駅周辺では、駅前に相応しい市街地形成および木密地域の解消を目指し、防災性の向上や敷地の共同化、再開発に向けた事業等を支援している。

②安心して生活できる住まいづくりを進める

- ・総住宅数は平成25年時点で約227千戸と増加(図表5-2-5)し続けており、住宅数の増加はほぼ共同住宅によるもの。持ち家比率が上昇しているほか、建築時期別では平成13~22年にかけて建築された住宅が最も多くなっていることが特徴。
- ・平成26年11月「品川区空き家等の適正管理等に関する条例」制定、平成31年3月「品川区空き家等対策計画」策定。
- ・空き家ホットラインを開設し、空き家等に関する相談体制を充実するとともに、不適正管理の空き家等について、現地調査・改善指導を行っている。
- ・分譲マンション管理組合等に対し、セミナーや検討交流会、個別相談を通じて、適正なマンション管理の促進を図った。

社会経済環境の変化

①地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

- ・国は、『つくる』まちづくりから『育てる』まちづくりへの転換を図るとともに持続可能なまちづくり活動を行う「エリアマネジメント」を推進している。
- ・都は、品川区を「交流・連携・挑戦の都市構造」を実現する広域拠点「中枢広域拠点域」内に位置づけている。

②安心して生活できる住まいづくりを進める

- ・国および都では、防災・衛生・景観の観点から課題となる空き家の適切な管理に関する取り組みを進めるとともに、都では、豊かな住生活の実現と持続に向けた目標を掲げ、取り組みを進めている。
- ・少子高齢化・人口減少の急速な進行に伴う空き家の増加により、生活環境の悪化や、地域コミュニティの衰退が懸念されている。
- ・低額所得者や高齢者、障害者、子育て世帯などの住宅確保要配慮者が賃貸住宅等に円滑に入居できないなどの課題が顕在化し、対応が求められている。
- ・マンションについては、建物の老朽化と居住者の高齢化が進行していることから、管理不全を予防し、改善を進める新たな取り組みが求められている。

新計画に向けた課題

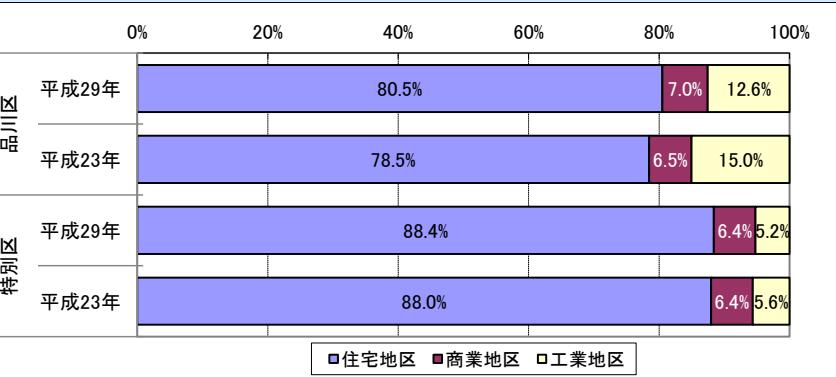
①地域特性を活かした魅力あるまちをつくる

- ・品川区の特徴である良質な住環境と商工業が混在する特徴を活かし、子育て世帯、高齢世帯双方がより暮らしやすくなる生活サービス機能の集積を図ることが必要である。
- ・木密地域不燃化10年プロジェクトを契機としたまちづくりの取組みについて支援する必要がある。

②安心して生活できる住まいづくりを進める

- ・今後、空き家等の絶対数の増加が見込まれることから、策定した「品川区空き家等対策計画」に基づき、発生予防、適正管理、有効活用について様々な主体と協力しながら進める必要がある。
- ・民間の既存住宅について、修繕や建替えを促進・支援し適切な維持管理を図るとともに、民間住宅ストックを有効活用し、住宅の安定供給と住環境の向上を推進し、安心して生活できる住まいづくりを進める必要がある。
- ・住宅確保要配慮者の居住支援については、不動産関係団体や居住支援団体はもとより、庁内各課と連携しながら、支援体制を構築していく必要がある。
- ・マンションについては、国や都と連携し、管理不全の恐れがあるものについて、より一層の適正管理の促進を図る必要がある。

図表5-2-1 品川区および特別区における民有宅地面積の用途別割合の推移



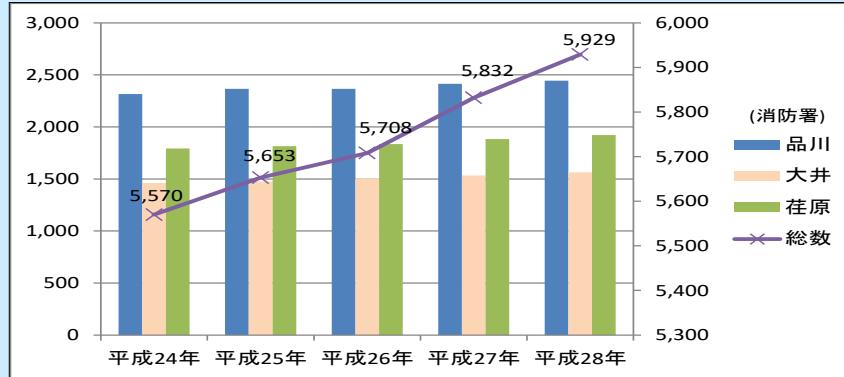
注釈) 各年1月1日現在
資料) 東京都「東京の土地2016」(平成29年11月)、東京都「東京の土地2011」(平成24年12月)より作成

図表5-2-2 品川区の用途別地域構成

分類	種別	平成28年10月3日		平成23年12月19日	
		面積(ha)	割合	面積(ha)	割合
住居系	第一種低層住居専用地域	126.7	40.7%	126.7	40.7%
	第二種低層住居専用地域	0		0	
	第一種中高層住居専用地域	207.9		208.6	
	第二種中高層住居専用地域	3.4		3.4	
	第一種住居地域	558.9		559.7	
	第二種住居地域	15		15	
	準住居地域	0		0	
商業系	近隣商業地域	142	17.9%	140.5	17.8%
	商業地域	259.8		259.8	
工業系	準工業地域	869.6	41.4%	869.6	41.4%
	工業地域	59.9		59.9	
	工業専用地域	0		0	
合計		2243.2	100.0%	2243.2	100.0%

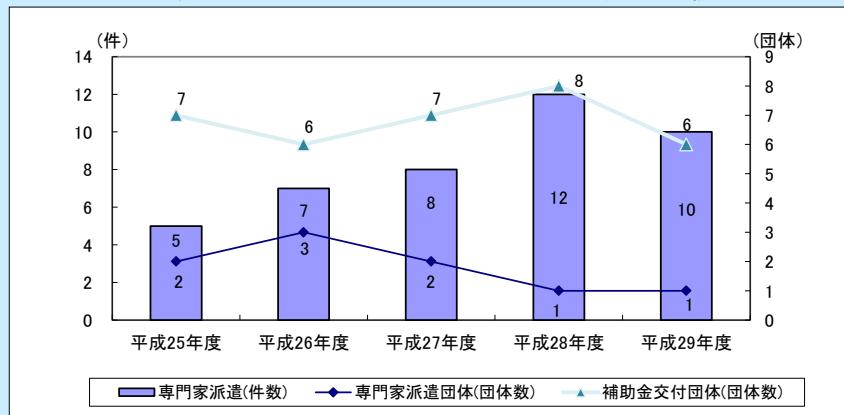
資料) 品川区資料より作成

図表5-2-3 品川区における4階以上の建築物数



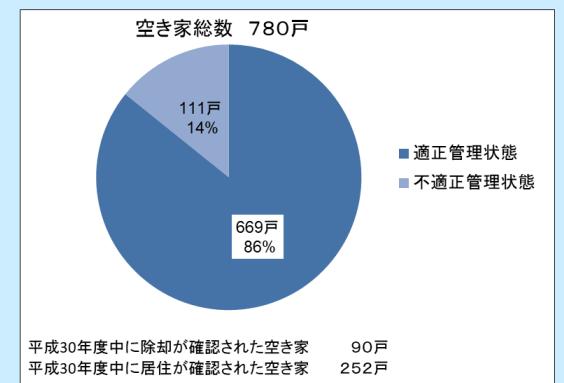
資料) 品川区「品川区の統計」より作成

図表5-2-4 区民の自主的なまちづくり活動への支援



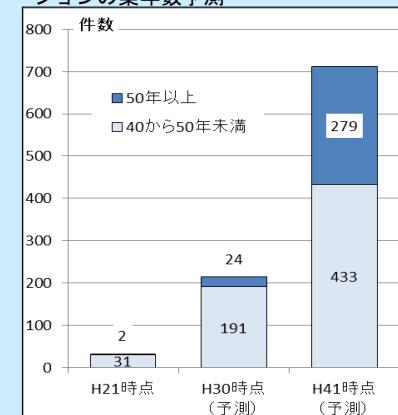
資料) 品川区資料より作成

図表5-2-5 品川区内の空き家の状況(平成31年2月28日現在)



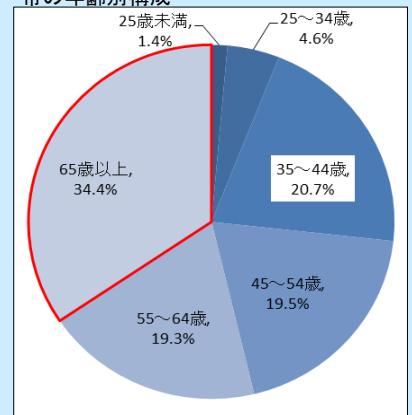
資料) 品川区資料より作成

図表5-2-6 品川区における分譲マンションの築年数予測



資料) 品川区「品川区分譲マンション実態調査報告書」(平成29年3月)より作成

図表5-2-7 共同住宅(持ち家)を持つ世帯の年齢別構成



資料) 総務省「平成25年住宅・土地統計調査」より作成

都市像5-3 便利で安全な交通環境をつくる

区の現況

① 利便性の高い公共交通網を整備する

- 区内鉄道の1日平均乗車人員は増加傾向、JR大崎駅、五反田駅、東急目黒線目黒駅、東急大井町線大井町駅等が中核(図表5-3-1, 2)。
- 平成27年12月、大崎駅西口バスターミナル開業、羽田・成田両空港や地方都市とのアクセスが向上した。
- 京浜急行線連続立体交差事業など、都や事業者との連携のもと、地元合意を得ながら着実に進めている。

② 道路ネットワークを整備する

- 品川区内の都市計画道路の完成率は60.5%で、特別区平均の64.8%と比較するとやや低い(図表5-3-3)。
- 補助163・205号線はともに第一期、第二期区間整備完了。

③ 安全な道路環境をつくる

- 品川区内の交通事故件数は平成24年以降減少傾向にあったが、平成29年に増加に転じている(図表5-3-4)。
- 区内の自転車放置による撤去台数は、年々減少しているが、いまだ年間約11,000台の撤去を行っている。
- 自転車収容可能台数は近年横ばいだが、チャイルドシート付電動アシスト自転車の駐車需要が増えている。

社会経済環境の変化

① 利便性の高い公共交通網を整備する

- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の波及効果や国による訪日外国人旅行者の受入に向け、公共交通網のより一層の環境整備が求められている。

② 道路ネットワークを整備する

- 国は、首都圏空港の機能強化を推し進めるとともに、都市間移動のモビリティ向上の観点からも幹線道路ネットワークの整備を推し進めることとしている。
- 国は、「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、社会インフラ等に対するメンテナンスサイクルの構築に向けた道筋を提示し、取り組みを進めている。
- 都は、優先的に整備すべき路線を指定し、平成37年度までに事業に着手することとしている。

③ 安全な道路環境をつくる

- 高齢者や障害者などすべての人が安心かつ利用しやすい道路にするため、バリアフリー化や自転車走行環境の整備が求められている。
- 交通安全教育の推進や放置自転車の撤去活動等の機会を捉えた区民への啓発活動が求められている。

新計画に向けた課題

① 利便性の高い公共交通網を整備する

- 鉄道ネットワークの充実のため、羽田空港アクセス線の実現について働きかける必要がある。
- 新たな道路網の整備に伴い、バス事業者に対して新路線の整備を働きかけるとともに、コミュニティバスの導入について検討する必要がある。
- 踏切による交通渋滞や事故の解消、分断された地域の一体化のため、鉄道路線立体化等を促進していく必要がある。

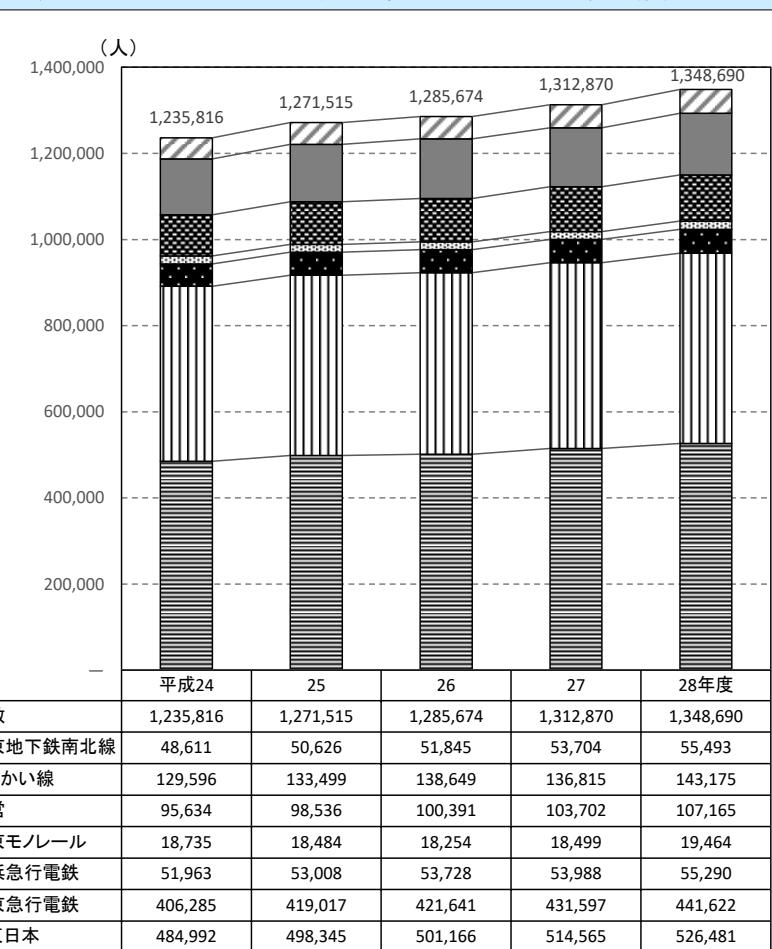
② 道路ネットワークを整備する

- 優先整備路線3路線の整備とともに、全体として区内の都市計画道路完成率を高めていく必要がある。併せて、安全に自転車利用が可能な自転車走行空間の整備も必要である。
- 区内細街路では、利便性や防災性向上のため、より一層の拡幅整備が必要である。

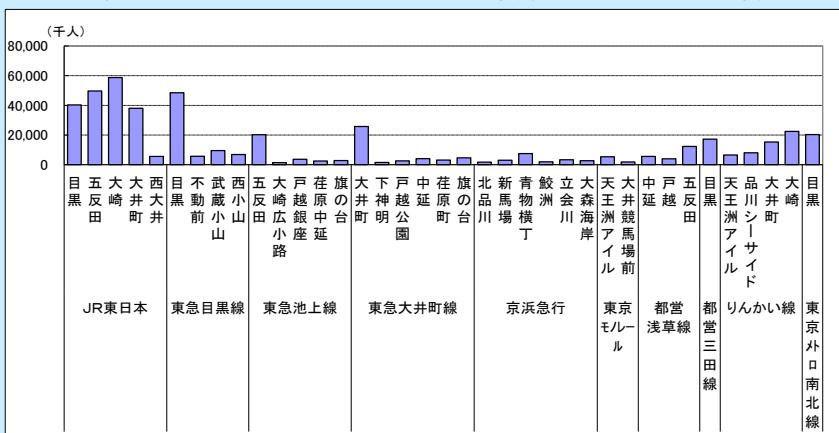
③ 安全な道路環境をつくる

- 高齢者、若年者、外国人等全ての世代を対象としたマナー、交通・自転車ルールに関する知識・意識啓発に関する取組みと、担い手の育成を継続的に実施していくことが必要である。
- 駅周辺での駐輪場用地確保が難しいことから、地下機械式や地上立体式等の新たな手法により、まちづくり事業等に絡めた整備検討が必要である。

図表5-3-1 品川区における鉄道路線別1日平均乗車人員の推移

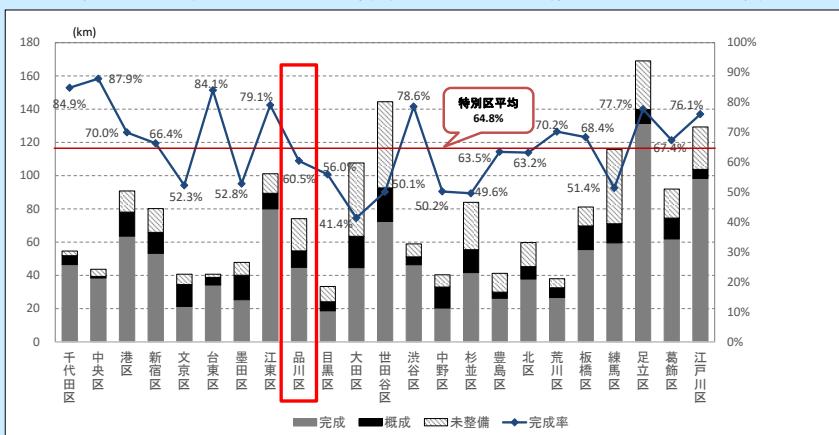


図表5-3-2 品川区内の駅別年間乗車人員数の比較(平成28年度)



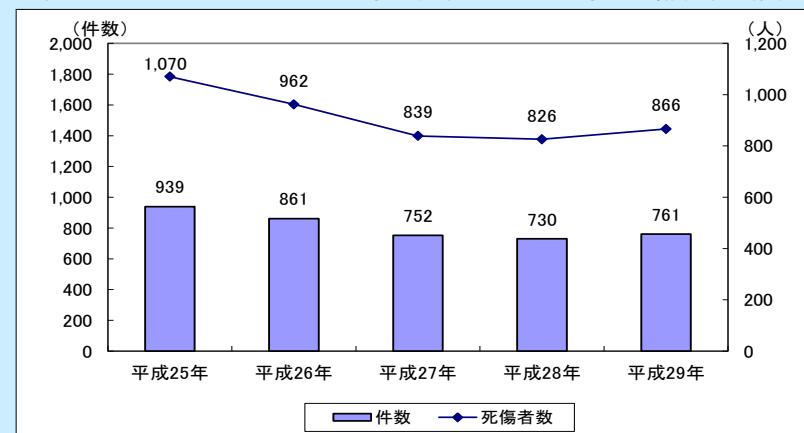
資料) 品川区「品川区の統計」より作成

図表5-3-3 特別区における都市計画道路の整備状況(平成28年度)



資料) 国土交通省「都市計画現況調査(平成28年度)」より作成

図表5-3-4 品川区における交通事故件数および交通事故死傷者数の推移



資料) 品川区「品川区の統計」より作成

都市像5-4 区民生活の安全を確保する

区の現況

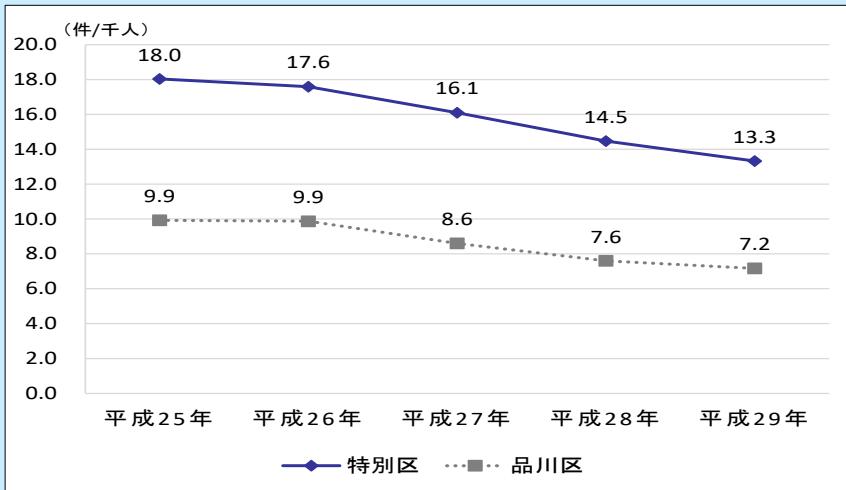
①犯罪に強いまちをつくる

- ・ 区の犯罪発生率は近年減少傾向にあり、特別区平均件数を大きく下回り、約半数の千人あたり7.2件(図表5-4-1)。
- ・ 特殊詐欺については平成28年に59件、平成29年に137件発生。
- ・ 防犯ボランティア団体への支援、防犯カメラ設置・維持管理助成、自動通話録音機の無償貸与のほか、区民への防犯意識啓発活動(図表5-4-3)、区民・事業者等との協働による防犯の取り組み等を継続的に実施している。
- ・ 区内民間事業者との協定締結の推進のほか、企業等と連携した防犯活動を実施している(図表5-4-4)。
- ・ 荏原町安全安心ステーションを、地域住民と区との協働で運営する体制を構築し運営している。
- ・ 平成27年「公共の場所における客引き行為等の防止に関する条例」制定

②消費生活の安全・安心を確保する

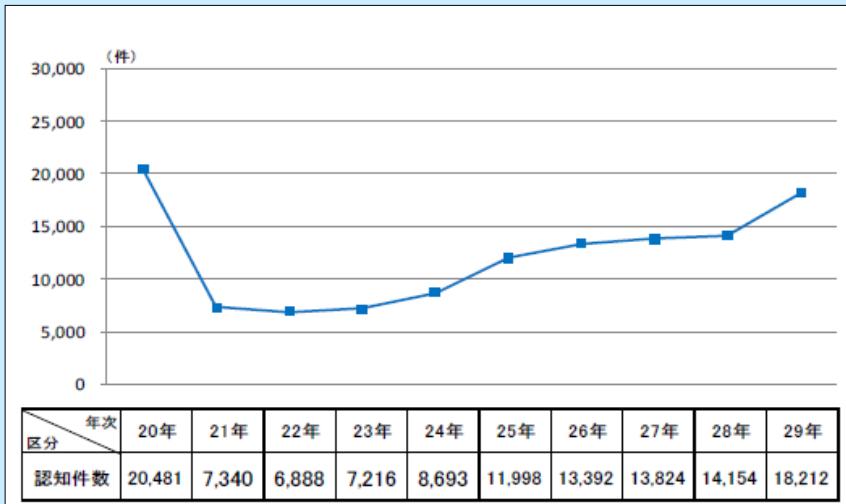
- ・ 区では、消費生活における安全・安心を推進するための取り組みとして、消費者団体活動支援、消費者講座の開催、消費者被害防止啓発活動等を継続的に実施している。

図表5-4-1 犯罪発生率(人口千人あたりの刑法犯認知件数)の推移



資料)警視庁「警視庁の統計」、品川区「品川区の統計」より作成

図表5-4-2 全国の特殊詐欺認知件数



資料) 警察庁発表資料より作成

社会経済環境の変化

①犯罪に強いまちをつくる

- ・ 刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少傾向となり、地域の安全・安心の担い手となる防犯ボランティア団体の構成員数も平成24年をピークに頭打ちとなっている。
- ・ 特殊詐欺については平成29年の認知件数は全国で約18,000件と近年増加し続けている(図表5-4-2)。
- ・ 平成27年、都は「安全安心TOKYO戦略」を策定。東京2020オリンピック・パラリンピック開催を控え、規範意識、地域力の向上、分担と連携の強化に取り組むこととしている。

②消費生活の安全・安心を確保する

- ・ 平成28年「消費者安全法」改正。高齢者の消費者被害の深刻化を受け、地域の見守りネットワークの構築、消費生活相談体制の強化を定めた。
- ・ インターネットの進展、取引のグローバル化などにより消費者生活が複雑化している(図表5-4-5, 6)。

図表5-4-3 品川区における区民の防犯意識啓発に関する取り組み内容

事業名	事業概要	実績
わんぱくパトロール	児童が青色回転灯付パトロール車に同乗し、子どもの目線で防犯活動を体験することにより、防犯の重要性を理解し防犯意識の向上につなげるもの 生活安全パトロール体験のほか、マイクを使った防犯広報等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施日:平成30年7月23日～30日 ・ 場所:参加児童の学区、生活圏を中心とした地域 ・ 区立小学校10校の4～6年生、34名 ・ 生活安全パトロール体験、マイクを使った防犯広報 ・ 歩きタバコ禁止の広報活動
防犯啓発キャンペーン	特殊詐欺防止キャンペーン等のイベント開催時に防犯意識を向上させるための防犯グッズを配付	—

資料)品川区資料より作成

図表5-4-4 品川区における区民協働による防犯体制構築状況

事業名	事業概要	実績
安全安心パトロール協定(H26～)	車両等により区内を巡回する企業と協定を結び、巡回車両やヘルメット、自転車等にステッカー、表示板を設置してもらい、地域の見守り活動に協力してもらうもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協定締結会社数:8社 ・ ステッカー数:2,803枚 ・ 自転車前かご表示板数:100枚 ・ 腕章数:100枚
わんわんパトロール(H28～)	区内に立地する動物病院等を窓口として、当事業への協力者登録を実施し、登録者が区内巡回時に地域の見守り活動を兼ねてもらおうとともに、危険な状況を認知した場合、積極的に必要な措置を取ってもらうよう協力を依頼するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ わんわんパトロール締結事業者数:19社 ・ 登録者数:96名

資料)品川区資料より作成

新計画に向けた課題

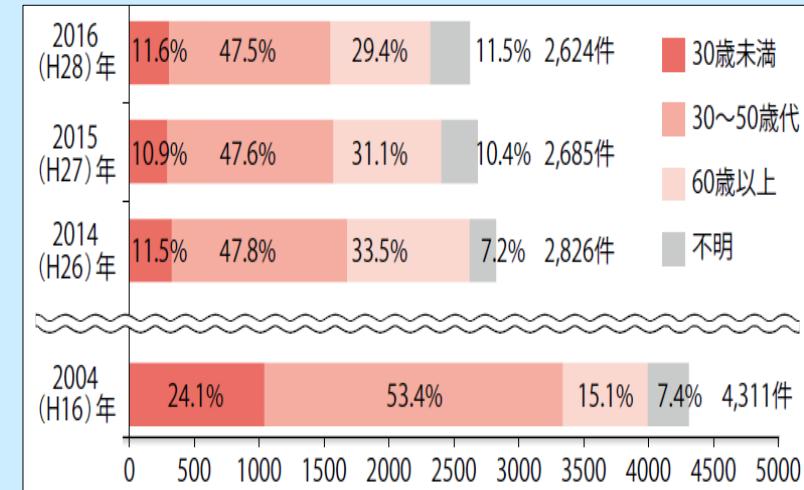
①犯罪に強いまちをつくる

- ・ 特殊詐欺対策として、自動通話録音機の更なる設置を進めていく必要がある。
- ・ 多様化する犯罪に対応し、犯罪弱者となりうる層に防犯教育の継続的実施が求められる。また、防犯の取り組みを継続的に推進するための担い手の確保・育成に関する取り組みの充実に引き続き取り組む必要がある。

②消費生活の安全・安心を確保する

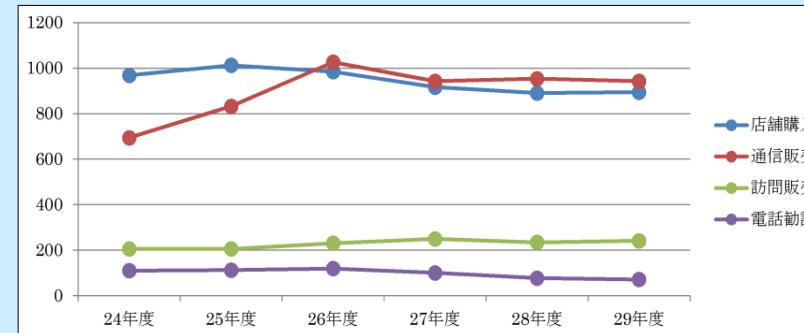
- ・ 民生委員、支え愛ほっとステーション、ケアマネージャー、教育委員会などとの連携を一層強化し、消費者教育の支援、地域の協力体制の構築により、消費者被害の早期発見・予防に努める必要がある。

図表5-4-5 品川区における消費者相談件数の推移



資料)品川区「品川区勢要覧(2018年版)」より

図表5-4-6 品川区における消費相談件数の推移(販売購入形態)



資料)品川区資料より作成

区の現況

- ①区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる**
 - ・ 区政モニター、電子アンケート、世論調査等、区民の意見・要望を幅広く聴く広聴活動を行っている。
 - ・ 区政情報、区内で活躍する団体・区民などの取り組み等を、広報紙、ホームページ、CATV、メール、SNS等を通じて広く情報発信している(図表6-1-1)。
 - ・ 区民の区への誇り・愛着を深めるとともに、区外からの来訪者・転入者増を目指し、シティプロモーションを推進。
 - ・ H29年度「全国シティプロモーションサミット」を23区で初めて品川区で開催。
- ②多様な協働を促進する**
 - ・ 協働の機会を拡充させるため、区民や地域で活動する団体の情報を発信している。(図表6-1-2)
 - ・ 品川区内に主たる事務所を置くNPO法人数は特別区内で11位となっている(平成30年11月20日時点)(図表6-1-3)。
 - ・ 区民と区が協働して事業を実施する仕組みとして、地域貢献活動を行っている団体の見本市を実行委員会形式により開催し、活動を紹介するとともに、団体同士のネットワーク形成の場としている。

社会経済環境の変化

- ①区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる**
 - ・ 情報技術の進展に伴い、コミュニケーションツールの多様化が進んでいる。
 - ・ 高齢化の進展、外国人観光客・住民の増加等が見込まれる中、区民のニーズ・ライフスタイルの多様化にきめ細かく対応することが求められている。
 - ・ 地域の活性化、観光振興等を目的として、特産品や観光スポットのPR、「ゆるキャラ」製作等、戦略的に地元の魅力を発信する自治体が増加している。
- ②多様な協働を促進する**
 - ・ 国では、複雑化する地域課題等へ対応し、持続的・安定的成長につなげていくために、地域社会の課題・魅力の情報発信と議論の場の設定や、多様な主体による「共助社会の場」の構築と活動範囲の拡充などの取り組みが必要としている。
 - ・ 都では、過去10年度間で協働事業の総数は概ね増加傾向を示している(図表6-1-4)。

新計画に向けた課題

- ①区民の声を聴き、区民への情報提供を充実させる**
 - ・ 時間や曜日にとらわれず、区民とのコミュニケーションを可能にする手法を検討する必要がある。
 - ・ 外国人・高齢者・障害者などの情報要支援者に配慮した情報発信を推進する必要がある。
 - ・ 将来の人口減少社会における都市間競争を見据え、定住人口を獲得するため、区の持つ魅力を積極的かつ効果的に発信する必要がある。
- ②多様な協働を促進する**
 - ・ 複雑化する地域課題にきめ細かく対応するため、専門知識を有する団体や、各分野で活動する団体等との協働による取り組みを充実するとともに、その円滑化・活性化に向け、区民や各種団体との情報共有と相互に議論できる仕組みの構築が必要である。
 - ・ 様々な主体からなるネットワークや中間支援組織の運営支援を行い、団体が地域に関わりやすい仕組みを構築する必要がある。
 - ・ 各団体が抱える人材不足・高齢化等の課題に対応するため、活動の活性化に繋がる仕組みや支援を検討する必要がある。

図表6-1-1 品川区における主な情報発信

広報しながわ 月3回発行(1、11、21日)。新聞折込や、区内全駅の広報スタンド、区施設等で配布。区ホームページで閲覧でき、電子書籍も配信しているほか、区内在住で希望される方には個別配送しています。

City News SHINAGAWA 毎月10日発行。主に区内在住の外国人の方などを対象に、英字新聞折込のほか、区内全駅の広報スタンド、区施設等で配布。

統合ポスター・ちらし 区内のイベントやお知らせをまとめたポスターとちらし。ポスターは、毎月ふれあい掲示板や公衆浴場、区施設などに掲示。ちらしは町会回覧版で回覧。

品川区ホームページ <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

しながわネットTV CATVの放映番組が見られます。

デジタルサイネージ 電子掲示板に区からのお知らせや区内イベント・地域情報等を提供しています。さらに、緊急時には、防災・気象情報等を提供します。(本庁舎ほか一部施設に設置)

しながわWEB写真館 懐かしいまちの写真が見られます。(一部貸出し可)

2018(平成30)年2月現在

資料) 品川区「品川区勢要覧(2018年版)」より

図表6-1-2 区民活動情報サイト「しながわ すまいるネット」

品川区民活動情報サイト

Google カスタム検索

ZoomSight アクセルビリティ・ユーザー 音声読み上げ・文字拡大・色変更が出来ます。

文化・生涯学習・スポーツ | 子育て・教育 | 福祉・健康 | 環境・みどり | 防災・防犯まちづくり | ボランティア

町会・自治会 | 暮らし・経済 | 国際 International | 平和・人権・男女共同参画 | 企業の社会貢献活動 | その他の活動

イベント | 募集 | 講座 | お知らせ | 活動報告

バックナンバー | 登録団体一覧

特集記事

【1/19(土)しながわ！コミュニティ・スクールフェスタ開催！】

「品川コミュニティ・スクール」の取組を区民の皆様にご覧いただき、本区の子どもの健やかな成長をともに支えていただくために、「しながわ！コミュニティ・スクール フェスタ」を開催します。

各学校で行われている学校支援活動の紹介をはじめ、企業・団体が活躍する中野橋葉の体験・講演。

NEWS 新着案内

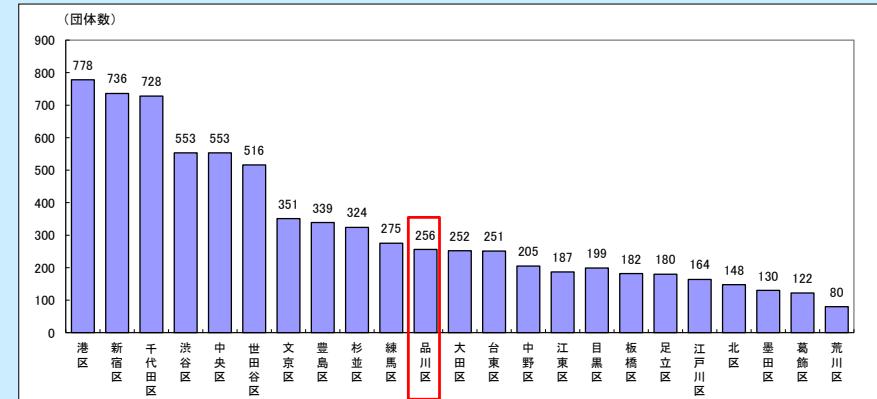
募集 新規会員募集 生活工房とくふう 01月18日更新

講座 新春特別スマホ・タブレット講座 初めまして「ラインデビュー」 01月17日更新

イベントカレンダー | 一覧表示

活動への参加や団体間の交流、情報交換に役立つ情報発信の場として「しながわ すまいる ネット」を開設 <http://shinagawa-smile.net/>

図表6-1-3 区内に主たる事務所を置く認証NPO法人数(特別区比較)(再掲)



資料) 東京都「NPO法人ポータルサイト」 < <http://www.npo.metro.tokyo.jp/> > (2018年11月20日時点) より作成

図表6-1-4 東京都における協働事業の実施状況

協働の形態	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
1:共催	13	17	20	22	24	23	20	22	23	23
2:実行委員会・協議会	23	25	23	21	19	19	17	18	19	21
3:事業協力	34	43	47	47	39	42	41	46	49	54
4:委託	25	25	24	24	21	23	23	25	30	31
5:情報提供・情報交換	9	8	8	8	7	5	7	5	5	5
6:ボランティアの参加・協力	68	78	75	90	92	91	98	116	117	118
7:その他	24	14	15	17	25	25	20	24	23	24
合計	196	210	212	229	227	228	226	256	266	276

資料) 東京都生活文化局「平成29年度社会貢献活動団体等との協働事業実施状況調査結果」より

区の現況

①効果的・効率的に施策を展開する

- ・効果的・効率的な事業の実施に向けて、民間委託の推進や指定管理者制度の運用を図っている(図表6-2-1)。
- ・予算編成過程の見える化、新公会計制度導入等に着手している。
- ・区民サービスの向上のため、日曜開庁(図表6-2-2)や火曜延長窓口、コンビニエンスストアでの住民票等の発行などを行っている。
- ・平成29年に「品川区公共施設等総合計画」策定。

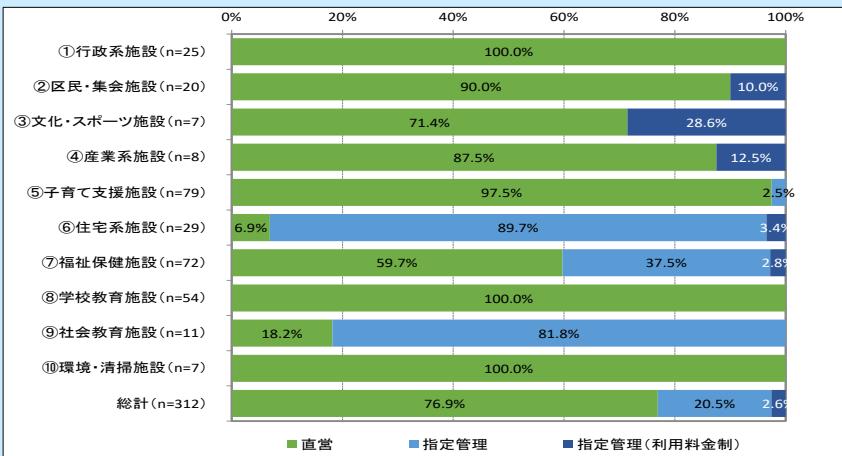
②電子区役所を推進する

- ・電子申請、電子入札、区民税の電子支払い、オープンデータの利活用促進、タブレット端末を用いた窓口通訳など情報通信技術を活用した区民サービス等の向上を図っている。

③区民に信頼される職員を育成する

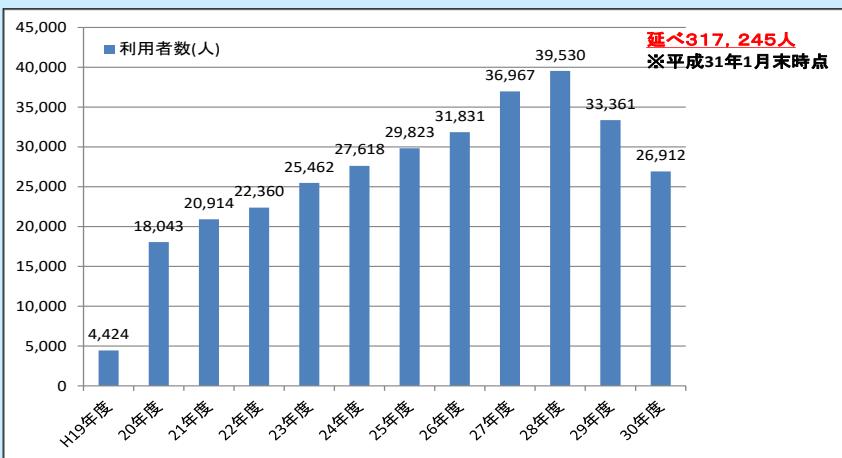
- ・品川区の組織体制について、区民一人あたりの職員数は安定しているものの、年齢構成は36歳から43歳の職員の比率が他の年齢に比べて低くなっている(図表6-2-3, 4)。
- ・働きやすい職場環境の構築と区民サービス向上を目的として、平成29年度より品川区職員の働き方改革「しながわ〜く」の取り組みを開始した。

図表6-2-1 施設分類別の管理運営形態(直営/指定管理)(平成27年度末時点)



資料)品川区「品川区公共施設等総合管理計画」より

図表6-2-2 日曜開庁利用者の推移



注釈)日曜開庁は平成20年1月から開始した。平成30年度は平成31年1月までの実績値。
資料)品川区資料より作成

社会経済環境の変化

①効果的・効率的に施策を展開する

- ・国は、地方公共団体に対し行政サービス改革を要請しており、財政運営面においても効率向上による安定性の確保を求めている。
- ・先進的な自治体では、窓口業務をはじめとした区民サービスをICT活用により改善する取り組みが進められている。

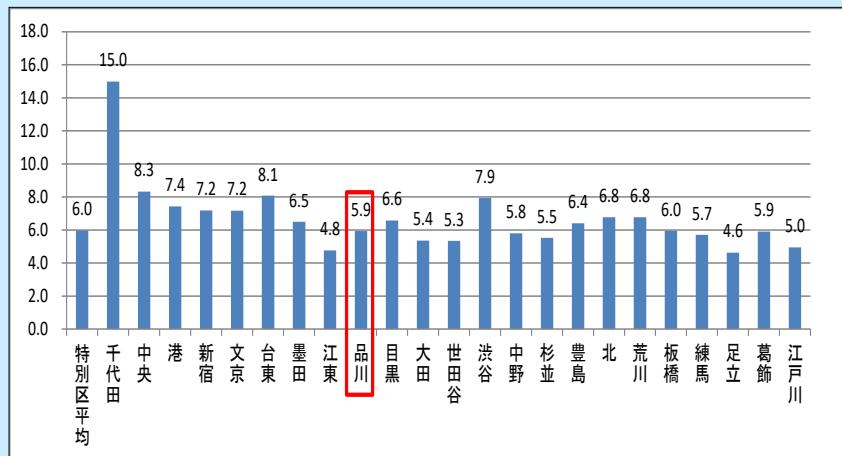
②電子区役所を推進する

- ・人工知能(AI)をはじめとする、人々の生活に影響を与える新しい技術の開発が進む中、こうした技術を地域課題の解決や行政の効率化に向けて活用することが求められている。
- ・国は、これまで以上にICTを活用した行政サービス向上を推進することとしており、地方公共団体に対しても、国と歩調を合わせた取り組みを求めることとしている。

③区民に信頼される職員を育成する

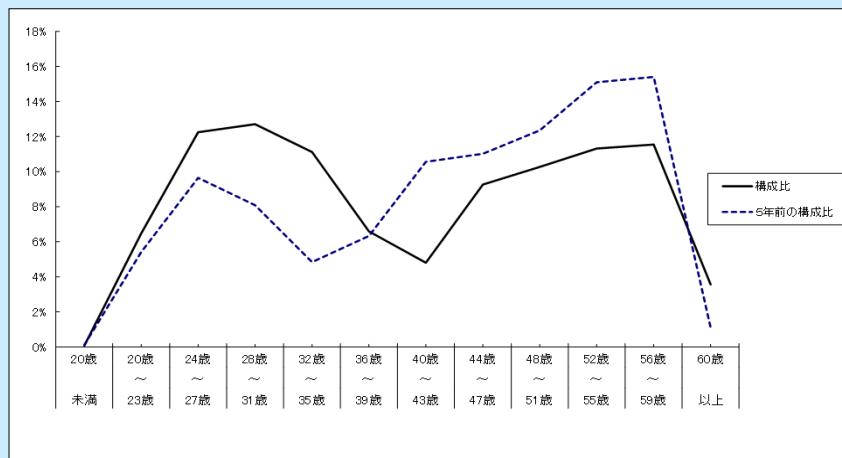
- ・業務効率化による生産性向上、職員の意識改革による超過勤務の縮減、ライフ・ワーク・バランス推進等の観点から、区の実情に応じた働き方改革が求められている。
- ・国は、地方公共団体職員の働き方改革と適切な人事評価・人材育成による多様な人材活用を求めている。

図表6-2-3 区民1,000人あたりの職員数(平成30年4月1日時点)



注釈)平成30年4月1日時点の住民基本台帳にもとづく人口をもとに算出
資料)特別区協議会「特別区の統計」、東京都「東京都の統計」より作成

図表6-2-4 品川区の年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)



資料)品川区「品川区の給与・定員管理等について」より

新計画に向けた課題

①効果的・効率的に施策を展開する

- ・中長期的には、高齢化の進展を背景とした財政環境の悪化の可能性もあることから、引き続き行財政改革に取り組む必要がある。
- ・指定管理者制度の運用の質向上にむけ、評価・改善の仕組みの強化が必要である。
- ・新公会計制度を活用した財務状況の把握や行政評価を進める必要がある。
- ・施設の建設・改築・大規模改修では、将来の施設需要を見据えた弾力性のある施設の検討が必要である。
- ・ワンストップ窓口の設置など、区民サービスの向上に向けた継続的な検討が必要である。

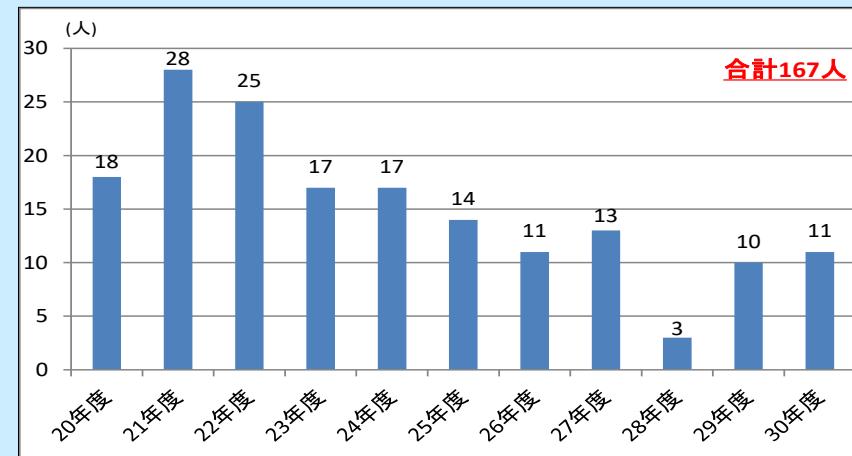
②電子区役所を推進する

- ・先端技術を積極的に取り入れ、時間や場所にとらわれない新たな区民サービスを検討する必要がある。
- ・区政全体のデジタル化の可能性を分析し、利便性向上、業務効率化、分野横断的なデータ利活用を進める必要がある。

③区民に信頼される職員を育成する

- ・業務効率の改善・超過勤務の縮減を図るため、定型業務の自動化等の検討を進める必要がある。

図表6-2-5 「経験者」区分で採用した職員数の推移



注釈)平成20年度から採用開始
資料)品川区資料より作成

区の現況

- ①地域の实情に即した施策を総合的に展開する
 - ・地域社会をめぐる様々な課題に適切に対応するため、国・都をはじめ、近隣区や関係団体等とも連携し、きめ細かに施策を展開している。
- ②都区制度改革・地方分権を一層推進する
 - ・都区制度改革について、他区と連携しつつ継続的に取り組んでいる。
 - ・国家戦略特区を活用した事業を推進している(図表6-3-1)。
 - ・全国自治体との事業連携を推進している(図表6-3-2)。
- ③ゆるぎない財政基盤を確立する
 - ・経常収支比率は特別区で2番目に低い水準となっており、財政の柔軟性、安定性が確保されている(図表6-3-3)。
 - ・税収や積立金残高、区債残高など財政の健全性・安定性に係る主要な指標値について良好な水準を保っている。
 - ・住民税について、租税教育などの啓発事業や納付率向上に向けた口座振替勧奨を推進するとともに、クレジット、ペイジー収納等を導入した。

社会経済環境の変化

- ①地域の实情に即した施策を総合的に展開する
 - ・全国的に急速に進む少子高齢化や、外国人の増加、個人の多様性への対応など、従来の枠組みで捉えられない概念や課題が浮かび上がってきている。
- ②都区制度改革・地方分権を一層推進する
 - ・都区制度改革は、平成12年の改革により一定の成果が得られたものの、いまだに検討すべき課題が残されている。
 - ・国は平成26年、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的として、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、地方創生を推進している。
- ③ゆるぎない財政基盤を確立する
 - ・国は、地方公共団体の財政を取り巻く厳しい環境を踏まえ、地方公共団体の財政の健全化、安定化に向けたさまざまな助言や要請を行っている。
 - ・ふるさと納税(寄附)による区の減収額は、毎年大きくなっており、平成29年度の減収額は、約11億9千万円、平成30年度は、約16億5千万円の減収となる見込み。

新計画に向けた課題

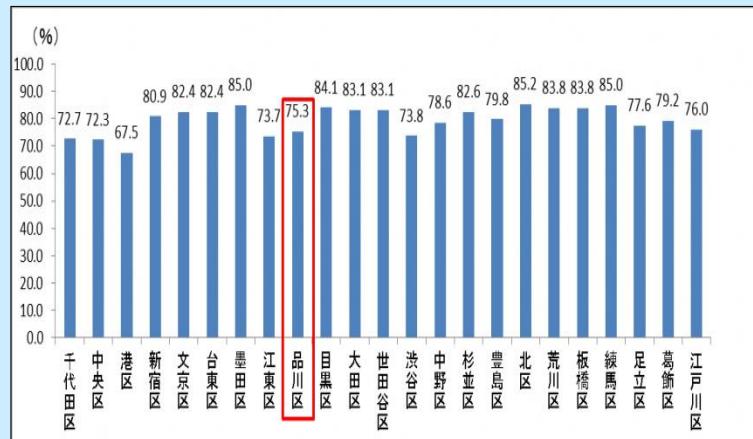
- ①地域の实情に即した施策を総合的に展開する
 - ・地方との共存・共栄に向け、自治体間連携だけでなく、民間企業や住民も含めた連携・交流を展開していく必要がある。
- ②都区制度改革・地方分権を一層推進する
 - ・都区のあり方検討や地方分権改革の動向を注視し、住民に身近な事務は基礎自治体が優先して実施するとした「基礎自治体優先の原則」のもと、国・都との役割分担の見直しに向けた働きかけを引き続き行う必要がある。
- ③ゆるぎない財政基盤を確立する
 - ・現時点では良好な財政状況を維持しているが、今後の人口構造の変化等を踏まえ、引き続き財政の健全性、安定性確保に向けた取り組みを進める必要がある。
 - ・安定した財源確保に向け、口座振替勧奨、クレジット・ペイジー収納等の普及促進を図る必要がある。
 - ・ふるさと納税制度の趣旨の正しい理解を促進するとともに、国に同制度の見直しを求めていく必要がある。

図表6-3-1 国家戦略特区を活用した区の取り組み

平成27年6月認定	大崎・夢さん橋において、企業、商店街等との連携のもと、道路空間等を活用した賑わいの創出につながるイベントを展開
平成28年4月認定	西大井広場公園内に保育園を整備
平成29年2月認定	しながわ区民公園内に保育園を整備

資料)品川区資料より作成

図表6-3-3 特別区の経常収支比率(平成29年度)



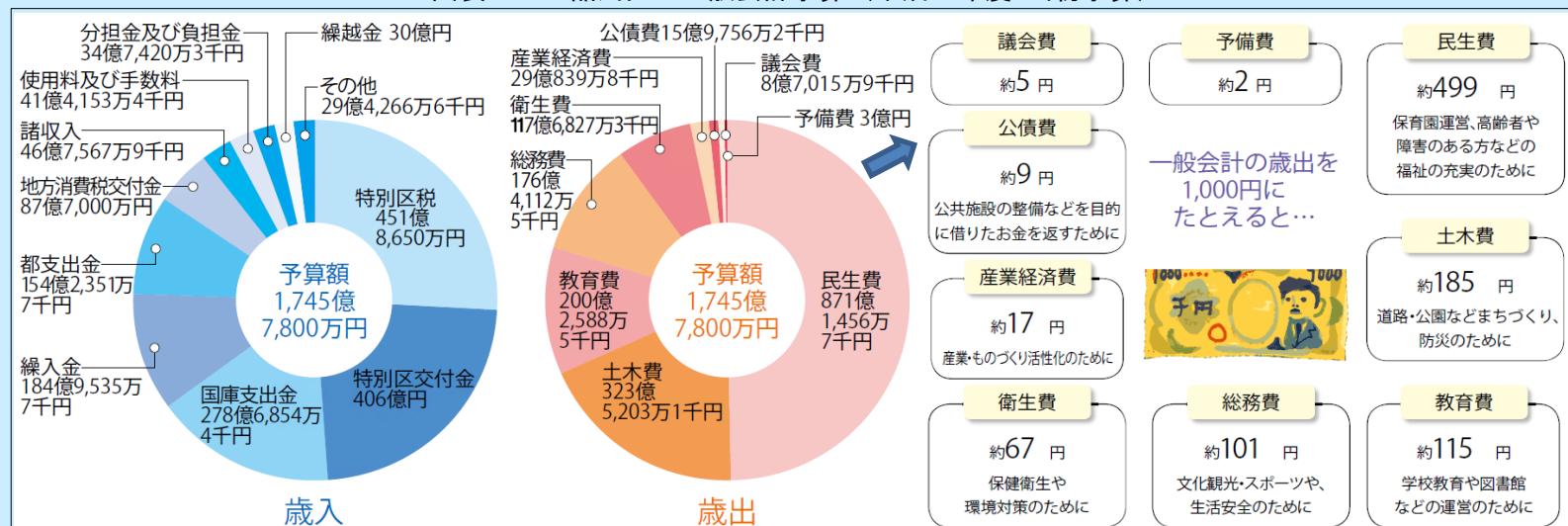
資料)東京都総務局「平成29年度東京都特別区普通会計決算の概要」より作成

図表6-3-2 全国自治体との連携事業

年度	主な連携事業
平成27年度	・しながわ水族館で坂井市の黄金ガニ等紹介イベント開催(坂井市)
平成28年度	・戸越銀座アンテナショップ開設誘致(坂井市)
	・全国シティプロモーションサミット共催(坂井市) ・地方交流物産展開催(11自治体参加)
平成29年度	・しながわ花海道への花ユリ植えつけ(坂井市)
	・大政奉還150周年記念幕末サミット(京都市ほか20自治体) ・成人式「二十歳の約束」(高知県)
平成30年度	・交流ツアー(坂井市)
	・連携協定締結(高知県) ・明治150年記念式典(高知県)

資料)品川区資料より作成

図表6-3-4 品川区の一般会計予算(平成30年度 当初予算)



資料)品川区「品川区勢要覧(2018年版)」より作成